



# 大牟田市第3次環境基本計画

2023(令和5年)3月  
大牟田市



## ごあいさつ

本市は、福岡県の最南端に位置し、有明海や三池山などの豊かな自然、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成要素である宮原坑や三池港など三池炭鉱関連の近代化産業遺産をはじめとした歴史的資産や、さらには大蛇山まつりなど本市固有の文化など多彩な地域資源を有する魅力あふれる都市です。

かつては、石炭産業を中心とした鉱工業都市として、我が国のエネルギーや産業を支えながら発展の歴史を刻みつつ、公害も経験してきました。

私たちは、かつての公害を経験し、克服してきた環境への深い認識のもと、2002（平成14）年3月に「大牟田市環境基本計画」、その後、2012（平成24）年3月には「大牟田市第2次環境基本計画」をそれぞれ策定し、めざす環境像を、「発想、そして工夫 みんなで創る環境都市 おおむた」と定め、環境のまちづくりに向けて、各施策の取組を進めてきました。

近年では、物の豊かさなどを追求してきた生活様式は、環境への負荷を増大させ、その影響は、地球の温暖化など、人類のみならずあらゆる生物の存続さえも脅かすことが懸念されています。

実際、地球の温暖化が原因の一つと考えられる自然災害の激甚化をはじめ、プラスチックごみによる海洋汚染、生物多様性の損失など、世界的な環境問題は深刻さを増しています。

これらの環境問題を解決するために地球温暖化対策を進めることは、世界共通の喫緊の課題であり、経済と環境の両立を図りながら、温室効果ガス削減の取組を確実に進め、脱炭素社会の実現を目指すことは、大変重要なこととなっているところです。

そのような中、人類と生活基盤を同じくする地球上のあらゆる生物と共に生きることのできる健全な環境を次世代につなぐことが求められており、環境負荷低減の取組は、全市をあげて進めていくことが必要となっています。

このため本市では、2031（令和13）年度までの環境行政の指針として、「大牟田市第3次環境基本計画」を策定し、市民・市民団体・事業者の皆さまとの自主的かつ積極的な協働により、新たな目指す環境像「豊かな地域と自然を次世代につなぐ持続可能な環境都市おおむた」の実現を目指してまいります。引き続き、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

結びにあたり、本計画の策定に関しまして、ご尽力を賜りました環境審議会の皆さま、貴重なご意見をお寄せいただきました皆さま並びに関係各位に心より感謝申し上げます。



大牟田市長 関 好孝



# もくじ

<b>第1章 大牟田市第3次環境基本計画とは</b> .....	1
<b>第1節 計画策定の背景</b> .....	1
1. 大牟田市の現状.....	1
2. 地域ごとの特徴.....	2
3. 大牟田市第2次環境基本計画（2012～2021）のふり返り.....	6
4. 計画の策定にあたって.....	8
<b>第2節 計画策定の目的</b> .....	10
<b>第3節 計画の基本的事項</b> .....	11
1. 計画の位置づけ.....	11
2. 計画の対象期間.....	11
3. 計画の対象地域.....	11
4. 計画の対象範囲.....	12
5. 計画の構成.....	13
<b>第2章 大牟田市が目指す環境の将来像</b> .....	14
<b>第1節 大牟田市の目指す環境像</b> .....	14
1. 目指す環境像.....	14
2. 基本方針.....	15
3. 実現に向けたそれぞれの役割.....	16
<b>第3章 施策体系と数値目標</b> .....	17
<b>第1節 基本方針と施策の柱</b> .....	17
<b>第2節 みちしるべの設定</b> .....	19
1. 「持続可能な環境配慮型社会への移行」へのみちしるべ.....	19
2. 「脱炭素社会への移行～地球温暖化防止及び気候変動への適応～」へのみちしるべ.....	19
3. 「循環型社会の実現」へのみちしるべ.....	19
4. 「自然共生社会の実現」へのみちしるべ.....	20
5. 「景観や文化遺産等の未来への継承」へのみちしるべ.....	20
6. 「健康で快適に暮らせる生活環境の形成」へのみちしるべ.....	20
<b>第3節 大牟田市環境基本計画とSDGsとの関係</b> .....	21
<b>第4章 施策の展開</b> .....	22
<b>第1節 基本方針1：持続可能な環境配慮型社会への移行</b> .....	22
1. 持続可能な地域共生社会づくりの推進.....	22
2. 農林水産業の振興と持続性の確保.....	25
3. 環境負荷低減に寄与する循環産業の創出と育成の推進.....	27
4. 環境配慮型ビジネス・ライフスタイルの促進.....	28
<b>第2節 基本方針2：脱炭素社会への移行～地球温暖化防止及び気候変動への適応～</b> .....	29
1. 再生可能エネルギーの導入・転換促進（緩和策）.....	29
2. 省エネルギー、省エネ性能向上機器導入の促進（緩和策）.....	30
3. 温室効果ガスの排出削減（緩和策）.....	31

4. 温室効果ガスの吸収源対策（緩和策） .....	32
5. 気候変動への適応（適応策） .....	33
<b>第3節 基本方針3：循環型社会の実現 .....</b>	<b>35</b>
1. 持続可能な消費と生産を考えた取組の推進 .....	35
2. 資源循環利用の推進 .....	36
<b>第4節 基本方針4：自然共生社会の実現 .....</b>	<b>38</b>
1. 緑地・里山の保全 .....	38
2. 水辺の保全 .....	39
3. 生物多様性の保全 .....	41
<b>第5節 基本方針5：景観や文化遺産等の未来への継承 .....</b>	<b>43</b>
1. 景観の保全 .....	43
2. 歴史・文化遺産の保護 .....	44
<b>第6節 基本方針6：健康で快適に暮らせる生活環境の形成 .....</b>	<b>45</b>
1. 大気環境の保全 .....	45
2. 水環境の保全 .....	46
3. 騒音・振動及び悪臭対策 .....	47
4. 化学物質等への対応 .....	49
5. 生活排水対策 .....	50
<b>第5章 計画の推進に向けて .....</b>	<b>51</b>
<b>第1節 計画の推進体制 .....</b>	<b>51</b>
<b>第2節 計画の進行管理 .....</b>	<b>52</b>

## 第 1 章

# 大牟田市 第 3 次 環境基本計画とは

---





# 第1章 大牟田市第3次環境基本計画とは

## 第1節 計画策定の背景

### 1. 大牟田市の現状

本市は福岡県の最南端に位置し、東西 14.06km、南北 10.87km に広がり、総面積が 81.45 km<sup>2</sup> となっています。また、4水系7河川（隈川、<sup>くまがわ</sup> 堂面川、<sup>どうめんがわ</sup> 白銀川、<sup>しらがねがわ</sup> 白銀川放水路、<sup>しらがねがわほうすいろ</sup> 長溝川、<sup>ながみぞがわ</sup> 大牟田川、<sup>おおむたがわ</sup> 諏訪川、<sup>すわがわ</sup>）の二級河川が、東部の三池山や大間山などの低山地帯から西部の<sup>ありあけかい</sup>有明海へ流れています。

人口は、1960（昭和 35）年の 205,766 人以降、減少傾向が続き、2020（令和 2）年で 111,281 人、世帯数は、2000（平成 12）年の 50,980 世帯以降、減少に転じ、2020（令和 2）年で 49,231 世帯となっています。

気象については、1991（平成 3）年から 2020（令和 2）年の 30 年間での平均気温が 16.5℃と比較的的温暖で、年間降水量は 1,900mm前後と内陸型気候区に属しています。

また、本市は、明治時代以降、<sup>みいけだんこう</sup>三池炭鉱と石炭化学コンビナートの隆盛とともに急速な発展を遂げ、我が国の産業・経済の発展に大きく貢献する一方で、長年にわたる公害問題を経験し、克服してきた経緯があります。

現在も、「脱炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」等の実現に向けて、市民、市民団体、事業者、市の協働により、環境負荷低減に向けた取組を進めています。

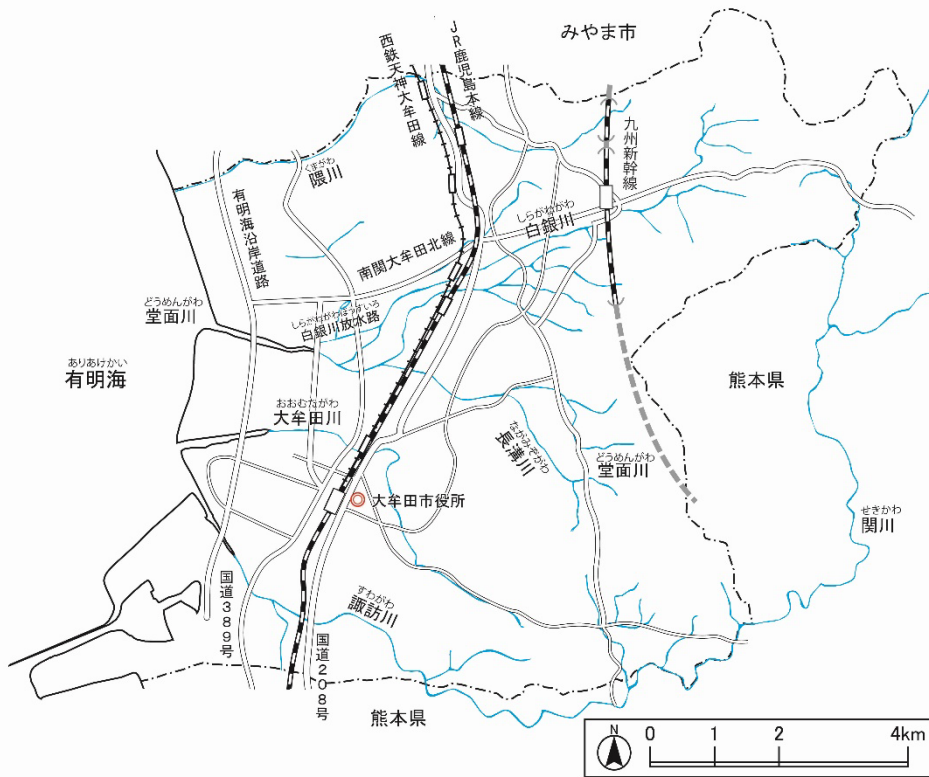


図 1-1 大牟田市域図



## 2. 地域ごとの特徴

本市の地域ごとの特徴を整理します。

地域の区分は、「大牟田市都市計画マスタープラン 第5章地域別構想」を参考としました。これは、より住民のコミュニティの一体性を踏まえた区分として地区公民館単位の6地域による地域区分を設定したものとなっています。

地域ごとの特徴は、「大牟田市都市計画マスタープラン 第5章地域別構想」の「市民が考える地域のまちづくりの課題」を環境面からの現況と課題の視点で抽出・整理しました。



図 1-2 地域区分

(1) <sup>よしの</sup>吉野地域（<sup>かみうち</sup>上内・<sup>よしの</sup>吉野・<sup>くらなが</sup>倉永）

項目	現況と課題
現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉野地域は、市の最北部に位置し、地域の北側と東側は稲荷山から続く丘陵地の山林や農地に囲まれた自然豊かな地域です。</li> <li>・丘陵地の樹園地や広大な田園風景が広がり、緑豊かな自然や生き物を目にする事ができる地域でもあります。</li> <li>・市街化調整区域内にある農地は、農産物を供給する機能と合わせ、洪水調節機能や良好な景観の形成などの機能を備えています。</li> </ul>
課題	<p>&lt;既存集落の活力の維持&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域に点在する既存集落では、高齢化率が高く、農業従事者の不足による荒廃農地や老朽空家の増加、コミュニティの衰退などが顕著となっており、農地や山林の適切な保全を図るためにも既存集落の活力を維持する取組が求められます。</li> </ul> <p>&lt;豊かな自然環境の保全・活用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吉野地域を象徴する豊富な自然環境の保全と、市民が身近な自然に触れあえる場としての活用及び良好な自然景観の維持が求められます。</li> <li>・地域内を流れる白銀川沿いの自然環境の保全と生活に潤いを与える良好な親水空間の確保が求められます。</li> </ul> <p>&lt;集中豪雨時の浸水対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の局所的な大雨による雨量の増加により、氾濫危険水位の超過、潮位の上昇などから、雨水を河川などへ自然排水できない状況が発生し、浸水被害が生じています。隈川流域の周辺市や白銀川流域の事業者や市民も含めた流域のあらゆる関係者が協働して、被害の減少・軽減を目指す「流域治水」を進めていく必要があります。</li> </ul>

(2) <sup>てがま</sup>手鎌地域（<sup>てがま</sup>手鎌・<sup>めいじ</sup>明治）

項目	現況と課題
現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手鎌地域は、市の北西部に位置し、地域の東側は、甘木山から続く丘陵地がみられ、北側には黒崎公園があります。地域西側には、有明海に面して干拓地や農地が広がり、地域の東西を横断する堂面川や白銀川があるなど、山や海、河川に囲まれた自然豊かな地域です。また、水産資源に恵まれた地域でもあります。</li> <li>・新開・健老地区には、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指す「大牟田エコタウン」を有しています。</li> </ul>
課題	<p>&lt;豊かな自然環境の保全・活用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手鎌地域は、甘木山や黒崎山などの山林と海岸部に広がる農地、有明海の干潟などの多くの自然要素を有する地域であるため、それぞれの自然要素の保全が求められます。</li> <li>・甘木山や黒崎山の山頂は、大牟田の市街地と有明海の干潟、広大な農地を一望することができる優れた景観スポットであることから、レクリエーションの場としての活用が求められます。</li> <li>・地域内を流れる堂面川や白銀川沿いの自然環境の保全と生活に潤いを与える良好な親水空間の確保が求められます。</li> </ul> <p>&lt;集中豪雨時の浸水対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の局所的な大雨による雨量の増加により、氾濫危険水位の超過、潮位の上昇などから、雨水を河川などへ自然排水できない状況が発生し、浸水被害が生じています。これらに対応するため、堂面川や白銀川流域の事業者や市民も含めたあらゆる関係者が協働して、被害の減少・軽減を目指す「流域治水」を進めていく必要があります。</li> </ul>

(3) <sup>みいけ</sup>三池地域（<sup>たかとり</sup>高取・<sup>みいけ</sup>三池・<sup>はやまだい</sup>羽山台・<sup>ぎんすい</sup>銀水）

項目	現況と課題
現況	<p>・三池地域は、市の東部に位置し、地域の中央部から東部にかけては、大間山、高取山、三池山から続く丘陵地で、多くが山林と農地で形成され、県や市指定の文化財が点在しています。地域の南部から中央部を経て西側には、堂面川や長溝川が流れ、三池山の麓で臥龍梅や紫陽花などが鑑賞でき、三池初市など歴史的な地域行事が開催される地域です。</p>
課題	<p>&lt;豊かな自然環境の保全・活用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域東部に広がる大間山や三池山の豊かな自然環境の保全を図り、山麓に点在する歴史資源等を活用したレクリエーションの場としての活用が求められます。</li> <li>・市街地を流れる堂面川や長溝川沿いの自然環境を保全し、堂面川ふれあい公園などの親水空間の確保及び充実が求められます。</li> </ul> <p>&lt;集中豪雨時の浸水対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の局所的な大雨による雨量の増加により、氾濫危険水位の超過、潮位の上昇などから、雨水を河川などへ自然排水できない状況が発生し、浸水被害が生じています。これらに対応するため、ため池や堂面川、長溝川流域の事業者や市民も含めたあらゆる関係者が協働して、被害の減少・軽減を目指す「流域治水」を進めていく必要があります。</li> </ul>

(4) <sup>ちゅうおう</sup>中央地域（<sup>たいしょう</sup>大正・<sup>なかも</sup>中友・<sup>おおむたちゅうおう</sup>大牟田中央・<sup>しらかわ</sup>白川・<sup>ひらばる</sup>平原）

項目	現況と課題
現況	<p>・中央地域は、本市の中心に位置し、平野部に市街地が広がる利便性の高い地域です。地域の南部には、延命公園があり、緑豊かな都市空間となっており、公園内には、動物と触れ合いも体験できる動物園があります。また、公園周辺では、緑と調和した良好な市街地環境を維持するために風致地区が定められています。さらに、地域内には、堂面川や大牟田川が流れています。</p>
課題	<p>&lt;市街地内の居住環境の改善&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地内の空家が増加しているため、住宅地再生に向けた取組が求められます。</li> <li>・狭隘道路が多く残り、災害に対し脆弱な地域北部の平原小学校区では、良好な居住環境の形成に向けた市街地整備が求められます。</li> </ul> <p>&lt;交通利便性が低い地域への交通確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央地域は、公共交通の利便性に優れた地域であり、大部分が公共交通機関の利用圏内に含まれていますが、一部の交通利便性の低い地域に対しては、校区まちづくり協議会等の活用による地元主体の地域交通の取組が求められます。</li> </ul> <p>&lt;集中豪雨時の浸水対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の局所的な大雨による雨量の増加により、氾濫危険水位の超過、潮位の上昇などから、雨水を河川などへ自然排水できない状況が発生し、浸水被害が生じています。これらに対応するため、堂面川や大牟田川流域の事業者や市民も含めたあらゆる関係者が協働して、被害の減少・軽減を目指す「流域治水」を進めていく必要があります。</li> </ul>

(5) <sup>みかわ</sup>三川地域 (みなと・<sup>てんりょう</sup>天領)

項目	現況と課題
現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三川地域は、市の南西部に位置し、西側には、「明治日本の産業革命遺産」として世界文化遺産に登録された三池港があり、現在も重要港湾として機能しています。また、三池港エリアには、旧三池海水浴場があり、干潮時には干潟の生物を観察することができます。北部には諏訪公園があり、緑豊かなレクリエーション空間となっています。地域内の南東部から諏訪公園の横を諏訪川が流れています。</li> </ul>
課題	<p>&lt;市街地内の居住環境の改善&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三川地域は、古くから市街地が形成され、高い人口密度を有しているため、生活道路の整備などの良好な居住環境の形成に向けた市街地整備が求められます。</li> <li>・地域東部の斜面地に位置する片平地区は、生活道路などの都市基盤整備が脆弱であり、良好な居住環境の形成に向けた取組が求められます。</li> <li>・市街地内では、空家が増加しており、点在する遊休農地を含め、住宅地再生に向けた取組が求められます。</li> </ul> <p>&lt;集中豪雨時の浸水対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の局所的な大雨による雨量の増加により、氾濫危険水位の超過、潮位の上昇などから、雨水を河川などへ自然排水できない状況が発生し、浸水被害が生じています。諏訪川流域の熊本県や周辺市町、更に事業者や市民も含めた流域のあらゆる関係者が協働して、被害の減少・軽減を目指す「流域治水」を進めていく必要があります。</li> </ul>

(6) <sup>かつだち</sup>勝立・<sup>はやめ</sup>駿馬地域 (天の原・<sup>あま</sup>玉川・<sup>はら</sup>天原・<sup>たまがわ</sup>玉川・<sup>はやめ</sup>駿馬)

項目	現況と課題
現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勝立・駿馬地域は、市の南部に位置し、地域の東部は、高取山や三池山から続く丘陵地となっており、多くが山林と農地で形成されています。地域の西部には、諏訪川が流れており、諏訪川では自然に親しみ、水辺の自然環境に親しみ、水辺の環境保全の大切さを再認識してもらうためのカヌー事業等が実施されています。また、地域内には「明治日本の産業革命遺産」として世界文化遺産に登録された宮原坑や三池炭鉱専用鉄道敷跡があります。</li> </ul>
課題	<p>&lt;市街地内の居住環境の改善&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勝立・駿馬地域は、生活道路に関しては狭隘道路も多く、災害に対しては脆弱であることから、良好な居住環境の形成に向けた市街地の整備が求められます。</li> <li>・市街地内では、空家が増加しており、点在する遊休農地を含め、住宅地再生に向けた取組みが求められます。</li> </ul> <p>&lt;豊かな自然環境の保全・活用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地を取り囲む農地や三池山の自然環境の保全を図ることが求められます。</li> <li>・市街地を流れる諏訪川沿いの自然環境を保全し、生活に潤いを与える良好な親水空間の創出が求められます。</li> </ul> <p>&lt;集中豪雨時の浸水対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の局所的な大雨による雨量の増加により、氾濫危険水位の超過、潮位の上昇などから、雨水を河川などへ自然排水できない状況が発生し、浸水被害が生じています。諏訪川流域の熊本県や周辺市町、更に事業者や市民も含めた流域のあらゆる関係者全員が協働して、被害の減少・軽減を目指す「流域治水」を進めていく必要があります。</li> </ul>

### 3. 大牟田市第2次環境基本計画（2012～2021）のふり返り

本市は、2012（平成24）年3月に「大牟田市第2次環境基本計画（2012～2021）」を策定し、目指す環境像「発想、そして工夫 みんなで創る環境都市、おおむた」の実現に向けて、「安全で安心な社会の実現」「低炭素社会の実現」「循環型社会の実現」「自然共生社会の実現」「みんなで創る環境都市の実現」の5つの基本方針を設定して取り組んできました。

その結果、2021（令和3）年度末現在で、当該計画で設定した20項目の「みちしるべ」（数値目標）のうち、10項目で目標を達成し、5項目で数値が計画策定時よりも向上しています。

表 1-1 みちしるべ（数値目標）

みちしるべ（数値目標）	H22 （策定時）	R2 （実績）	達成 目標	達成 状況
大気環境基準『浮遊粒子状物質』の達成率	22%	100%	100%	達成
大気環境基準『光化学オキシダント』の達成率	0%	0%	100%	未達成
大気環境基準『有害大気汚染物質』の達成率	100%	100%	100%	達成
大気環境基準『PM2.5（微小粒子状物質）』の達成率	0%	100%	100%	達成
大気環境基準『ダイオキシン類』の達成率	100%	100%	100%	達成
水質環境基準『健康項目』の達成率	100%	100%	100%	達成
水質環境基準『BOD（生物化学的酸素要求量）』の達成率	55.6%	77.8%	100%	向上
水質環境基準『ダイオキシン類』の達成率	100%	100%	100%	達成
生活排水処理率	50.8%	66.8%	81.2%	向上
騒音環境基準『道路に面する地域』の達成率	100%	99.7%	100%	後退
家庭用太陽光発電システム設置数	961基	2,975基	2,700基	達成
家庭1世帯のCO <sub>2</sub> （二酸化炭素）排出量の削減率	*13.1 t-CO <sub>2</sub> /世帯	*238.7%	6.5%	達成
市民1人あたりの収集可燃ごみ排出量	578g/日	580g/日	570g/日	後退
一般廃棄物の資源化量	6,630t/年	3,308t/年	7,000t/年	後退
市内で確認できる絶滅危惧種数	14種	78種	20種	達成
市内の全河川全延長のうち環境に配慮した護岸の整備割合	5.6%	10.4%	10%	達成
市街化区域の良好な緑の保全にむけた保存樹・保存林の指定面積	8.3ha	9.6ha	10.3ha	向上
環境活動評価プログラムへの参加事業者数	5事業者	6事業者	10事業者	向上
環境活動団体数	14団体	18団体	30団体	向上
環境学習講座などの開催回数	273回/年	*3130回/年	365回/年	後退

※1 平成19年度の実績値。

※2 令和元年度の実績値。

※3 令和2年度は新型コロナ拡大防止等のため講座等の開催を中止した影響がある。

なお、コロナ禍前の2015（平成27）年度から2019（令和元）年度の5年平均は219回/年であった。

未達成および後退の5項目の一つである「光化学オキシダント」については、環境基準が全国的にも未達成であり、この原因としては、大陸からの大気汚染物質の移流の影響と考えられます。

「道路に面する地域」の騒音については、「自動車騒音常時監視」において、対象住居等301戸中の1戸が環境基準を超過したことによるものです。

「市民1人あたりの収集可燃ごみ排出量」については、令和2年7月豪雨災害による災害廃棄物の一部が、収集可燃ごみとして排出されたことによるものと考えられます。

「一般廃棄物の資源化量」については、民間事業者による紙などの回収ボックス設置等の影響により、市が収集する量が減少したことによるものと考えられます。

「環境学習講座などの開催回数」については、新型コロナウイルス感染拡大防止等のため講座等の開催を中止した影響によるものです。

未達成を含む20項目の「みちしるべ」（数値目標）については、今後も良好な環境の保全・創造に資する要素の一つとして取り組んでいく必要がありますので、次期計画の施策において、取組を着実に実施していくことにより達成につなげていくこととします。

#### 4. 計画の策定にあたって

本市では、2002（平成 14）年 3 月に環境基本条例を制定し、同年 4 月 1 日に施行しました。同条例第 8 条に基づき、第 2 次環境基本計画（2012～2021）を策定し、めざす環境像を、「発想、そして工夫 みんなで創る環境都市 おおむた」と定め、その実現に向けて、基本方針のもと各施策に取り組み、一定の成果をあげてきました。

しかし近年、気候変動が一因と考えられる異常気象や局地的大雨に伴う洪水・大規模浸水等が頻発し、数十年に一度といわれるような自然災害が、日本各地のみならず本市においても発生して大きな被害をもたらしています。

国連の機関である「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が、2021（令和 3）年 8 月に取りまとめた第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書では、気候変動が人間活動によることは疑う余地がないと報告しており、温室効果ガスの排出削減が世界の急務であることを再確認しました。

気候変動の緩和や適応への取組は、地球規模での重要な課題になっています。

我が国も世界各国と歩調をあわせて、2020（令和 2）年 10 月に、「人の活動によって発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全・強化によって吸収される量との均衡が保たれた社会である脱炭素社会（カーボンニュートラル社会）を 2050（令和 32）年までに実現させる。」ことを宣言し、翌 2021（令和 3）年 4 月には、気候サミットにおいて、「2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出を 2013（平成 25）年度から 46%削減することを目指す。さらに 50%の高みに向け、挑戦を続ける」ことを表明しました。

2021（令和 3）年 6 月には、これを「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）の基本理念に含めることなどの法改正を行い、さらに、温対法に基づく「地球温暖化対策計画」やエネルギー政策基本法に基づく「エネルギー基本計画」の改訂をはじめ、「国・地方脱炭素実現会議」（2020（令和 2）年 12 月設置）による「地域脱炭素ロードマップ」の策定、政府による「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」、農林水産省による「みどりの食料システム戦略」、国土交通省による「グリーン社会の実現に向けた国土交通グリーンチャレンジ」の策定、翌 2022（令和 4）年には、「エネルギー使用の合理化等に関する法律」や「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正が行われるなど、気候変動対策への取組が大きく動きつつあり、社会全体がカーボンニュートラルの方向へ動きはじめました。

そのロードマップの中で、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界に広げるために、2030（令和 12）年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示したところです。

さらに近年では、気候変動の問題に加えて、プラスチック廃棄物の環境中への廃棄によるマイクロプラスチックによる生態系への悪影響やひいては人の健康への被害も心配されるようになり、また、2010（平成 22）年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（CBD・COP10）で採択された「愛知目標」（生物多様性への危機の克服のために 2020（令和 2）年までの取組の強化を訴えた目標）が十分には達成できていないことも明らかになっていて、これらの課題に対する地域でのさらなる取組も必要

になっています。

今後は、温対法及び地球温暖化対策計画〔2021（令和3）年10月22日閣議決定〕並びに気候変動適応法及び同法に基づく気候変動適応計画〔2021（令和3）年10月22日閣議決定〕を基盤として、2050（令和32）年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこととなっています。

このような状況を踏まえて、福岡県は2022（令和4）年3月に、環境分野の施策大綱である「第五次福岡県環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）」を策定し、また「福岡県生物多様性戦略2022－2026」、「第二次福岡県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

この福岡県環境総合ビジョンでは、第四次計画に引き続きSDGsの考え方を取り入れるとともに「環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会へ」を将来像に掲げ、グリーン社会の実現を推し進めるため、脱炭素社会への移行やワンヘルスの理念に沿った生物多様性保全の取組など、7つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿を示しています。

本市においても、気候変動が一因と考えられる、近年の度重なる集中豪雨による浸水被害の発生など、環境面での課題が深刻化してきています。

また、海洋プラスチックごみ問題や食品ロス削減など新たに顕在化した環境問題や、生物多様性の保全など引き続き取り組むべき課題、人口減少・少子高齢化等に起因する地域課題の顕在化や社会インフラの老朽化等の進行を踏まえ、地域の環境政策と経済・社会的課題を同時解決できる具体的な方法とともに、それを具現化するための持続可能な体制を見出すことが求められています。

さらに、人々の価値観や生活様式の多様化が急速に進む中、自主的・主体的な環境配慮行動を促進するためには、市民・市民団体・事業者・市の協働による取組が重要となっています。

これらの課題をはじめとして、本市の抱える環境政策の課題に取り組むために、大牟田市第2次環境基本計画の実績を踏まえ、さらに「大牟田市第6次総合計画」の示す目標に基づいて、市民、市民団体、事業者及び市の協働のもと、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「大牟田市第3次環境基本計画」を策定することといたします。



## 第2節 計画策定の目的

環境基本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する取組を進めていくうえでの指針であるとともに、市民、市民団体、事業者、市の各主体が担うべき役割を明らかにするものです。

本計画は、市の総合計画を上位計画とし、その実現を環境面から推進するとともに、「大牟田市環境基本条例」の基本理念に基づいて環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

大牟田市環境基本条例 [2002（平成14）年3月制定] 抜粋

### ●目的（第1条）

この条例は、本市における良好な環境の保全及び創造に関する基本理念を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な事項を定め、これらに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するとともに、地球の環境保全に寄与することを目的とする。

### ●基本理念（第3条）

1. 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要な環境を確保し、これを将来の世代へ継承することを目的として行われなければならない。
2. 良好な環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続可能な循環を基調とした社会を構築するため、世代を超えたすべてのものの公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に推進しなければならない。
3. 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を営む上で極めて重要であることから、すべてのものがそれぞれの事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進しなければならない。

### ●環境基本計画（第8条）

1. 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。
2. 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1)良好な環境の保全及び創造に関する目標
  - (2)良好な環境の保全及び創造に関する長期的かつ総合的な施策の大綱
  - (3)良好な環境の保全及び創造に関する配慮指針
  - (4)前3号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3. 市長は、10年ごとに又は社会経済状況の変化等に柔軟かつ適切に対応していくために必要があると認めるときは、環境基本計画を変更するものとする。

## 第3節 計画の基本的事項

### 1. 計画の位置づけ

本計画は、「大牟田市環境基本条例」第8条に基づいて、本市のめざす環境像や分野ごとの目標、施策の大綱、配慮指針等を定める環境分野におけるマスタープランとなっています。

このような位置づけのもとで、本計画は「大牟田市地球温暖化対策実行計画」をはじめとする部門別計画や環境分野に関連する計画及び施策を立案するうえでの指針となります。

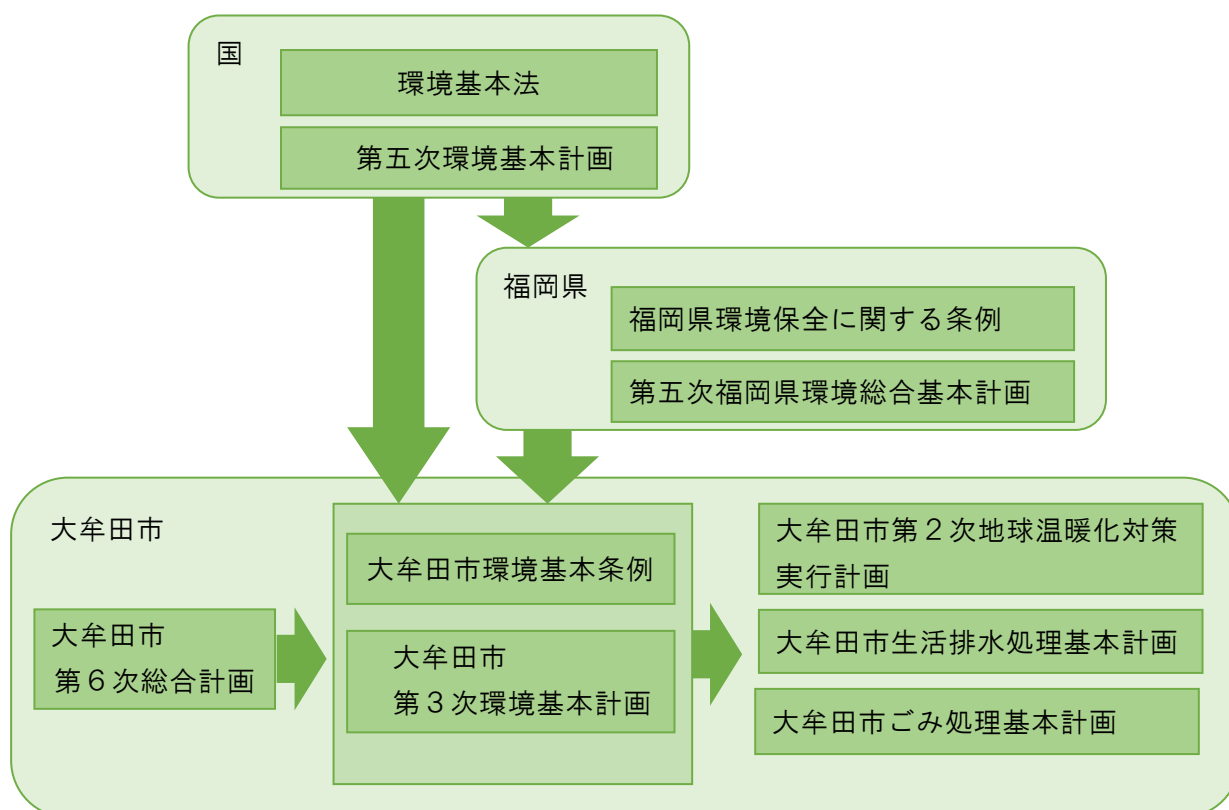


図 1-3 大牟田市第3次環境基本計画体系図

### 2. 計画の対象期間

本計画の対象期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間です。

なお、環境や社会情勢の変化に適切に対応し、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

### 3. 計画の対象地域

本計画の対象とする地域は、本市全域です。なお、市の環境は、周辺自治体とのかわりも強く、課題によっては、国・県や関係自治体と協力して取り組んでいきます。

#### 4. 計画の対象範囲

計画を実行性のあるものにするためには、施策の対象範囲を整理しておく必要があります。そこで、本計画が対象とする範囲は、大牟田市第2次環境基本計画でも対象範囲としていた「社会環境」、「地球環境」、「自然環境」、「文化環境」及び「生活環境」の各分野とします。

本計画の対象範囲は、おおむね以下のとおりとします。

表 1-2 計画の対象範囲

対象分野	説明	キーワード
社会環境	持続可能な環境保全活動に取り組める仕組みづくりを目的とします。	環境教育・学習、 空家管理、 環境保全活動、 地域公共交通網の形成
地球環境	世界各国と歩調をあわせた地球規模の環境問題に対処すべく、取組を実践していくことを目的とします。	再生可能エネルギー、 省エネルギー、脱炭素
自然環境	健全な自然環境を保全し、生物の生息・生育環境の保全と回復を目的とします。	緑地、里山、水辺、 生物多様性
文化環境	景観保全及び歴史・文化遺産の保護などによる快適なまちづくりを目的とします。	景観保全、空家管理、 歴史・文化遺産
生活環境	産業公害及び人の生活で発生する環境問題（騒音・振動・悪臭等）の抑制と廃棄物対策を目的とします。	大気、騒音、振動、 悪臭、生活排水対策、 3R

## 5. 計画の構成

本計画は、「大牟田市第3次環境基本計画とは」、「大牟田市が目指す環境の将来像」、「施策体系と数値目標」、「施策の展開」、「計画の推進に向けて」の5章構成とします。

本計画の目次構成と大牟田市環境基本条例第8条に規定する環境基本計画に定める事項との関係は以下のとおりです。

大牟田市第3次環境基本計画	
第1章 大牟田市第3次環境基本計画とは	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定の背景</li> <li>・ 計画策定の目的</li> <li>・ 計画の基本的事項 位置付け、対象期間、対象地域、対象範囲、構成</li> </ul>
第2章 大牟田市が目指す環境の将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 目指す環境像 豊かな地域と自然を次世代につなぐ 持続可能な環境都市おおむた</li> <li>● 基本方針</li> <li>● 実現に向けたそれぞれの役割</li> </ul>
第3章 施策体系と数値目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本方針と施策の柱 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ みちしるべの設定</li> <li>・ 大牟田市環境基本計画とSDGsとの関係</li> </ul> </li> </ul>
● 第4章 施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本方針1：持続可能な環境配慮型社会への移行</li> <li>・ 基本方針2：脱炭素社会への移行～地球温暖化防止及び気候変動への適応～</li> <li>・ 基本方針3：循環型社会の実現</li> <li>・ 基本方針4：自然共生社会の実現</li> <li>・ 基本方針5：景観や文化遺産等の未来への継承</li> <li>・ 基本方針6：健康で快適に暮らせる生活環境の形成</li> </ul>
● 第5章 計画の推進に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の推進体制</li> <li>・ 計画の進行管理</li> </ul>

大牟田市環境基本条例第8条に規定している事項	凡例
良好な環境の保全及び創造に関する目標	●
良好な環境の保全及び創造に関する長期的かつ総合的な施策の大綱	●
良好な環境の保全及び創造に関する配慮指針	●
良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	●

## 第2章

# 大牟田市が目指す 環境の将来像

---





## 第2章 大牟田市が目指す環境の将来像

### 第1節 大牟田市の目指す環境像

#### 1. 目指す環境像

本計画の上位計画である大牟田市第6次総合計画「まちづくり総合プラン 2020～2023」では、第5次総合計画で掲げた都市像と基本目標を継承し、その実現に向けた様々な取組を、引き続き市民等との協働により進めています。

#### 第6次総合計画における目指す都市像

人が育ち、人でにぎわい、人を大切にすほっとシティおおむた

#### 第6次総合計画における基本目標

**はぐくみ** 未来を拓く人がはぐくまれています

**にぎわい** 地域の宝が活かされ、にぎわいのあるまちになっています

**やさしさ** 支えあい、健やかに暮らせています

**くらし** 都市と自然が調和した快適なまちになっています

**あんしん** 安心して安全に暮らせています

本計画では、総合計画における都市像を環境面から捉えなおし、

大牟田市の目指す環境像を次のとおり定めます。

#### 【目指す環境像】

豊かな地域と自然を次世代につなぐ

持続可能な環境都市おおむた

#### 【目指す環境像に込められた意味】

私たちの豊かな暮らしは、地域に暮らす人々の元気な活動が支えています。これは、第6次総合計画における基本目標の「にぎわい」につながります。本市固有の文化的財産である大蛇山<sup>だいじゃやま</sup>をはじめ、本市の発展にかかわりの深い近代化産業遺産、鉄道や道路などの広域交通ネットワーク、さらには、有明海や三池山<sup>みいけざん</sup>などの自然の豊かさ、これらの地域の宝が活かされ、人でにぎわう豊かな地域を豊かな自然とともに次世代へつないでいくという意味を込めています。

## 2. 基本方針

今後は「目指す環境像」の実現に向けて、次の6つを基本方針として掲げ、施策や取組を推進していきます。

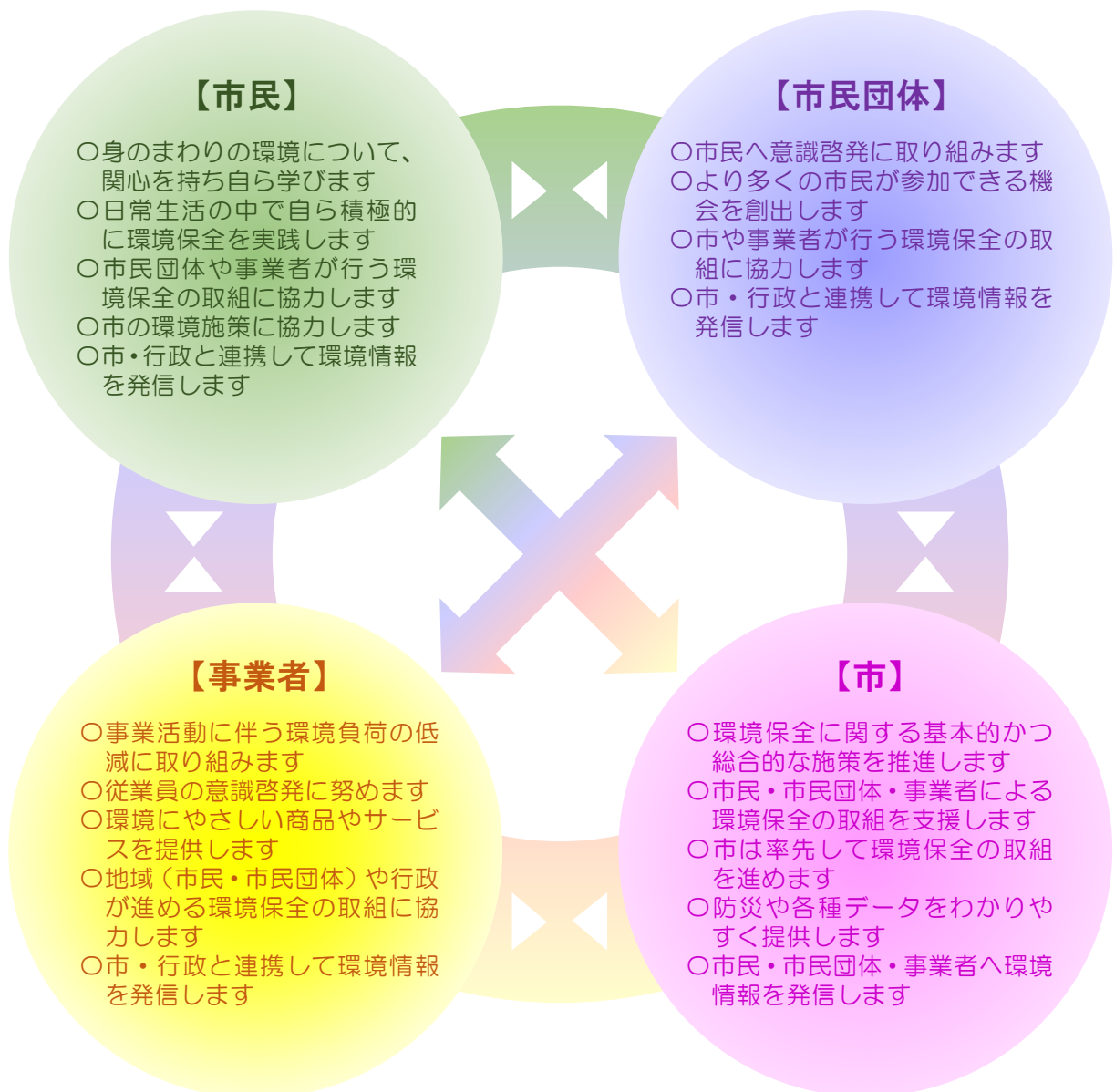
<p><b>【基本方針1：持続可能な環境配慮型社会への移行】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 持続可能な地域共生社会づくりの推進</li><li>・ 農林水産業の振興と持続性の確保</li><li>・ 環境負荷低減に寄与する循環産業の創出と育成の推進</li><li>・ 環境配慮型ビジネス・ライフスタイルの促進</li></ul>
<p><b>【基本方針2：脱炭素社会への移行～地球温暖化防止及び気候変動への適応～】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 再生可能エネルギーの導入・転換促進（緩和策）</li><li>・ 省エネルギー、省エネ性能向上機器導入の促進（緩和策）</li><li>・ 温室効果ガスの排出削減（緩和策）</li><li>・ 温室効果ガスの吸収源対策（緩和策）</li><li>・ 気候変動への適応（適応策）</li></ul>
<p><b>【基本方針3：循環型社会の実現】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 持続可能な消費と生産を考えた取組の推進</li><li>・ 資源循環利用の推進</li></ul>
<p><b>【基本方針4：自然共生社会の実現】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 緑地・里山の保全</li><li>・ 水辺の保全</li><li>・ 生物多様性の保全</li></ul>
<p><b>【基本方針5：景観や文化遺産等の未来への継承】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 景観の保全</li><li>・ 歴史・文化遺産の保護</li></ul>
<p><b>【基本方針6：健康で快適に暮らせる生活環境の形成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 大気環境の保全</li><li>・ 水環境の保全</li><li>・ 騒音・振動及び悪臭対策</li><li>・ 化学物質等への対応</li><li>・ 生活排水対策</li></ul>

### 3. 実現に向けたそれぞれの役割

大牟田市環境基本条例では、基本理念において「良好な環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な循環を基調とした社会を構築するため、世代を超えたすべてのものの公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に推進しなければならない」と規定されています。

本計画の推進にあたっては、市民、市民団体、事業者、市の4つの主体が互いに協働しながら自主的・積極的にその取組を実施していくことが必要であり、以下に「実現に向けたそれぞれの役割」を示します。

#### それぞれの役割





## 第3章

# 施策体系と数値目標

---





## 第3章 施策体系と数値目標

### 第1節 基本方針と施策の柱

豊かな地域と自然を次世代につなぐ 持続可能な環境都市おおむた

#### ●基本方針1：持続可能な環境配慮型社会への移行

1.持続可能な地域共生社会づくりの推進

2.農林水産業の振興と持続性の確保

3.環境負荷低減に寄与する循環産業の創出と育成の推進

4.環境配慮型ビジネス・ライフスタイルの促進

#### ●基本方針2：脱炭素社会への移行～地球温暖化防止及び気候変動への適応～

1.再生可能エネルギーの導入・転換促進(緩和策)

2.省エネルギー、省エネ性能向上機器導入の促進(緩和策)

3.温室効果ガスの排出削減(緩和策)

4.温室効果ガスの吸収源対策(緩和策)

5.気候変動への適応(適応策)

#### ●基本方針3：循環型社会の実現

1.持続可能な消費と生産を考えた取組の推進

2.資源循環利用の推進

#### ●基本方針4：自然共生社会の実現

1.緑地・里山の保全

2.水辺の保全

3.生物多様性の保全

#### ●基本方針5：景観や文化遺産等の未来への継承

1.景観の保全

2.歴史・文化遺産の保護

#### ●基本方針6：健康で快適に暮らせる生活環境の形成

1.大気環境の保全

2.水環境の保全

3.騒音・振動及び悪臭対策

4.化学物質等への対応

5.生活排水対策

目指す環境像を達成するための6の基本方針のもとに、21の基本目標と柱となる施策を示します。

### 【柱となる施策】

- (1)各主体の情報提供や連携等のネットワークを構築します
- (2)コンパクトシティの推進および公共交通の利用を促進します
- (3)持続可能な地域づくりを推進します
- (4)地域の環境について学びを進めます
- (5)地域における環境の担い手づくりを進めます
- (6)地域の環境保全に向け協働できる仕組みづくりを進めます

- (1)魅力ある農業を振興します (2)海岸環境の保全に取り組みます

- (1)環境負荷低減に寄与する循環産業の創出と育成を進めます

- (1)環境配慮型ビジネススタイルを普及します (2)環境配慮型ライフスタイルを普及します

- (1)再生可能エネルギーの利用を推進します

- (1)省エネルギー、高効率な省エネ機器の導入を進めます

- (1)脱炭素型のまちづくりを推進します

- (1)森林・都市公園等を保全します

- (1)防災・減災に向けた取組を進めます (2)暑熱に対する取組を進めます

- (1)ごみの排出抑制を推進します

- (1)ごみの資源化を推進します (2)ごみの適正処理を推進します

- (1)里地里山を保全します (2)地域の緑化を進めます (3)緑とのふれあいを大切にします

- (1)良好な水辺環境を保全します (2)水辺とのふれあいを大切にします

- (1)動植物の生息・生育状況の把握を進めます (2)貴重な動植物の生息・生育環境を保全します (3)生態系サービスの持続可能な利用を進めます

- (1)景観資源を活かしたまち並みづくりを推進します (2)まちの美化活動を推進します

- (1)歴史・文化的資源の保護と継承を進めます

- (1)大気環境の継続的な監視を進めます (2)事業活動にともなう大気汚染を防止します (3)交通にともなう大気汚染を防止します

- (1)水環境の継続的な監視を進めます (2)事業活動にともなう水環境の汚濁を防止します

- (1)騒音の継続的な監視を進めます (2)事業活動にともなう騒音・振動、悪臭対策を進めます (3)暮らしにともなう快適な音環境やかおり環境づくりを進めます (4)交通にともなう騒音・振動対策を進めます

- (1)化学物質の適正使用・適正管理を進めます

- (1)生活排水対策による水質の汚濁を防止します

## 第2節 みちしるべの設定

本計画では、今後の計画の進行状況を把握するための指標、すなわち目標年度までに達成すべき数値目標と、目指す環境像を達成する上で維持することが望ましい環境の状態の目安となる指標、すなわち毎年度達成すべき数値目標を合わせて「みちしるべ」として定めます。

### 1. 「持続可能な環境配慮型社会への移行」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
○公共交通による人口カバー率の維持 →2015（平成27）年度 81.3%	81.3%
○環境活動団体数 →2021（令和3）年度 17団体	20団体
●環境学習講座などの開催回数 →2019（令和元）年度 245回	300回

備考）○は目標年度までに達成すべき数値目標、●は毎年度達成すべき数値目標を示す。

“公共交通による人口カバー率”は、駅から800m圏域、バス停から300m圏域内に居住する人口の市全体人口に対する割合を算出するものとする。なお、本市立地適正化計画に基づき設定。

“環境活動団体数”は、環境保全活動を目的とする団体として本市が把握している数とする。

“環境学習講座などの開催回数”は、市役所各部局等が実施する出前講座やイベント・行事等のうち、環境に関するものとして把握できた取組の回数とする。

### 2. 「脱炭素社会への移行～地球温暖化防止及び気候変動への適応～」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
○家庭部門のCO <sub>2</sub> （二酸化炭素）排出量の削減率 →2013（平成25）年度 193千t-CO <sub>2</sub>	66.0%

備考）○は目標年度までに達成すべき数値目標を示す。

“家庭部門のCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）排出量の削減率”は、本市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)において家庭部門の排出量として推計する方法に準拠して、2013（平成25）年度を基準年として算出するものとする。なお、本市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、目標値は2030（令和12）年度までに達成するものとする。

### 3. 「循環型社会の実現」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
○燃えるごみ（家庭系と事業系の合計）排出量の減量 →2018（平成30）年度 31,887 t/年	25,440 t/年
○リサイクル（再生利用）率の向上 →2018（平成30）年度 10.6%	15.9%

備考）○は目標年度までに達成すべき数値目標を示す。

“燃えるごみ（家庭系と事業系の合計）排出量”は、本市の燃えるごみ排出量（家庭系と事業系の合計）とする。なお、本市ごみ処理基本計画に基づき、目標値は2029（令和11）年度までに達成するものとする。

【参考：2018（平成30）年度現在 市民1人あたりの家庭系燃えるごみ排出量 563.3g/人・日  
2029（令和11）年度目標 市民1人あたりの家庭系燃えるごみ排出量 522.1g/人・日】

“リサイクル（再生利用）率”は、本市の総資源化量をごみ総処理量で除した値とする。  
なお、本市ごみ処理基本計画に基づき、目標値は2029（令和11）年度までに達成するものとする。

#### 4. 「自然共生社会の実現」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
●市内で確認できる絶滅危惧種の種数 →2019（令和元）年度 131種	131種
○都市計画区域内の緑地面積 →2017（平成29）年度 4,294.0ha	4,294.0 ha

備考）○は目標年度までに達成すべき数値目標、●は毎年度達成すべき数値目標を示す。

“市内で確認できる絶滅危惧種の種数”は、国のレッドリストおよび福岡県のレッドデータブックに掲載されている種のうち自然環境調査結果や市民等からの情報提供により確認された種の数とする。

[参考：2019（令和元）年度の絶滅危惧種の確認種数；131種は、国のレッドリストおよび福岡県のレッドデータブックに掲載されている種のうち、植物20種、哺乳類5種、鳥類29種、両生類7種、昆虫類・クモ類19種、は虫類4種、魚介類47種の計131種が確認されている]

“都市計画区域内の緑地面積”は、市街化区域の緑地面積と市街化調整区域の緑地面積の合計面積とする。なお、本市緑の基本計画に基づき設定。

#### 5. 「景観や文化遺産等の未来への継承」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
●世界遺産価値の理解度 →2021（令和3）年度 78.8%	80.0%

備考）●は毎年度達成すべき数値目標を示す。

“世界遺産価値の理解度”は、まちづくり市民アンケートにおいて「世界遺産の価値」を“知っている”と回答した割合とする。

#### 6. 「健康で快適に暮らせる生活環境の形成」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
○水洗化・生活雑排水処理率 →2019（令和元）年度 65.9%	78.4%

備考）○は目標年度までに達成すべき数値目標を示す。

“水洗化・生活雑排水処理率”は、水洗化・生活雑排水処理人口を本市の人口で除した値とする。

なお、本市生活排水処理基本計画に基づき、目標値は2030（令和12）年度までに達成するものとする。

### 第3節 大牟田市環境基本計画とSDGsとの関係

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SDGsは、「経済」、「社会」、「環境」の3側面から捉えることのできる17のゴールを統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

2019（令和元）年7月に、SDGsの理念に沿った取組を推進する「SDGs未来都市」に本市が選定され、SDGs実現に向けた取組に貢献することを目指しています。

本計画においては、市が直面している環境問題を統合的に解決するため、SDGsの考え方を取り入れることとします。各基本方針は相互に関連しているため、一つの取組が複数の目標の達成に貢献することになります。このため、本計画の6つの基本方針の各施策の方向性とSDGsの各ゴールに対する関連性を第4章で整理しました。

 <p><b>1 貧困をなくそう</b></p>	<p><b>貧困をなくそう</b> あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	 <p><b>10 人や国の不平等をなくそう</b></p>	<p><b>人や国の不平等をなくそう</b> 国内および国家間の不平等を是正する</p>
 <p><b>2 飢餓をゼロに</b></p>	<p><b>飢餓をゼロに</b> 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	 <p><b>11 住み続けられるまちづくりを</b></p>	<p><b>住み続けられるまちづくりを</b> 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする</p>
 <p><b>3 すべての人に健康と福祉を</b></p>	<p><b>すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	 <p><b>12 つくる責任 つかう責任</b></p>	<p><b>つくる責任つかう責任</b> 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
 <p><b>4 質の高い教育をみんなに</b></p>	<p><b>質の高い教育をみんなに</b> すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p><b>13 気候変動に具体的な対策を</b></p>	<p><b>気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
 <p><b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b></p>	<p><b>ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>	 <p><b>14 海の豊かさを守ろう</b></p>	<p><b>海の豊かさを守ろう</b> 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p><b>6 安全な水とトイレを世界中に</b></p>	<p><b>安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>	 <p><b>15 陸の豊かさを守ろう</b></p>	<p><b>陸の豊かさを守ろう</b> 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>
 <p><b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b></p>	<p><b>エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p><b>16 平和と公正をすべての人に</b></p>	<p><b>平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
 <p><b>8 働きがいも経済成長も</b></p>	<p><b>働きがいも経済成長も</b> すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する</p>	 <p><b>17 パートナリシップで目標を達成しよう</b></p>	<p><b>パートナーシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p><b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b></p>	<p><b>産業と技術革新の基盤をつくろう</b> レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る</p>		

## 第4章

# 施策の展開





## 第4章 施策の展開

### 第1節 基本方針1：持続可能な環境配慮型社会への移行



#### 施策の方向

#### 1. 持続可能な地域共生社会づくりの推進

##### 【現状】

本市の人口は、減少の一途をたどることが予想されており、10年、20年後のまちづくりの担い手となる子どもを地域や社会全体で育てることが喫緊の課題となっています。

持続可能な社会を実現するためには、環境教育・学習を通じて、地域の課題について考え、解決に向けて行動する力を育むような人づくりとそれらの行動を地域に根差したものにしていける地域づくりが必要です。

このような中、本市において、現在、学校教育を中心に取り組んでいるESDは、一人ひとりが持続可能な社会づくりの担い手に育つための学びであり、生涯を通じてあらゆる場面で実践される必要があることから、今後は社会教育においても、地区公民館を中心に積極的な事業展開が求められます。

更に、これからのまちづくりでは、急激な人口減少、高齢化の進展を背景として、「高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること」「財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすること」が大きな課題です。このため、本市では、今後の人口減少や少子高齢化社会を見据え、都市全体の構造を見渡し「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えで住宅と生活サービスに関連する医療、福祉、商業等の利便施設がまとまって立地するよう、緩やかに誘導を図りながら公共交通と連携したまちづくりを進めていくための計画を策定しています。また、空き地及び空家等の予防、利活用、適正な管理及び除却の促進により、市民が安心して安全に暮らすことができる魅力ある生活環境の形成を目指します。

#### 【SDGs 未来都市について】

本市はこれまで、ESDによる持続可能な社会を創る担い手の育成などに取り組んできました。

今後さらに「SDGs/ESDのまち・おおむた」として、国内外に向けた情報発信を進めるとともに、国内はもとより、全世界におけるSDGs実現に向けた取組に貢献することを目指していきます。





## 【施策と各主体の主な取組】

### (1) 各主体の情報提供や連携等のネットワークを構築します

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動に関する情報発信、講座等に参加・協力します</li> <li>・市が発信する情報に関心を持ち、積極的に情報を取得します</li> </ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動に関する情報発信、講座等に取り組みます</li> <li>・団体間の交流促進に取り組みます</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動の取組に協力します</li> <li>・市民活動に関する情報発信、講座に参加・協力します</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動に取り組みやすく、その活動が活発になるように、情報発信、講座の開催及び団体間の交流促進に取り組みます。</li> <li>・ボランティアをしたい人とボランティアを求める団体とのマッチングに取り組み、市民活動の促進を図ります</li> </ul>

### (2) コンパクトシティの推進および公共交通の利用を促進します

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の役割と責任を認識しつつ、協力しながらまちづくりに取り組みます</li> <li>・地域住民等の自主的な活動や多様な主体との連携に取り組みます</li> </ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民団体の役割と責任を認識しつつ、互いに協力しながらまちづくりに取り組みます</li> <li>・地域住民等の自主的な活動や多様な主体との連携による展開に協力します</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の役割と責任を認識しつつ、互いに協力しながらまちづくりに取り組みます</li> <li>・地域住民等の自主的な活動や多様な主体との連携による展開に協力します</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「立地適正化計画」に基づき、今後の急速な人口減少や少子高齢化に対応した「市民にとって利便性の高い、持続可能なまち」の実現を目指します</li> <li>・「地域公共交通計画」に基づき、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、取組を進めます</li> </ul>

### (3) 持続可能な地域づくりを推進します

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民による地域づくり活動に参加します</li> </ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民による地域づくり活動との連携した啓発活動に取り組みます</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民による地域づくり活動との連携した活動に取り組みます</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次空き地及び空家等対策計画」に基づき、利用可能な空家の利活用を促進します</li> <li>・住民による地域づくり活動との連携した活動を推進します。</li> </ul>

#### (4) 地域の環境について学びを進めます

市民	・地域の環境に関心を持ちます
市民団体	・地域の環境や環境配慮活動についての情報を収集し、広く提供します
事業者	・地域の環境や市民活動に関心を持ち、活動を支援します
市	・学校教育や社会教育において、環境教育・学習を進めます ・地域の環境や環境保全活動について情報を収集し、広く提供していきます ・市民・市民団体・事業者と協働して、大牟田の環境について学び、ふれあう機会を創出します

#### (5) 地域における環境の担い手づくりを進めます

市民	・家庭や地域で環境教育・学習に取り組みます ・地域の祭りや文化財保存活動などに参加・協力します
市民団体	・地域で環境教育・学習に取り組みます ・地域の祭りや文化財保存活動などに参加・協力します
事業者	・地域の環境教育・学習に参加・協力します ・社内での環境教育・学習に取り組みます ・地域の祭りや文化財保存活動などに参加・協力します
市	・教育機関等と連携し、環境保全の中心となる人材の育成を進めます ・機器や資材の貸出など、市民等の環境教育・学習を支援します

#### (6) 地域の環境保全に向け協働できる仕組みづくりを進めます

市民	・地域の環境に関心を持ち、環境保全活動に参加・協力します
市民団体	・多様な主体と協働できる体制づくりに取り組みます ・多様な主体と連携し、地域の環境保全活動に取り組みます
事業者	・多様な主体と協働できる体制づくりに取り組みます ・多様な主体と連携し、地域の環境保全活動に取り組みます
市	・ホームページや SNS 等を活用し、地球温暖化問題等を身近な問題として捉えてもらえるような情報発信を行います ・市民・市民団体・事業者・行政等が協働できる仕組みづくり（環境ネットワークの形成）を進めます ・環境ネットワークを活用した環境保全活動に取り組みます ・環境活動団体の結成や環境保全活動を支援します ・環境保全協定等の締結を進めます

## 2. 農林水産業の振興と持続性の確保

### 【現状】

本市では、農業、漁業ともに従業者の高齢化が進み、担い手不足が顕著になっています。このため、新規従業者や後継者等が将来の担い手として意欲をもって就業できる支援と農漁業者の経営を安定させることが必要となっています。

農業では、水路・農道・ため池等が老朽化した施設が多く、これらの施設は農業生産だけでなく、防災・減災の観点からも施設改良や整備を行う必要があります。

また施設維持や環境保全等の活動が低下傾向になっているため、支援が必要となっています。そのため、農業の生産条件が不利な中山間地域を対象として、中山間地域のほ場整備を行っています。

漁業では、海苔の養殖については概ね安定していますが、魚介類の資源は不安定な状況にあるため、有明海の漁場環境の改善を図る必要があります。

今後も農林水産業の振興と持続性の確保を目指します。

### 【みどりの食料システム戦略】

我が国の食料・農林水産業は、気候変動やこれに伴う大規模自然災害、生産者の高齢化や減少等の生産基盤の脆弱化、新型コロナウイルスを契機とした生産・消費の変化への対応など大変厳しい課題に直面しています。

一方、様々な産業で、SDGs や環境への対応が重視されるようになり、我が国の食料・農林水産業においても的確に対応していく必要があること、また、国際的な議論の中で、我が国としてもアジアモンスーン地域の立場から、新しい食料システムを提案していく必要があることから、農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務の課題となっています。

このため、農林水産省は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため、「みどりの食料システム戦略～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～」を策定しました。

**みどりの食料システム戦略 (概要)**  
 ~食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現~  
 Measures for Advancement of Food Production and Resilience with Innovation (MeaDFRI) 令和5年10月 農林水産省

**現状と今後の課題**

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの脆弱化
- SDGsや環境への対応強化
- 国際的・グローバルな課題
- 農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

**持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進**

**目指す姿と数値的取組方向**

- 2050年までに目指す姿
  - 農林水産業のCO2削減に貢献する生産力向上
  - 農産物の生産・消費の持続可能性の向上
  - 農産物の生産・消費の持続可能性の向上
  - 農産物の生産・消費の持続可能性の向上
- 期待される取組
  - 農産物の生産・消費の持続可能性の向上
  - 農産物の生産・消費の持続可能性の向上
  - 農産物の生産・消費の持続可能性の向上

**みどりの食料システム (具体的な取組)**  
 ~食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現~

**調達**

1. 農材・エネルギー調達における脱輸入、脱炭素化・環境負荷軽減の推進
2. イノベーション等による持続的生産体制の構築

**生産**

- (1) 持続可能な資材やエネルギーの調達
- (2) 地域の炭素化・水酸化等、資材のグリーン化
- (3) 地球にやさしいスーパー・店舗等の開発・普及
- (4) 動物・森林・海産物の資源の持続的・大規模な活用
- (5) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- (6) 水産資源の適切な管理

**流通**

3. ミリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

**消費**

4. 現場にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進
- (1) 食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- (2) 消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- (3) 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- (4) 産品の木造化、食の木の活用化の推進
- (5) 持続可能な水産物の消費拡大

**期待される効果**

- 経済: 持続可能な産業基盤の構築
- 社会: 農産物の生産・消費の持続可能性の向上
- 環境: 地球環境の持続可能性の向上

アジアモンスーン地域の持続可能な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルール・キングに参画 (国連持続可能な開発目標(SDGs) 2021年9月) 提出

## 【施策と各主体の主な取組】

### (1) 魅力ある農業を振興します

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・農産物直売所等で、できるだけ地元の食材を購入します</li><li>・森林ボランティアや農業体験活動に参加・協力します</li><li>・農地の保全活用を理解し協力します</li></ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・農産物直売所などで出荷者や各種イベントへの情報提供に取り組みます</li><li>・樹木の枝打ち・間伐作業など、森林を守るためのボランティアや農業体験に取り組みます</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・休耕田などの遊休農地や管理放棄された山林などの増加を防ぎ、土地の有効活用に取り組みます</li><li>・農地の保全活用に取り組みます</li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>・農地と森林の保全を図り、自然と調和した農林業を進めます</li></ul>

### (2) 海岸環境の保全に取り組みます

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・水と親しむ空間づくりに参加・協力します</li><li>・水辺の美化活動に協力します</li><li>・干潟など水辺の生態系についての理解を深めます</li></ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・水と親しむ空間づくりに取り組みます</li><li>・水辺の美化活動に取り組みます</li><li>・水辺環境の保全についての啓発に取り組みます</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・水と親しむ空間づくりに参加・協力します</li><li>・水辺の美化活動に協力します</li><li>・地域の水辺を守るためのボランティア活動を支援します</li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民・市民団体・事業者と協働して、海岸など水辺の美化を進めます</li><li>・干潟・塩性湿地などの生態系に配慮し、有明海の保全に努めます</li></ul>

### 3. 環境負荷低減に寄与する循環産業の創出と育成の推進

#### 【現状】

国は、「循環経済工程表〔2022（令和4）年9月〕」の中で、2050（令和32）年を見据えて目指すべき循環経済の方向性と2030（令和12）年に向けた施策の方向性として、「経済的側面からは、循環産業をはじめとする循環経済関連ビジネスを成長のエンジンとしながら、循環経済を持続的な取組とし、主流化していくことが不可欠の要素となる。」としています。

そして、「社会的側面から循環経済の取組を推進するに当たっては、地域の循環産業による地域活性化をはじめとする様々な社会的課題の解決といった観点等も念頭におくことが必要である。」としています。

本市の経済環境は、人口減少や社会構造の変化などにより、商業・サービス業をはじめ厳しい状況下にあります。このようなことから、地域の特性・強みを活かした地域産業の活性化、多様化を図る必要があります。

また、厳しい地域経済情勢の中、地域の活性化を図るためには既存企業の成長とあわせて、新規創業を増やすことも重要となっています。

このため、創業に必要な知識の習得をはじめ、創業時の初期費用の負担軽減や創業後のフォローアップなどに取り組む必要があります。

近年、限りある資源の中で次世代へつなぐ持続可能な社会を構築するためには、循環型社会の形成を図っていく必要性が高まっています。

そのような中、循環産業は注目され、今後ますます成長が期待されています。

本市では、環境関連産業として、「大牟田エコタウンプラン」により、これまでの使い捨て社会から資源循環・環境共生型社会への転換を図り、広域的な環境保全と新産業の創出を目的に、循環産業の創出と育成するための取組を進めています。

#### 【施策と各主体の主な取組】

##### (1) 環境負荷低減に寄与する循環産業の創出と育成を進めます

市民	・ 循環産業への理解を深めます
市民団体	・ 循環産業への理解を深めることに協力します
事業者	・ 循環産業の創出に取り組みます
市	・ 循環産業の創出・育成につながるよう支援します

## 4. 環境配慮型ビジネス・ライフスタイルの促進

### 【現状】

本市は、「脱炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の実現に向け、エコ行動等に対する意識の熟成を図りながら、市民、事業者、市民団体、行政の協働により、環境負荷低減に向けた取組を推進する必要があります。

それらの取組として、本市では、環境学習講座の開催や「こどもエコクラブ」の活動支援、「エコドライブ」の普及促進等を行ってきました。

持続可能な社会を構築するため、製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選ぶ「グリーン購入」の促進も重要となっています。

今後も環境配慮型ビジネス・ライフスタイルを促進します。

### 【施策と各主体の主な取組】

#### (1) 環境配慮型ビジネススタイルを普及します

市民	・ 環境配慮型のビジネススタイルを進める事業者に協力します
市民団体	・ 環境配慮型のビジネススタイルの普及啓発に取り組みます
事業者	・ 調達や製造、運搬、販売、廃棄物処理等の事業活動の各段階において、環境負荷低減に取り組むビジネススタイルへの変換を進めます ・ 環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスの購入に取り組みます
市	・ 市内中小企業等に対して、脱炭素社会の実現に向けた国等の関連施策等について、情報発信を行います ・ ICT の活用やテレワークの導入など、新たなツールやルールを導入した新しい市役所づくりに取り組み、環境に配慮したビジネススタイルの普及に努めます

#### (2) 環境配慮型ライフスタイルを普及します

市民	・ 電気やガス、水道、ガソリン使用量等の削減に取り組みます
市民団体	・ 環境配慮型のライフスタイルの普及啓発に取り組みます
事業者	・ 環境配慮型ライフスタイルを促進できるようなサービス・商品を提供します
市	・ 環境負荷の少ない移動手段への切り替えを誘導し、温室効果ガスの排出抑制及び市民意識の向上を図ります ・ 質の高い住宅が将来にわたって継承されるよう、耐震化やリフォーム等の促進を図ります

## 第2節 基本方針 2：脱炭素社会への移行 ～地球温暖化防止及び気候変動への適応～



### 施策の方向

#### 1.再生可能エネルギーの導入・転換促進（緩和策）

##### 【現状】

脱炭素社会を実現するためには、エネルギーの脱炭素化（化石燃料から非化石燃料への置き換え）、利用エネルギーの転換を進める必要があります。

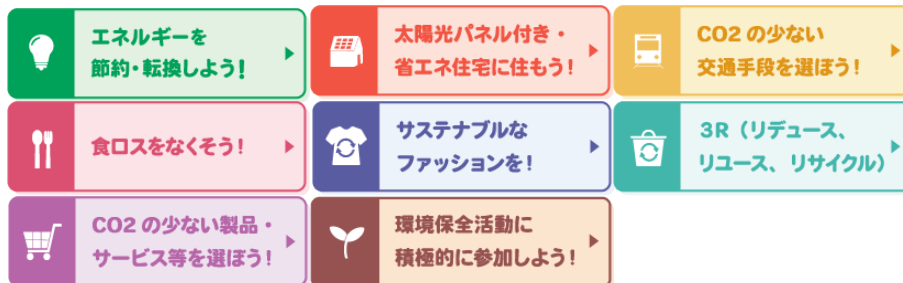
本市では、新たな産業の創出として、地球環境と調和した再生可能エネルギーに関する施設を集積を進めてきました。バイオマス発電、太陽光発電など多くのエネルギーに関する施設が集積されており、2009（平成21）年8月に経済産業省資源エネルギー庁から次世代エネルギーパークの認定を受けています。

今後も再生可能エネルギーの導入・転換を促進します。

##### 【ゼロカーボンアクション 30】

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、一人ひとりのライフスタイルを脱炭素型へと転換していくことが重要です。

環境省では、家庭部門のCO<sub>2</sub>排出量の削減目標の達成を図るべく、以下のカテゴリーごとに、できることから始めよう、暮らしを脱炭素化するアクション「ゼロカーボンアクション 30」を発信しています。



##### 【施策と各主体の主な取組】

###### (1) 再生可能エネルギーの利用を推進します

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電など、再生可能エネルギーの理解を深めます</li> <li>・ 地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入に取り組みます</li> </ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電など、再生可能エネルギーの普及啓発に取り組みます</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電など、再生可能エネルギーの理解を深めます</li> <li>・ 地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入に取り組みます</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設への太陽光発電など再生可能エネルギーの導入を進めます</li> <li>・ 住宅や事業者等における太陽光発電など、再生可能エネルギーの普及啓発を進めます</li> </ul>

## 2.省エネルギー、省エネ性能向上機器導入の促進（緩和策）

### 【現状】

脱炭素社会を実現するためには、エネルギー消費量の削減を進める必要があります。

エネルギー消費量の削減に関連する次のような制度などがあります。

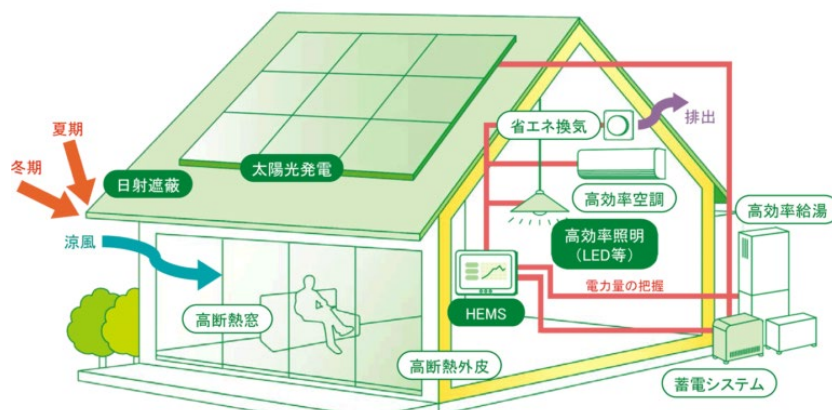
「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に該当する事業者は、「特定事業者」として、年平均1%以上の省エネルギーを行うことが義務付けられることとなっています。

また、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき市内で長期優良住宅の建築・維持管理をしようとする方は、必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること等の基準を満たすことで、長期優良住宅建築等計画の認定を受けられます。

今後も省エネルギー、省エネ性能向上機器の導入を促進します。

### 【高効率な省エネ機器とは】

高効率な省エネ機器とは、LED照明やエコキュート（家庭用ヒートポンプ給湯器）、エネファーム（家庭用燃料電池）、蓄電池など、省エネ性能が高い機器・設備のことです。



### 【施策と各主体の主な取組】

#### (1) 省エネルギー、高効率な省エネ機器の導入を進めます

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー性能が高い機器への買い替えに努めます</li> <li>・ゼロカーボン・ドライブやエコドライブに取り組みます</li> <li>・住宅の断熱化など、住まいの省エネルギー性能の向上に取り組みます</li> </ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー型のライフスタイルの普及啓発に取り組みます</li> <li>・ゼロカーボン・ドライブやエコドライブの普及啓発に取り組みます</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー性能が高い機器や設備の導入に取り組みます</li> <li>・省エネルギー型製品の製造・販売・購入に取り組みます</li> <li>・ゼロカーボン・ドライブやエコドライブに取り組みます</li> <li>・物流の効率化に取り組みます</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー、高効率な省エネ機器等の普及啓発を進めます</li> <li>・公共施設への省エネルギー性能が高い機器や設備の導入を進めます</li> <li>・長期優良住宅の普及啓発を進めます</li> <li>・ゼロカーボン・ドライブやエコドライブの普及啓発に努めます</li> </ul>



### 3.温室効果ガスの排出削減（緩和策）

#### 【現状】

温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）の実施に向け、市の基本的な役割として、市民・事業者等への情報提供と活動促進等を図ることが期待されます。

情報提供と活動促進等に関し、次のような制度などがあります。

温対法において、「地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、知事が、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。」としています。

地球温暖化防止活動推進員は、学習会やイベントでの啓発で、地球温暖化対策を進めていくために取り組む地域のメンバーです。

2021（令和3）年度には大牟田・南筑後地区から8人の推進員が委嘱され、地域での活動を行っています。

今後も温室効果ガスの排出削減を目指します。

#### 【～手軽にできる緑のカーテン～】

緑のカーテンは、建物の窓際にゴーヤやアサガオなどのつる性植物をカーテンのように育てて、夏の日差しを和らげる節電対策の一つです。

手軽にできて、花や緑を楽しみながら涼しい夏を過ごすことができます。

窓から入る太陽光を100%とすると、緑のカーテンでは95%カットするといわれています。



## 【施策と各主体の主な取組】

### (1) 脱炭素型のまちづくりを推進します

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候変動問題とその対策についての理解を深めます</li> <li>・ 地場農産物や水産物等の地産地消に協力します</li> <li>・ 敷地内や地域の緑化に取り組みます</li> <li>・ 公共交通機関を活用します</li> </ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候変動問題やその対策についての啓発活動に取り組みます</li> <li>・ 地場農産物や水産物等の地産地消についての普及啓発に取り組みます</li> <li>・ 地域の緑化活動に取り組みます</li> <li>・ 公共交通機関の活用についての普及啓発に取り組みます</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候変動問題やその対策についての啓発活動に取り組みます</li> <li>・ 地場農産物や水産物等の地産地消に協力します</li> <li>・ 敷地内や地域の緑化活動に取り組みます</li> <li>・ 公共交通機関の活用に取り組みます</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「立地適正化計画」に基づき、今後の急速な人口減少や少子高齢化に対応した「市民にとって利便性の高い、持続可能なまち」の実現を目指します</li> <li>・ 「地域公共交通計画」に基づき、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、取組を進めます</li> <li>・ 中小企業の脱炭素化に向けた設備導入を促進します</li> <li>・ 緑が持つ地表面の高温化防止・改善機能を強化し、都市の緑化形成に努めます</li> <li>・ 市民・市民団体・事業者と協働して、緑化活動を進めます</li> <li>・ 地場農産物や水産物等の地産地消を進めます</li> </ul>

## 4. 温室効果ガスの吸収源対策（緩和策）

### 【現状】

森林（中山間地域も含む）の土地利用においては、人為的な管理活動、施業活動等により、植物の成長や枯死・伐採による損失、土壌中の炭素量が変化し、CO<sub>2</sub>の吸収や排出が発生します。

本市では、不在地主の増加で、手入れ不足の人工林が増え、土砂災害の発生の危険性が高まっていることから、森林環境譲与税を財源として、森林経営管理制度に基づく取組を進め、森林整備を推進する方針としています。2020（令和2）年度においては、荒廃した市有林（0.83ha）の間伐等を実施しています。また、2022（令和4）年4月1日時点において、大牟田市民1人当たりの都市公園面積は、約11m<sup>2</sup>となっています。

今後も都市公園等の適切な維持管理を行い、緑豊かな都市環境の確保に努め、温室効果ガスの吸収源対策を目指します。

## 【施策と各主体の主な取組】

### (1) 森林・都市公園等を保全します

市民	・ 森林・都市公園等を保全するボランティア活動に参加・協力します。
市民団体	・ 森林・都市公園等を保全するボランティア活動に参加・協力します。
事業者	・ 森林・都市公園等を保全するボランティア活動に参加・協力します。
市	・ 森林・都市公園等の緑化及び保全に努めます

## 5. 気候変動への適応（適応策）

### 【現状】

地球温暖化による気候変動は、真夏日・熱帯夜の増加、短時間強雨の多発などによる農作物の不作や洪水、土砂災害の発生といった影響をもたらします。

このような気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出抑制（緩和）に加えて、既に現れている影響や中長期に避けられない影響に対して適応を進めることが必要です。

本市における気候変動への適応の取組は、「自然生態系」、「自然災害」及び「健康」の3分野について行っています。具体的な取組としては、動植物や自然環境のモニタリング、河道や防災調整池の整備、防災訓練・研修会等の実施、防災ハザードマップの作成、熱中症の普及啓発・注意喚起など実施しています。

今後も脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策とあわせて、既に現れている気候変動への適応策を推進します。

### 【大牟田市防災ハザードマップ・おおむた防災ガイドブック】

土砂災害の警戒区域、河川の浸水想定区域、津波や高潮の浸水想定区域、有明海沿岸の高潮の浸水想定区域を、1冊の「防災ハザードマップ」にまとめ、2020（令和2）年6月に発行しています。自宅や職場がどの災害のときに、どのような危険があるかを確認するための情報が掲載されています。

また、2020（令和2）年7月豪雨の経験と教訓を忘れないために「防災ガイドブック」を2022（令和4）年6月にリニューアルしました。



あわせて、災害時に4つの指定避難所で、ペットと一緒に避難できるようになりました。

考えよう！  
あなたとペットの避難

～災害、いざという時に備えて～

大牟田市  
Oomuta City

令和4年1月

大牟田市役所 防災危機管理課 | 電話：0944-41-2894

大牟田市では4つの指定避難所でペット避難の受け入れを行っています

ペットと一緒に避難できる指定避難所

- 旧鞍馬南小学校(沖田町236-1)
- 旧上宮小学校(宮坂町6-3)
- 旧博立中学校(大字勝立282-2)
- 第二市民体育館(黄金町1丁目111)

【注意】実際の状況によっては、開放されない避難所があります

★第二体育館は一部施設が閉鎖しているため、中門以上の避難が原則です。ただし、ペット用の避難用は、各自で準備してください。

★市南の山、南出陣塚、ノブス取坂などで、避難者が多い場合は、受け入れができません。この場合、避難所ルールを守らずに指定避難所へ入る場合があります。

避難所でのルールを守りましょう

動物がいることで、つらい避難生活の中での心の安らぎや元気になったという声がある一方で、おみつきや鳴き声への苦痛、臭いや糞尿処理など、災害でトラブルになることもあります。

ペットと一緒に避難所に避難する場合には、避難所運営を行っている市職員等の説明に思い、決めることを守りましょう。

- ペットをケージに入れる
- 脱糞を汚さない
- 避難場所が目的のルールに従い、糞尿、おしりなどの処理は飼い主が責任を持って行う

ルールを守って避難するんだニャン！

ペット避難チェックリスト

ペット用避難セット

- ロケージ
- ロフード、水、食器（5日分）
- ロ首輪・リード
- ロ薬品袋・薬
- ロトイレ処理用品
- ロペットシート
- ロブラシ
- ロガムテープ
- ロタオル類
- ロその他（ ）

ロ鑑札、注射済票

ロマイクロチップ

ロ遺子札

日頃の備え

ロクワンや狂犬病予防接種、寄生虫の駆除などの健康診断をする

ロ「待て」や「おすわり」、「無駄に吠えない」などのしつけを習得する

ロケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらぬよう訓練する

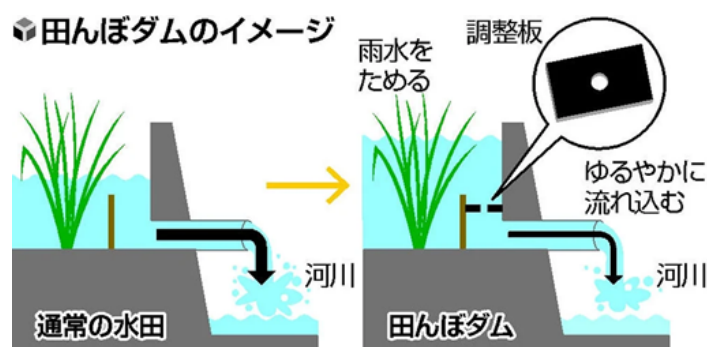
ロ家族、友人等、いざという時のペットの預け先を覚えておく

ロハザードマップなどで地域の災害特性を知り、ペットとの避難経路を確認しておく

### 【生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）】

生態系を活用した防災・減災は、生態系と生態系サービスを維持することで、危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食糧や水の供給などの機能により、人間や地域社会の自然災害への対応を支える考え方です。

この考えの中には、農地生態系の防災・減災機能として、「田んぼダム」などの水田の貯留機能、ため池、排水施設、農業用ダムの事前放流など農地・農業水利施設を活用した洪水の緩和があります。



### 【施策と各主体の主な取組】

#### (1) 防災・減災に向けた取組を進めます

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災に関する研修会や防災訓練等に参加・協力します</li> <li>・ 防災ハザードマップ等を通じ、防災知識を深め、早期避難行動の意識を高めます</li> </ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災に関する研修会や防災訓練等に参加・協力します</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災に関する研修会や防災訓練等に参加・協力します</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 激甚化する災害に備えるため、地域住民や事業者等を対象に、防災に関する研修会や防災訓練等を実施します</li> <li>・ 災害時における多様な情報発信手段の整備を推進するとともに、地域住民に対し防災ハザードマップ等を通じた防災知識の普及を行い、早期避難行動の啓発を推進します</li> <li>・ これまでの本市や福岡県による河川や下水道による治水対策に加え、熊本県や周辺市町、更に企業や市民も含めた流域のあらゆる関係者全員が協働して、被害の減少・軽減を目指す「流域治水」を進めていきます</li> <li>・ 豪雨による浸水等の災害防止のため、河川や水路等を整備します</li> </ul>

#### (2) 暑熱に対する取組を進めます

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑のカーテン等、植物を活かした暑さ対策に取り組みます</li> </ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑のカーテン等を利用して日陰をつくるなど、暑熱環境に適応したライフスタイルへの転換の普及啓発に取り組みます</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高温多湿になる職場環境については、見直しを進めます</li> <li>・ 緑のカーテン等を利用して日陰をつくるなど、暑熱環境に適応したビジネススタイルへの転換に取り組みます</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市ホームページにて、熱中症予防等に関する情報を広く周知し、市民へ普及啓発を行います</li> <li>・ 市民・市民団体・事業者と協働して、緑化活動を進めます</li> </ul>

## 第3節 基本方針 3：循環型社会の実現



### 施策の方向

#### 1. 持続可能な消費と生産を考えた取組の推進

##### 【現状】

我が国における「食品ロス」は、年間 522 万 t と推計 [2020 (令和 2) 年度推計値：農林水産省・環境省] されており、そのうち家庭からは 247 万 t、事業者からは 275 万 t の食品が捨てられています。

そのような中、令和元年 5 月に成立した「食品ロスの削減の推進に関する法律」においては、消費者・事業者・地方公共団体を含む様々な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくこととされています。

本市においても、食品ロス削減に効果のあるグッズの配布や食品ロス削減月間に合わせ、「広報おおむた」などで食品ロスの現状や対策の情報発信を行うなど、様々な機会を通して、意識啓発に取り組んでいます。

また、事業者に対しても、福岡県が取り組む「食べもの余らせん隊」への登録促進の取組みを進めることで、事業者の食品ロスに対する関心を高めています。

プラスチックの資源循環の促進や適正処理の推進について、2021 (令和 3) 年 6 月に、「プラスチック資源循環推進法」が成立し、プラスチック使用製品の設計から、プラスチック資源の収集・リサイクルに至るまで、あらゆる主体における資源循環の取組を促進するための措置を講じることとされています。

本市でも、燃えるごみとして処理していたプラスチック製容器などをリサイクル品目へ追加し、燃えるごみの減量化に取り組むとともに、より一層のごみのリサイクルを進めています。

今後も持続可能な消費と生産を考えた取組を推進します。

##### 【食べもの余らせん隊(たい)！募集中】

福岡県では、食品ロスを減らすため、「福岡県食品ロス削減県民運動」の一環として、食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品小売店等を「食べもの余らせん隊」として登録し、その取組を広く県民の皆さんにお知らせしています。外食時には「注文しすぎない」、お買い物では「買いすぎない」を心がけて、食品ロスを発生させないようにします！



## 【施策と各主体の主な取組】

### (1) ごみの排出抑制を推進します

市民	・必要なものだけを購入し、食品ロスの削減及びごみの発生抑制に取り組めます
市民団体	・食品ロスの削減及びごみの発生抑制に向けた取組の普及・啓発に取り組めます
事業者	・商品の過剰包装を自粛するなど、事業活動に伴い発生するごみの抑制に取り組めます
市	・食品ロスの削減を進めます ・生ごみの減量を進めます

## 2.資源循環利用の推進

### 【現状】

本市では、これまで、循環型社会の構築を目指し、3Rを基本としたごみの減量化、資源化を推進することとし、有料指定袋制度や分別品目の追加など、市民・事業者との協働による発生抑制、リサイクルの推進に取り組み、ごみの総排出量は大幅に減少しました。

しかし、近年、ごみの総排出量は微減の状況となっており、燃えるごみについては、生ごみや紙類が多く含まれていることから、分別の徹底と指導・啓発の強化等により、さらなる生ごみの減量化と紙類の資源化を図る必要があります。

また、ごみの適正処理のためには、安定的かつ効率的な収集運搬体制の確保とごみ処理施設の適切な管理運営が必要です。不適正処理に対する継続的な監視・指導等の取組が必要となっています。

今後も資源循環の利用を推進します。

### 【学校訪問による環境学習の実施】

市の職員が、市内全小学校を訪問し、4年生とその保護者を対象に職員の手作りによる紙芝居やパネルを使い、ごみ処理やし尿処理を通して、環境について学び考える環境学習を行っています。

また、希望する幼稚園・保育園も対象に、幼児向け紙芝居や実物のごみ収集車を使い、園児にでもできる「3R」の行動事例を紹介しながら、市役所職員出前講座を実施しています。



## 【施策と各主体の主な取組】

### (1) ごみの資源化を推進します

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 3R への理解を深め、ごみの減量・リサイクルに取り組みます</li><li>・ コンポストなどごみの資源化・減量化に取り組みます</li><li>・ 地域資源回収に協力します</li></ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 3R への理解が深まるよう、啓発活動に取り組みます</li><li>・ 地域資源回収の促進に取り組みます</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法令等を遵守し、ごみの減量化、再生利用に取り組みます</li><li>・ 原材料へ再生資源などの活用に取り組みます</li><li>・ エコマーク商品など環境負荷が少ない製品の製造・販売・購入に取り組みます</li><li>・ 製造したものの回収・リサイクルに取り組みます</li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ グリーン購入の推進などにより、環境への負荷が少ない製品の普及啓発を進めます</li><li>・ 公共工事における建設資材や廃材のリサイクル及びリサイクル製品の利用促進を図ります</li><li>・ 製品プラスチックの分別収集及び資源化に取り組みます</li><li>・ 紙類のさらなる資源化を進めます</li></ul>

### (2) ごみの適正処理を推進します

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ごみの適正分別、排出に取り組みます</li><li>・ 野焼きなど屋外では、ごみを燃やしません</li></ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ごみの適正な分別と排出マナーについての啓発に取り組みます</li><li>・ 野焼きなど屋外では、ごみが燃やされないよう啓発活動に取り組みます</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法令等を遵守し、廃棄物を適正分別し、保管・運搬・処理します</li><li>・ 野焼きなど屋外では、ごみを燃やしません</li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 不法投棄や野焼きなどの対策を進めます</li></ul>

## 第4節 基本方針 4：自然共生社会の実現



### 施策の方向

#### 1. 緑地・里山の保全

##### 【現状】

本市では、里山の保全として、里山景観の維持活動、侵入竹の除去・竹林整備活動等にに取り組む活動団体に対して、地域協議会を通じて補助を行い、地域住民、森林所有者等へ支援してきました。ESD活動としては、里地里山ウォークラリー&森林整備体験を進め、次世代の子どもたちへの関心・興味を高めてきました。里地里山は、特有の生物の生息・生育環境だけでなく、自然資源の供給、良好な景観の観点からも重要な地域であります。しかし、人間活動による手入れや利用がなされない状態が増加することで、生物多様性の低下が懸念されます。今後も緑地・里山の保全を目指します。

##### 【巨木を巡るバスハイク】

本市域の古称「三池」の名前の由来には様々な伝承があります。

本市では、ツガニ伝説がよく知られているところですが、日本最古の歴史書の一つ『日本書紀』には、三池の名前の由来として巨木伝説が記されています。

本市は、この巨木伝説にちなみ、市内の巨木を観察して回ることで身近な自然に親しむ「巨木を巡るバスハイク」を実施しています。



##### 【施策と各主体の主な取組】

###### (1) 里地里山を保全します

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里地里山がもつ多面的機能について理解を深めます</li> <li>・森林ボランティアや農業体験活動に参加・協力します</li> <li>・農地の保全活用を理解し協力します</li> <li>・保存指定された樹木や樹林を維持管理します</li> </ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里地里山がもつ多面的機能についての啓発活動に取り組みます</li> <li>・森林を守るためのボランティアや農業体験活動に取り組みます</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の森林を守るためのボランティア活動を支援します</li> <li>・農地の保全活用に取り組みます</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地と森林の保全を図り、自然と調和した農林業を進めます</li> <li>・パンフレットの作成など、里地里山について啓発を進めます</li> </ul>



## (2) 地域の緑化を進めます

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の緑化に取り組みます</li> <li>・地域の緑化活動に参加・協力します</li> </ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の緑化活動に取り組みます</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の緑化に取り組みます</li> <li>・沿道や地域の緑化活動に参加・協力します</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「緑の基本計画」に基づき、緑地の適正な保全や緑化を推進します</li> <li>・保存樹・保存林を指定し、良好な緑地を保全します</li> <li>・開発行為における緑地の確保や整備について指導・啓発を進めます</li> <li>・市民・市民団体・事業者と協働して、緑化活動を進めます</li> </ul>

## (3) 緑とのふれあいを大切にします

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里地里山等、緑化の体験活動等に参加・協力します</li> </ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里地里山等、緑地の体験活動等に協力します</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里地里山等、緑地の体験活動等に協力します</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「緑の基本計画」に基づき、緑地の適正な保全や緑化を推進します</li> <li>・里地里山等、緑地を活用した自然観察会等の体験活動を進めます</li> <li>・緑地環境の保全について啓発を進めます</li> </ul>

## 2.水辺の保全

### 【現状】

本市の臨海部には広大な干潟が見られるほか、有明海には、初島、三池島の人工島があり、丘陵地からは大牟田川をはじめとする河川が市街地をとおり、流れています。

水辺は、貴重な水と緑の空間として地域社会に潤いを与えるとともに、動植物などの生態系にも重要な役割を果たしています。

今後も水辺の保全を目指します。

### 【ESDにおける環境教育・学習の支援】

本市は、市内の公立小学校等で取り組まれているESDにおいて、環境教育に取り組んでいる学校の支援を行っています。

市の職員や環境活動団体等が講師として、座学や野外学習を行っています。

子どもたちは、学習を通して学んだことについてポスターを作成し、地域に掲示するなどの啓発にも取り組んでいます。



## 【施策と各主体の主な取組】

### (1) 良好な水辺環境を保全します

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・水と親しむ空間づくりに参加・協力します</li><li>・水辺の美化活動に協力します</li><li>・河川や干潟など水辺の生態系について理解を深めます</li></ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・水と親しむ空間づくりに取り組みます</li><li>・水辺の美化活動に取り組みます</li><li>・水辺環境の保全についての啓発活動に取り組みます</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・水と親しむ空間づくりに参加・協力します</li><li>・水辺の美化活動に取り組みます</li><li>・地域の水辺を守るためのボランティア活動を支援します</li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>・親水護岸など、環境に配慮した河川、水路等の整備を進めます</li><li>・市民・市民団体・事業者と協働して、河川敷など水辺の美化を進めます</li><li>・干潟・塩性湿地などの生態系に配慮し、有明海の保全に努めます</li></ul>

### (2) 水辺とのふれあいを大切にします

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・水辺の体験活動に参加・協力します</li></ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・水辺の体験活動に取り組みます</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・河川・海岸ボランティアや環境教育・学習など、水辺とのふれ合いの場づくりの支援に取り組みます</li><li>・水辺の体験活動に協力します</li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>・河川敷や塩性湿地など、水辺の自然観察会などの体験活動を進めます</li><li>・周辺自治体等と連携して、水辺の環境保全について啓発を進めます</li></ul>

### 3.生物多様性の保全

#### 【現状】

本市には、豊かな自然が多く残されているものの、大規模な開発や生活排水の流入等による自然環境の変化や生物種の喪失が危惧されています。また、近年では、外国や国内の他地域から持ち込まれる外来種や移入種の影響、さらには地球温暖化の影響などが顕在化してきており、自然環境や生物多様性を保全することは、持続可能な社会を実現する上で極めて重要となっています。

また近年、「人と動物の健康と環境の健全性是一つ」という「ワンヘルス」の理念が世界的にも注目されてきており、福岡県におけるワンヘルスの理念に基づく行動・活動を推進するため、2021（令和3）年1月に「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が公布・施行されました。

今後は、ワンヘルスの理念に沿った生物多様性の保全を目指します。

#### 【ワンヘルスとは？】

ワンヘルス（One Health）とは、「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」を一つの健康と捉え、一体的に守っていくという考え方です。私たちが健康に暮らしていくためには、地球に暮らす動物、そして地球自身も健康である必要があります。

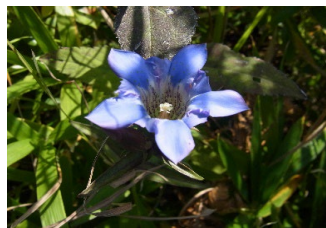
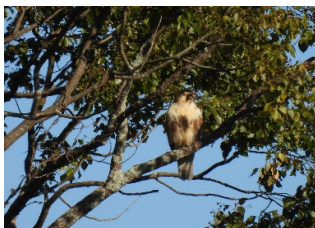


#### 【自然環境調査及び保全】

本市には、豊かな自然が多く残されているものの、宅地開発や生活排水の流入等の人間活動によって自然環境の変化や生物種の喪失が危惧されています。

また、国外や国内の他地域から意図的・非意図的に外来種が導入されることにより、在来種に様々な影響が生じています。

本市では、自然環境の保全を重要な課題の一つと位置づけ、自然環境に関する調査を実施し、自然環境保全の基礎資料としています。



## 【施策と各主体の主な取組】

### (1) 動植物の生息・生育状況の把握を進めます

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動植物や自然環境のモニタリング活動に参加・協力します</li> <li>・地域に生育・生息する動植物や希少野生生物及び外来生物に関して、理解を深めます</li> </ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に生育・生息する動植物や希少野生生物及び外来生物に関する調査及び啓発活動に参加・協力します</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為や土地利用に関して、自然環境保全への配慮に努めます</li> <li>・地域に生育・生息する動植物や希少野生生物及び外来生物に関する調査及び啓発活動に参加・協力します</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンヘルスの理念に沿った地域に生育・生息する動植物や希少野生生物及び外来生物について情報の収集と提供を進めます</li> <li>・県や近隣市町と連携し、侵略的外来生物対策を進めます</li> </ul>

### (2) 貴重な動植物の生息・生育環境を保全します

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動植物の生息・生育環境の保全に参加・協力します</li> <li>・自然環境を守る美化活動に参加・協力します</li> </ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動植物の生息・生育環境の保全に取り組みます</li> <li>・自然環境を守る美化活動に取り組みます</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動植物の生息・生育環境の保全に参加・協力します</li> <li>・自然環境を守る美化活動に参加・協力します</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンヘルスの理念について普及啓発を進めます</li> <li>・開発行為における環境配慮について指導・啓発を進めます</li> <li>・干潟・塩性湿地などの生態系に配慮し、有明海の保全に努めます</li> </ul>

### (3) 生態系サービスの持続可能な利用を進めます

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンヘルスの理念を踏まえ愛護動物との良い関係をつくります</li> <li>・農産物・水産直売所等で、できるだけ地元の食材を購入します</li> <li>・ボランティア活動や生態系に関する学習に参加・協力します</li> </ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里地里山・海岸環境の保全についての啓発活動に取り組みます</li> <li>・自然景観の保全・レクリエーションや観光の場の美化活動に参加・協力します</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に配慮した農産物や水産資源等の提供に努めます</li> <li>・自然景観の保全・レクリエーションや観光の場の美化活動を支援します</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンヘルスの理念に沿った生物多様性保全について啓発を進めます</li> <li>・本市の有する自然資源を、他の観光資源と組み合わせるなどして集客力向上が図られるよう、関係機関と連携して検討を進めます</li> </ul>

## 第5節 基本方針 5：景観や文化遺産等の未来への継承



### 施策の方向

#### 1.景観の保全

##### 【現状】

本市には、本市固有の自然景観、農業景観である、東部の丘陵地から有明海に注ぐ河川沿いの水田や、臨海部の広大な干潟、干拓による農地が存在します。また、明治以降、官営三池炭鉱の誕生や石炭を原料とする化学コンビナートなどにより、炭鉱のまちとして発展してきたことから、市内には炭鉱関連施設が数多く残っており、これらの施設が織りなす炭鉱景観や工場景観も本市固有の景観です。

今後は、今ある様々な景観資源を活かすことや、周囲の自然や歴史的な建造物と新しい建築物等が調和した景観を守り育てる仕組みの構築に取り組んでいく必要がありますので、今後も景観の保全を目指します。

##### 【施策と各主体の主な取組】

##### (1) 景観資源を活かしたまち並みづくりを推進します

市民	・ 空き地や空き家等を適正に管理します
市民団体	・ 空き地や空き家等の活用に取り組みます ・ 公共スペースの花壇の手入れなど、まちの景観向上に取り組みます
事業者	・ 空き地や空き家等を適正に管理します ・ 公共スペースの花壇の手入れなど、まちの景観向上に取り組みます
市	・ 「景観計画」に基づき、良好な景観資源を守り育てる取組を総合的かつ計画的に進めます ・ 放置自転車・違法駐車対策等の普及啓発を進めます

##### (2) まちの美化活動を推進します

市民	・ ポイ捨てや落書きなどをせず、まちの美化活動に参加・協力します
市民団体	・ 市民・事業者・市と協働して、まちの美化活動に取り組みます
事業者	・ 地域貢献活動の一環として、まちの美化活動に取り組みます ・ 法令等を遵守して、廃棄物を適正処理します ・ 所有施設や所有地を適正に管理します
市	・ 市民・市民団体・事業者と協働して、まちの美化を進めます

## 2.歴史・文化遺産の保護

### 【現状】

本市において、三池炭鉱関連資産は「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」として2015（平成27）年度に世界文化遺産に登録されました。また、市内に存在する多くの貴重な近代化産業遺産や文化財は、市制100周年記念事業の一環として作成している市史を活用することで、より理解を深めてもらう取組を行っています。

本市は、カルタックスおおむたをはじめ、様々な文化施設を有しています。

文化施設は、人々の居場所となり社会参加のきっかけや出会いの場を創出するなど、新たな役割が求められています。

そのため、世代間交流やコミュニティ活動の活性化に利用を進めており、今後も歴史・文化遺産の保護を目指します。

### 【三池炭鉱関連資産】

本市は、三池炭鉱の発展の推移とともに激動の歴史を積み重ねてきたまちです。この歴史の積み重ねを今に伝えているのが、市内に残されている近代化産業遺産です。

これら市内に残されている近代化産業遺産を保存し継承することにより、建造物や機械設備など形あるものの変遷や歴史だけでなく、その歴史にまつわる人々の想いや、様々な出来事と育まれた文化を後世に語り継いでいくことになります。



### 【施策と各主体の主な取組】

#### (1) 歴史・文化的資源の保護と継承を進めます

市民	・ 地域の歴史・文化的資源への関心と理解を深めます
市民団体	・ 地域の歴史・文化的資源への関心と理解を深める啓発活動に取り組みます ・ 地域の伝統や文化を守る担い手の育成に取り組みます
事業者	・ 地域の伝統や文化を守る担い手の育成に協力します
市	・ 歴史・文化的価値の高い地域資源について、啓発を進めます ・ 市民・市民団体・事業者と協働して、文化財の保護・保全を進めます ・ 地域の伝統芸能や伝統行事の継承と保全を進めます

## 第6節 基本方針 6：健康で快適に暮らせる生活環境の形成



### 施策の方向

#### 1.大気環境の保全

##### 【現状】

本市では、大気汚染防止法に基づき、環境基準が設定されている大気汚染物質等について、市内4か所（国設大牟田・新地・七浦・橋）で常時監視しています。

環境基準の達成状況としては、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等は基準値を満たしているものの、光化学オキシダントについては、超過する結果となっています。

本市の大気環境については、“大牟田市大気環境常時監視システム”でリアルタイム情報を確認できるようになっています。

良好な大気環境を保全するため、大気汚染物質の継続的な監視を行います。

##### 【施策と各主体の主な取組】

##### (1) 大気環境の継続的な監視を進めます

市民	・大気環境に関心を持ちます
市民団体	・大気環境に関心を持ち、その啓発活動に取り組みます
事業者	・大気環境の監視・調査に協力します
市	・大気環境の常時監視を行い、環境基準の達成状況や有害大気汚染物質による汚染状況を把握します ・監視・測定結果を公表し情報共有を進めます

##### (2) 事業活動にともなう大気の汚染を防止します

市民	・野焼きなど屋外では、ごみを燃やしません ・敷地内や地域の緑化活動に参加・協力します
市民団体	・野焼きなど屋外では、ごみが燃やされないよう啓発活動に取り組みます ・地域の緑化活動に取り組みます
事業者	・法令等を遵守し、大気汚染を防止します ・施設や設備の適正管理により、大気汚染物質の排出量を削減します ・敷地内や地域の緑化活動に取り組みます
市	・発生源の監視・指導を徹底し、監視・測定結果の公表と情報共有を進めます ・市民・市民団体・事業者と協働して、緑化活動を進めます

### (3) 交通にともなう大気汚染を防止します

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電動車や公共交通機関・自転車など、環境負荷が少ない移動手段を利用します</li> <li>・ エコドライブに取り組みます</li> </ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電動車や公共交通機関・自転車の利用など、環境負荷が少ない移動手段の普及啓発に取り組みます</li> <li>・ エコドライブの普及啓発に取り組みます</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電動車の導入や公共交通機関・自転車による通勤など、環境負荷が少ない移動手段を活用します</li> <li>・ エコドライブに取り組みます</li> <li>・ 物流の効率化に取り組みます</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公用車へ電動車の導入を進めます</li> <li>・ 電動車の普及啓発を進めます</li> <li>・ エコドライブの普及啓発を進めます</li> <li>・ 「地域公共交通計画」に基づき、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、取組を進めます</li> </ul>

## 2.水環境の保全

### 【現状】

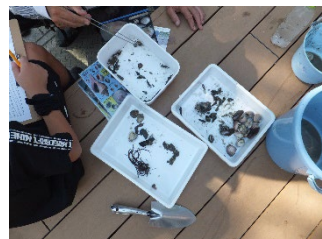
河川の水環境については、生活環境項目 5 項目（pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数）を、4 水系 7 河川で計 9 カ所の測定を行っています。環境基準の達成状況としては、全項目で基準値を満たしています。

今後も水環境の保全を目指します。

### 【水環境保全の取組】

本市を流れる諏訪川<sup>すわがわ</sup>は、本市のほか熊本県の南関町<sup>なんかん</sup>、荒尾市<sup>あらお</sup>を流れる市内最大の河川です。

熊本県側では関川<sup>せきかわ</sup>と呼ばれています。流域の南関町<sup>なんかん</sup>、荒尾市<sup>あらお</sup>、大牟田市では、「関川・諏訪川流域会議」を設置し、「生物教室」や「干潟の観察会」などを行い、流域住民への啓発と水環境の保全に取り組んでいます。





## 【施策と各主体の主な取組】

### (1) 水環境の継続的な監視を進めます

市民	・ 水環境に関心を持ちます ・ 水環境の保全活動に参加・協力します
市民団体	・ 水環境に関心を持ち、その啓発活動に取り組みます ・ 水環境の保全に取り組みます
事業者	・ 水環境の監視・調査に協力します ・ 水環境の保全活動に取り組みます
市	・ 水環境の監視を行い、環境基準の達成状況や汚染状況を把握します ・ 監視・測定結果を公表し、情報共有を進めます ・ 市民・市民団体・事業者と協働して、水環境保全活動を進めます

### (2) 事業活動にともなう水環境の汚濁を防止します

市民	・ 水環境に関心を持ちます
市民団体	・ 水環境に関心を持ち、その啓発活動に取り組みます ・ 土壌汚染を防ぐための啓発活動に取り組みます
事業者	・ 法令等の遵守や施設や設備の適正管理により、水質汚濁・土壌汚染を防止します ・ 水環境の保全活動に取り組みます
市	・ 発生源の監視・指導を徹底し、監視・測定結果の公表とし情報共有を進めます ・ 水質汚濁、土壌汚染を防ぐための啓発を進めるとともに、汚染の解消を図ります

## 3.騒音・振動及び悪臭対策

### 【現状】

騒音については、「騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）」第 18 条に基づき、自動車騒音の状況を調査しています。一部の地域では、基準値を超過していますが、概ね環境基準値以下となっている状況です。悪臭は、休養や睡眠など日常生活の妨げとなる身近な問題であり、騒音・振動同様に近隣住民とのトラブルにもなっています。

これらの総合的負荷軽減を進めることで、静かで暮らしやすいまちをめざします。

## 【施策と各主体の主な取組】

### (1) 騒音の継続的な監視を進めます

市民	・ 騒音に関心を持ちます
市民団体	・ 騒音に関心を持ち、その啓発活動に取り組みます
事業者	・ 騒音・振動の監視・調査に協力します
市	・ 騒音・振動の監視を行い、環境基準の達成状況を把握します ・ 監視・測定結果を公表し情報共有を進めます

## (2) 事業活動にともなう騒音・振動、悪臭対策を進めます

市民	・騒音・振動及び悪臭調査に協力します
市民団体	・騒音・振動及び悪臭調査に協力します ・騒音・振動及び悪臭に関心を持ち、その啓発活動に取り組みます
事業者	・法令等の遵守や施設や設備の適正管理により、騒音・振動、悪臭を防止します ・住工混在地域での近隣への環境配慮に取り組みます
市	・工場や建設作業など、発生源の監視・指導を徹底します ・監視・測定結果を公表し情報共有を進めます ・公共施設において、施設や設備の適正管理により騒音・振動、悪臭を防止します ・住工混在地域における近隣への環境配慮について、啓発や指導を進めます

## (3) 暮らしにともなう快適な音環境やかおり環境づくりを進めます

市民	・良好な音環境やかおり環境などが感じられる住みよい地域づくりに取り組みます ・野焼きなど屋外では、ごみを燃やしません
市民団体	・良好な音環境やかおり環境などが感じられる住みよい地域づくりに取り組みます ・野焼きなど屋外では、ごみが燃やされないよう啓発活動に取り組みます
事業者	・環境に配慮した商品やサービスを提供します ・良好な音環境、かおり環境などを妨げないようにします ・野焼きなど屋外では、ごみを燃やしません
市	・良好な音環境、かおり環境などの対策に取り組みます

## (4) 交通にともなう騒音・振動対策を進めます

市民	・エコドライブに取り組みます
市民団体	・エコドライブの普及啓発に取り組みます
事業者	・エコドライブに取り組みます ・物流の効率化に取り組みます
市	・エコドライブの普及啓発を進めます ・公共交通機関の利用促進など、円滑な交通流の確保を進めます

## 4.化学物質等への対応

### 【現状】

日常生活や事業活動では多くの化学物質が使われています。

これらの化学物質は、その製造、流通、使用、廃棄の各段階で適切な管理が行われず、事故が起きれば、深刻な環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響をもたらすおそれがあります。

化学物質とうまくつきあっていくためには、その情報収集・管理・提供を行い、その環境リスクについての理解を深めることが重要です。

今後も化学物質等への対応を推進します。

### 【施策と各主体の主な取組】

#### (1) 化学物質の適正使用・適正管理を進めます

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・化学物質について、正しく理解します</li><li>・殺虫剤や家庭用除草剤等を適正に使用します</li></ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・化学物質について、正しい知識の普及啓発に取り組みます</li><li>・殺虫剤や家庭用除草剤等の適正使用・管理についての啓発活動に取り組みます</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害・事故時における化学物質の流出・飛散防止に取り組みます</li><li>・指定化学物質等の管理状況について、市に情報の提供をします</li><li>・化学物質について、正しい情報の普及啓発に取り組みます</li><li>・薬剤や廃棄物を適正利用・処理します</li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>・PRTR 制度の活用等により、化学物質の把握を進めます</li><li>・化学物質について、正しい情報の普及啓発を進めます</li><li>・化学物質や農薬等の適正使用・管理について啓発を進めます</li></ul>

## 5.生活排水対策

### 【現状】

本市における公共下水道及び浄化槽等による生活排水の汚水処理人口普及率は、2021（令和3）年度末で82.1%と、全国平均92.6%、福岡県平均93.9%に比べ、未だ低い状況です。生活排水を適正に処理するためには、公共下水道や浄化槽への切り替えが必要です。そのためには、水洗化促進のための環境を整備するとともに、生活排水に対する市民・事業者等の理解を得ることが重要です。

今後も生活排水対策を推進します。



本市では、「子どもたちに美しい川や海を残すために」令和4年度から5年間、生活排水対策として、水洗化促進キャンペーンを行っています。

キャンペーン期間中は、公共下水道・浄化槽の切り替え促進や街頭啓発、水洗化相談会等の各種関連イベントを実施しています。



### 【施策と各主体の主な取組】

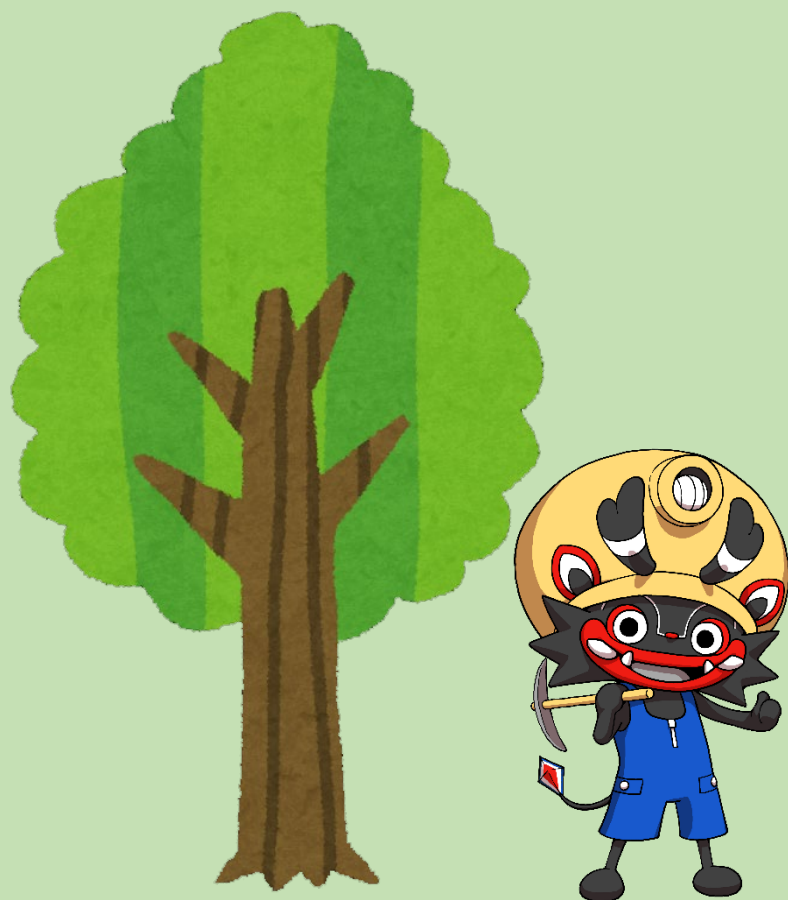
#### (1) 生活排水対策による水質の汚濁を防止します

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活排水対策に取り組みます</li><li>・公共下水道への接続や浄化槽の設置と適正な維持・管理を行います</li><li>・家庭菜園などで使う農薬・化学肥料を適正に使用します</li></ul>
市民団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活排水対策についての啓発活動に取り組みます</li><li>・水辺の動植物の生息・生育環境の保全活動に取り組みます</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境に配慮した商品やサービスを提供します</li><li>・公共下水道への接続や浄化槽の設置と適正な維持・管理を行います</li><li>・水辺の動植物の生息・生育環境の保全活動に取り組みます</li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>・「生活排水処理基本計画」を進めます</li><li>・発生源の指導・啓発を進めます</li><li>・水洗化促進キャンペーンを実施し、広報啓発や普及促進を重点的に進めます</li></ul>

## 第5章

# 計画の推進に向けて

---





## 第5章 計画の推進に向けて

### 第1節 計画の推進体制

本計画の実効性を高め、効率的に推進していくためには、市民、市民団体、事業者、市及びその他行政機関が情報を共有し、密接に連携していくことが重要です。

また、大牟田市環境基本計画推進会議において、本計画に係る事業及び施策の総合的な推進を図ります。

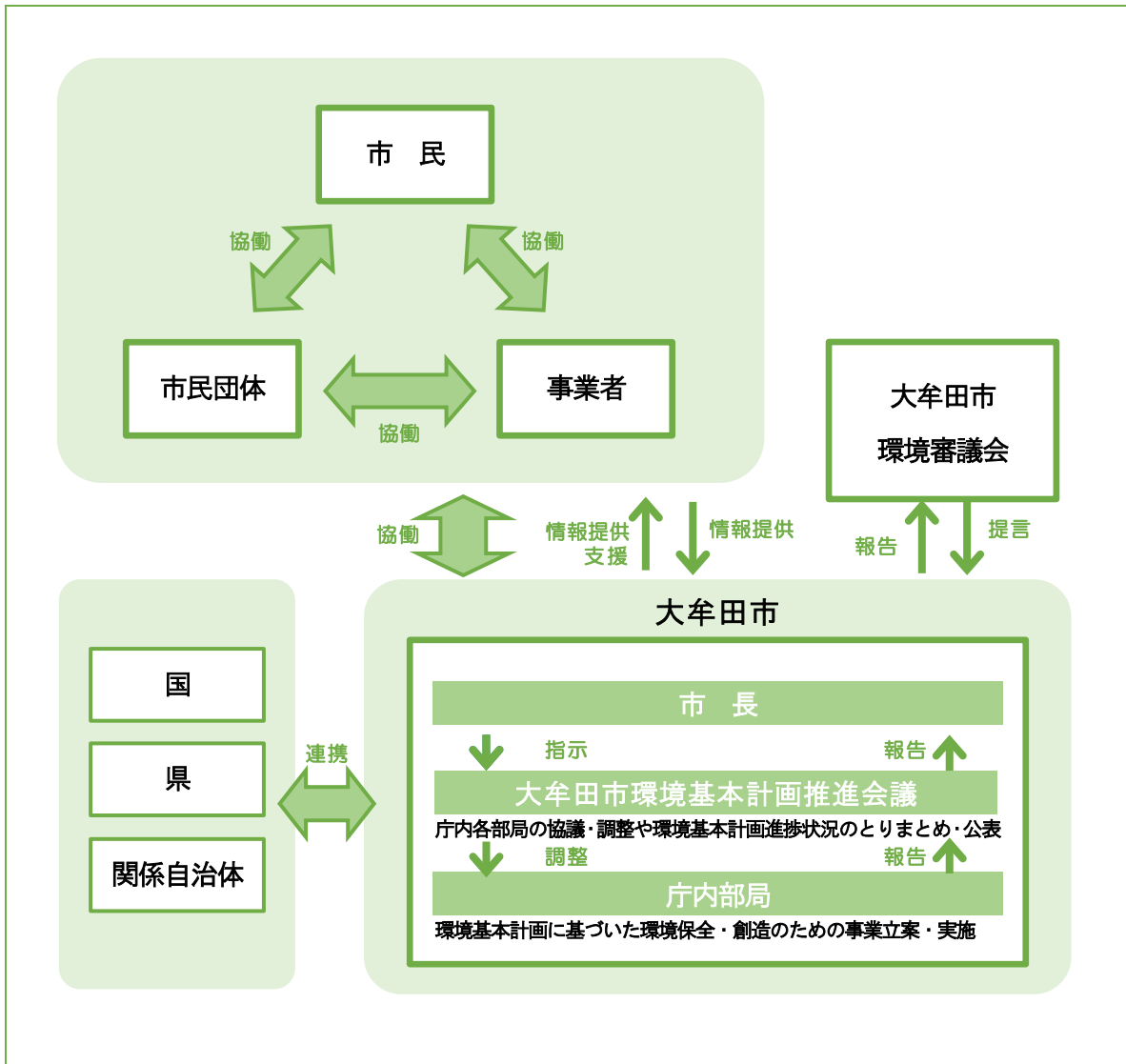


図 5-1 大牟田市第3次環境基本計画の推進体制

## 第2節 計画の進行管理

本計画では、大牟田市環境基本計画推進会議において、数値目標の達成状況と施策の実施状況を点検し、公表します。

また、この点検結果をもとに計画を推進するとともに、必要に応じて、本計画の見直しを行います。

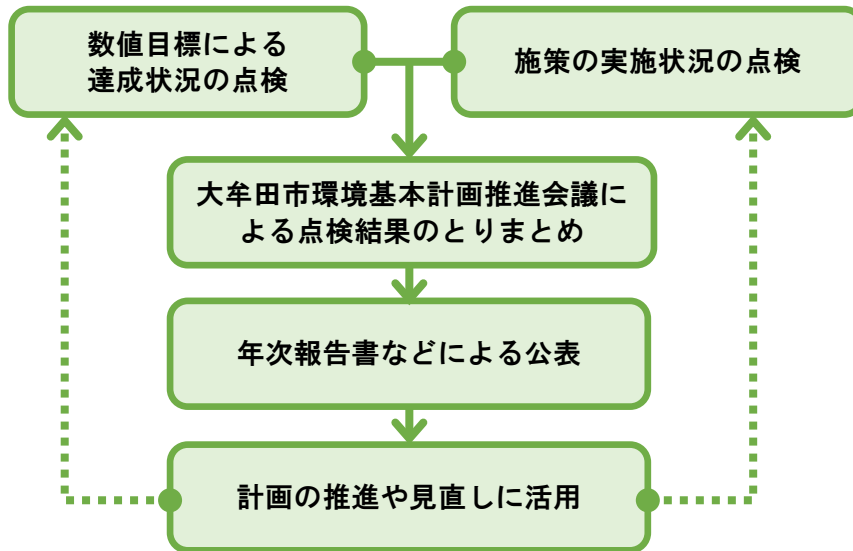


図 5-2 大牟田市第3次環境基本計画の進行管理スキーム

### ●数値目標の達成度の点検

計画の進行状況や本市の環境の状態を把握するための目安として、原則、基本方針ごとに、具体的な数値目標を「みちしるべ」として設定し、その達成状況を点検します。

### ●施策の実施状況の点検

庁内各部局は、計画に係る事業及び施策の実施状況について、大牟田市環境基本計画推進会議に報告します。同会議は、実施状況を点検し、今後の施策の推進について検討します。

### ●年次報告書などによる公表

数値目標の達成状況や施策の実施状況の点検結果は、年次報告書によって公表するとともに、市の広報紙やホームページなどを活用して、周知を図ります。





# 大牟田市第3次環境基本計画

## 【資料編】

資料編 1. 大牟田市第3次環境基本計画策定の経緯	(1)
資料編 2. 大牟田市の環境に関する市民アンケート	(2)
資料編 3. 大牟田市の環境に関する事業者アンケート	(31)
資料編 4. 大牟田市環境基本条例	(50)
資料編 5. 大牟田市環境審議会	(54)
資料編 6. 大牟田市環境審議会への諮問書	(58)
資料編 7. 大牟田市環境審議会からの答申書	(59)
資料編 8. 大牟田市第3次環境基本計画(案)に寄せられた意見等	(60)
資料編 9. 大牟田市環境基本計画推進会議	(70)
資料編 10. 温室効果ガス排出量の推計方法	(72)
資料編 11. 大牟田の希少生物	(80)
資料編 12. 用語解説	(87)



## 資料編 1. 大牟田市第 3 次環境基本計画策定の経緯

### 1.1 大牟田市第 3 次環境基本計画策定経過

年月日	内 容
令和 3 年 8 月 23 日	環境に関する市民・事業者アンケート調査 (~9 月 10 日)
令和 4 年 6 月 29 日	第 1 回 大牟田市環境審議会 (諮問)
8 月 4 日	第 1 回 大牟田市環境基本計画推進会議幹事会
8 月 18 日	第 1 回 大牟田市環境審議会専門部会
8 月 23 日	第 1 回 大牟田市環境基本計画推進会議
8 月 25 日	第 2 回 大牟田市環境基本計画推進会議幹事会
10 月 21 日	第 2 回 大牟田市環境基本計画推進会議
11 月 22 日	第 3 回 大牟田市環境基本計画推進会議
11 月 28 日	第 2 回 大牟田市環境審議会専門部会
12 月 12 日	第 4 回 大牟田市環境基本計画推進会議
令和 5 年 1 月 4 日	計画案に対する市民意見募集 (パブリックコメント) (~1 月 31 日)
2 月 14 日	第 5 回 大牟田市環境基本計画推進会議
2 月 28 日	第 2 回 大牟田市環境審議会
3 月 9 日	大牟田市環境審議会から市長への答申

## 資料編 2. 大牟田市の環境に関する市民アンケート

### 2.1 調査概要

#### 1) 調査対象

市内在住 18 歳以上の 1,000 人（無作為抽出）

#### 2) 調査期間

令和3年8月23日～令和3年9月10日

#### 3) 有効回答率

38.5%（有効回答数 385）

### 2.2 市民アンケート調査結果

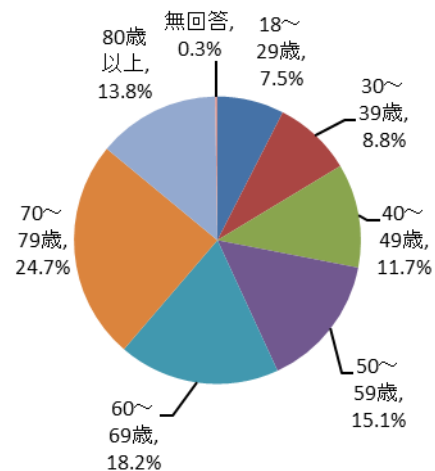
#### 1) 回答者属性

##### ① 回答者の年齢

( $\Sigma=385$ )

	人数	割合
18～29歳	29	7.5%
30～39歳	34	8.8%
40～49歳	45	11.7%
50～59歳	58	15.1%
60～69歳	70	18.2%
70～79歳	95	24.7%
80歳以上	53	13.8%
無回答	1	0.3%

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示

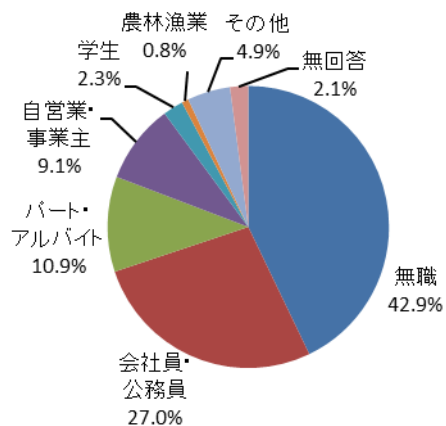


##### ② 回答者の職業

( $\Sigma=385$ )

	人数	割合
無職	165	42.9%
会社員・公務員	104	27.0%
パート・アルバイト	42	10.9%
自営業・事業主	35	9.1%
学生	9	2.3%
農林漁業	3	0.8%
その他	19	4.9%
無回答	8	2.1%

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示

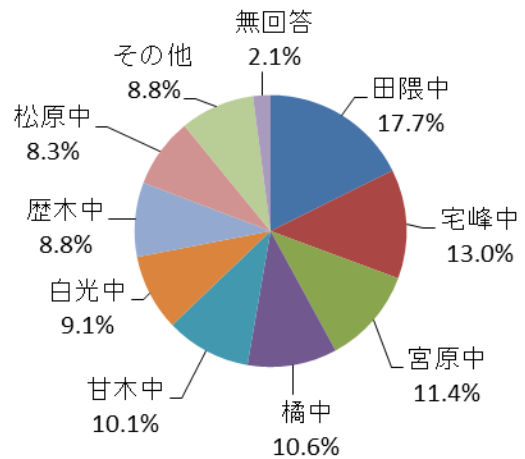


③ 回答者の住所（中学校区）

(Σ=385)

	人数	割合
田隈中	68	17.7%
宅峰中	50	13.0%
宮原中	44	11.4%
橘中	41	10.6%
甘木中	39	10.1%
白光中	35	9.1%
歴木中	34	8.8%
松原中	32	8.3%
その他	34	8.8%
無回答	8	2.1%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示

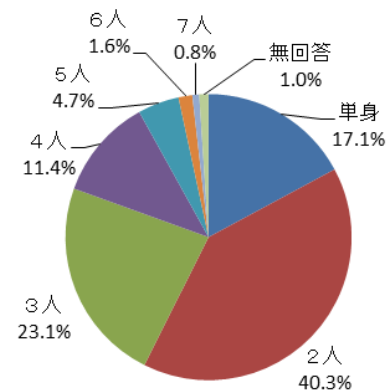


④ 回答者の家族人数

(Σ=385)

	人数	割合
単身	66	17.1%
2人	155	40.3%
3人	89	23.1%
4人	44	11.4%
5人	18	4.7%
6人	6	1.6%
7人	3	0.8%
8人以上	0	0.0%
無回答	4	1.0%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示

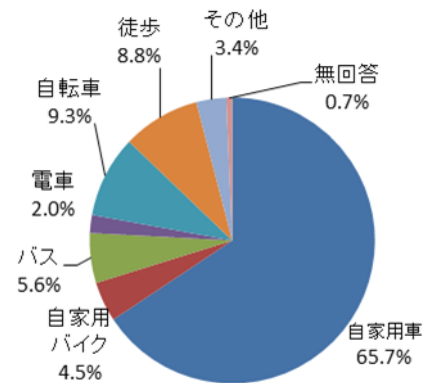


⑤ 回答者の移動手段（複数回答）

(Σ=443)

	人数	割合
自家用車	291	65.7%
自家用バイク	20	4.5%
バス	25	5.6%
電車	9	2.0%
自転車	41	9.3%
徒歩	39	8.8%
その他	15	3.4%
無回答	3	0.7%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示

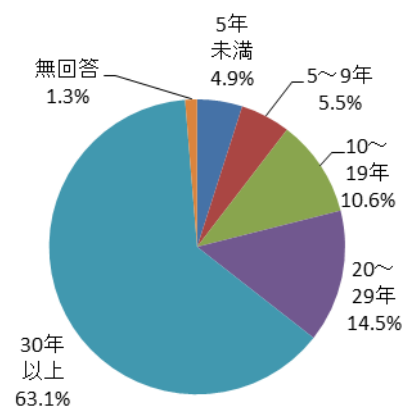


⑥ 回答者の居住年数

(Σ=385)

	人数	割合
5年未満	19	4.9%
5～9年	21	5.5%
10～19年	41	10.6%
20～29年	56	14.5%
30年以上	243	63.1%
無回答	5	1.3%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



## 2) 身近な環境について

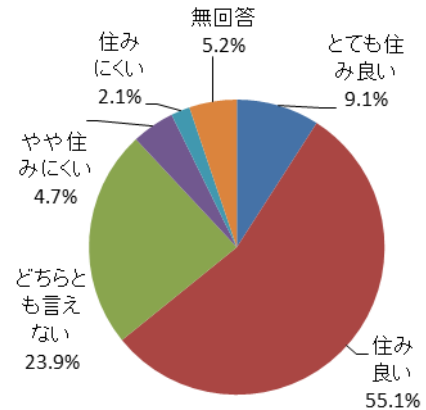
### ① 大牟田市の住み良さ

- ・「とても住み良い」と「住み良い」の合計回答割合が 64.2%と、「やや住みにくい」と「住みにくい」の同割合 6.8%を大きく上回っている。
- ・年齢別では、全年代とも同じ傾向にある。
- ・居住期間別では、10 年以上で「とても住み良い」と「住み良い」の合計回答割合（66.2%）が 10 年未満の同割合（47.5%）より高くなっている。

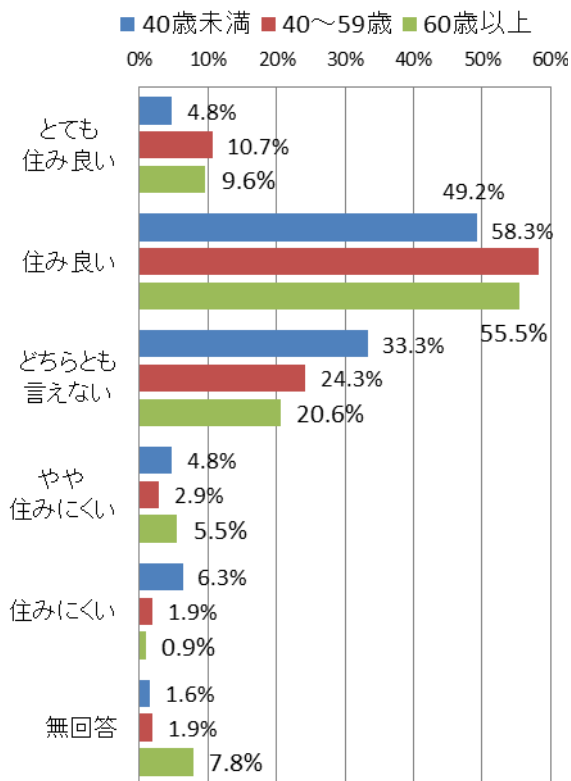
(Σ=385)

	人数	割合
とても住み良い	35	9.1%
住み良い	212	55.1%
どちらとも言えない	92	23.9%
やや住みにくい	18	4.7%
住みにくい	8	2.1%
無回答	20	5.2%

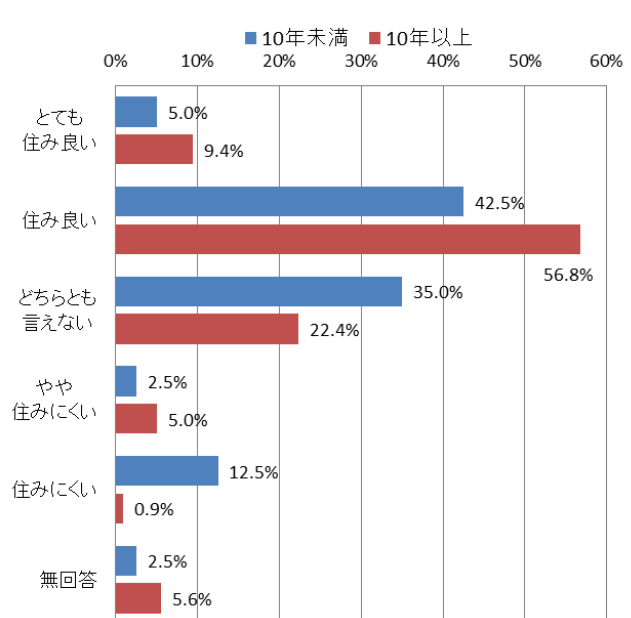
※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示



【年齢別】



【居住期間別】



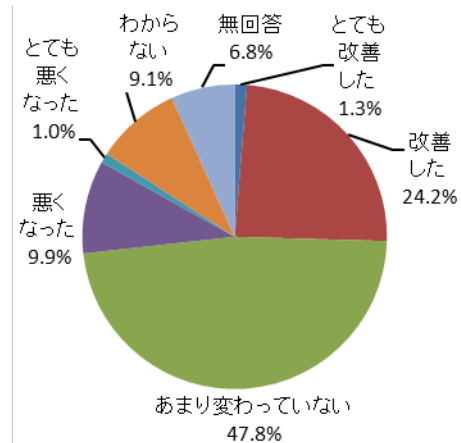
## ② 大牟田市の環境について（10年間での変化）

- ・「あまり変わっていない」が47.8%と最も多く、次いで「改善した」の24.2%となっている。
- ・居住期間別にみると、10年未満では「わからない」が42.5%と最も多く、次に「あまり変わっていない」の40.0%となっている。
- ・一方、10年以上では「あまり変わっていない」が48.8%と最も多く、次に「改善した」の26.5%となっている。

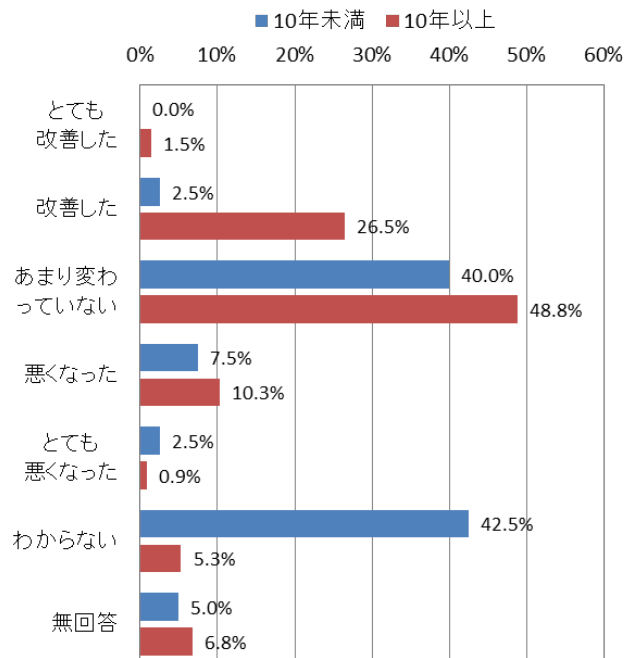
(Σ=385)

	人数	割合
とても改善した	5	1.3%
改善した	93	24.2%
あまり変わっていない	184	47.8%
悪くなった	38	9.9%
とても悪くなった	4	1.0%
わからない	35	9.1%
無回答	26	6.8%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



### 【居住期間別】

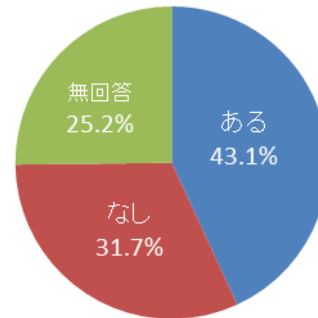


### ③ 未来に残したい環境や場所

・166人から386の回答があり、「動物園」が最も多く65回答、次いで「三池炭鉱関連施設」の37回答、三池港（夕陽、閘門）の33回答、「自然環境」の23回答、「延命公園」と「諏訪公園」の18回答と続いている。

(Σ=385)

	人数	割合
ある	166	43.1%
なし	122	31.7%
無回答	97	25.2%



※割合は全体を100%として小数第1位までを表示

#### 【未来に残したい環境や場所】

回答の多い順・4票以上 (Σ=386)

順位	後世に残したい環境・場所	回答数
1	動物園	65
2	三池炭鉱関連施設	37
3	三池港（夕陽、閘門）	33
4	自然環境	23
5	延命公園	18
5	諏訪公園	18
7	甘木山（桜）	15
7	大牟田市役所	15
9	三池山	13
10	普光寺（臥龍梅）	12
11	有明海（干潟）	11
12	歴史遺産（古墳、早鐘眼鏡橋など）	10
13	生活インフラ（下水道普及など）	7
14	各地域にある公園	6
14	カルタックスおおむた	6
14	住み良さ	6
14	大蛇山、大蛇山祭り	6
18	交通インフラ（大牟田駅、沿岸道路など）	4
18	大牟田の川	4

#### ④ 大牟田市の環境の満足度

【生活環境】

- “まちの静かさ”と“空気のきれいさ”で「満足」と「やや満足」の合計回答割合が40%以上であり、他の項目を上回っている。
- “空き地・空き家対策”では「満足」と「やや満足」の合計回答割合が4.6%に対して、「不満」と「やや不満」の同割合が54%となっている。

(人数)

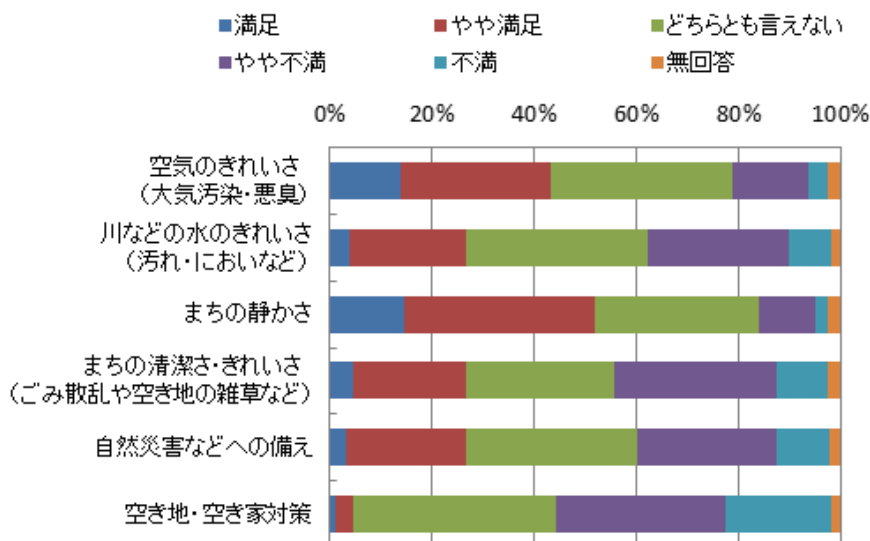
(Σ=385)

	満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	無回答
空気のきれいさ (大気汚染・悪臭)	53	114	136	57	15	10
川などの水のきれいさ (汚れ・においなど)	15	87	137	107	32	7
まちの静かさ	56	144	123	43	9	10
まちの清潔さ・きれいさ (ごみ散乱や空き地の雑草など)	17	85	113	121	39	10
自然災害などへの備え	12	90	129	106	40	8
空き地・空き家対策	4	14	152	128	80	7

(割合)

	満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	無回答
空気のきれいさ (大気汚染・悪臭)	13.8%	29.6%	35.3%	14.8%	3.9%	2.6%
川などの水のきれいさ (汚れ・においなど)	3.9%	22.6%	35.6%	27.8%	8.3%	1.8%
まちの静かさ	14.5%	37.4%	31.9%	11.2%	2.3%	2.6%
まちの清潔さ・きれいさ (ごみ散乱や空き地の雑草など)	4.4%	22.1%	29.4%	31.4%	10.1%	2.6%
自然災害などへの備え	3.1%	23.4%	33.5%	27.5%	10.4%	2.1%
空き地・空き家対策	1.0%	3.6%	39.5%	33.2%	20.8%	1.8%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示





【快適環境】

- いずれの項目も「満足」と「やや満足」の合計回答割合は30%前後となっている。
- “公共交通機関や道路網の使いやすさ”では「不満」と「やや不満」の合計回答割合が40%を超え「満足」と「やや満足」の同割合を上回っている。

(人数)

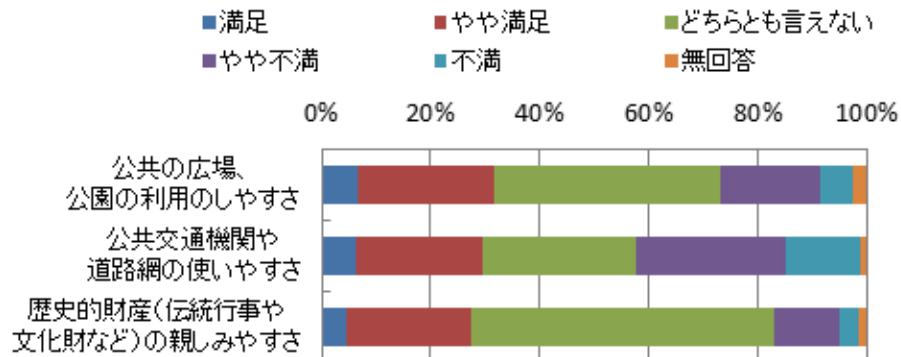
(Σ=385)

	満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	無回答
公共の広場、公園の利用のしやすさ	26	96	160	70	23	10
公共交通機関や道路網の使いやすさ	24	90	108	106	52	5
歴史的財産（伝統行事や文化財など）の親しみやすさ	17	88	215	46	13	6

(割合)

	満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	無回答
公共の広場、公園の利用のしやすさ	6.8%	24.9%	41.6%	18.2%	6.0%	2.6%
公共交通機関や道路網の使いやすさ	6.2%	23.4%	28.1%	27.5%	13.5%	1.3%
歴史的財産（伝統行事や文化財など）の親しみやすさ	4.4%	22.9%	55.8%	11.9%	3.4%	1.6%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



【自然環境】

- “公園緑地や街路樹などの緑の豊かさ”で「満足」と「やや満足」の合計回答割合が40%以上で、他の項目を大きく上回っている。
- “水や水辺の親しみやすさ”では、「不満」と「やや不満」の合計回答割合が26.5%で、他の項目と比べて高くなっている。

(人数)

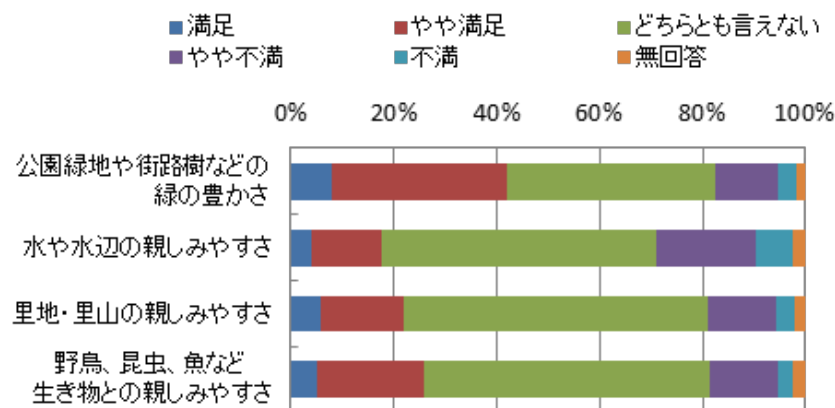
(Σ=385)

	満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	無回答
公園緑地や街路樹などの緑の豊かさ	30	132	155	47	15	6
水や水辺の親しみやすさ	16	52	205	75	27	10
里地・里山の親しみやすさ	22	63	227	51	14	8
野鳥、昆虫、魚など生き物との親しみやすさ	20	80	213	51	12	9

(割合)

	満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	無回答
公園緑地や街路樹などの緑の豊かさ	7.8%	34.3%	40.3%	12.2%	3.9%	1.6%
水や水辺の親しみやすさ	4.2%	13.5%	53.2%	19.5%	7.0%	2.6%
里地・里山の親しみやすさ	5.7%	16.4%	59.0%	13.2%	3.6%	2.1%
野鳥、昆虫、魚など生き物との親しみやすさ	5.2%	20.8%	55.3%	13.2%	3.1%	2.3%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



【資源・エネルギー環境】

・“リサイクル・ごみ処理のルール”では「満足」と「やや満足」の合計回答割合が53.8%で、“太陽光など再生可能エネルギーの利用のしやすさ”の「満足」と「やや満足」の合計回答割合が9.1%と最も低くなっている。

(人数)

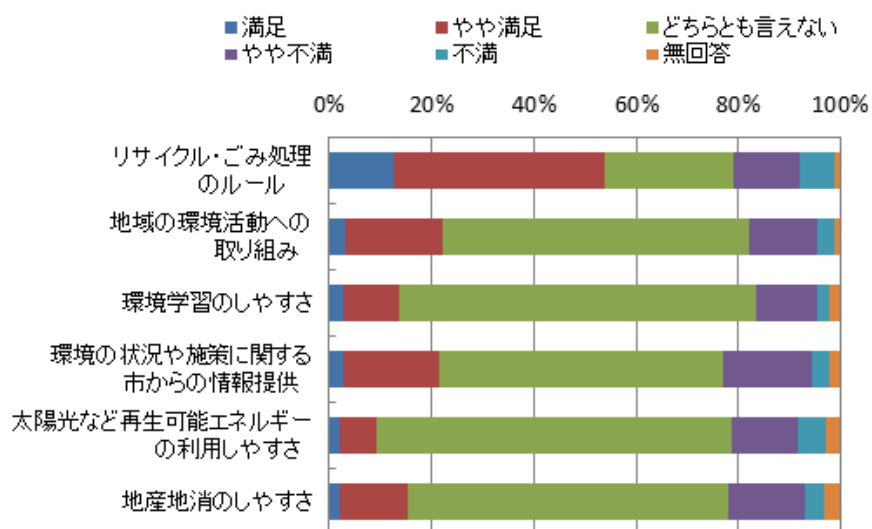
(Σ=385)

	満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	無回答
リサイクル・ごみ処理のルール	48	159	98	49	26	5
地域の環境活動への取り組み	12	73	231	51	13	5
環境学習のしやすさ	11	42	269	46	9	8
環境の状況や施策に関する市からの情報提供	11	72	214	66	13	9
太陽光など再生可能エネルギーの利用しやすさ	8	27	268	50	21	11
地産地消のしやすさ	8	51	242	57	14	13

(割合)

	満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	無回答
リサイクル・ごみ処理のルール	12.5%	41.3%	25.5%	12.7%	6.8%	1.3%
地域の環境活動への取り組み	3.1%	19.0%	60.0%	13.2%	3.4%	1.3%
環境学習のしやすさ	2.9%	10.9%	69.9%	11.9%	2.3%	2.1%
環境の状況や施策に関する市からの情報提供	2.9%	18.7%	55.6%	17.1%	3.4%	2.3%
太陽光など再生可能エネルギーの利用しやすさ	2.1%	7.0%	69.6%	13.0%	5.5%	2.9%
地産地消のしやすさ	2.1%	13.2%	62.9%	14.8%	3.6%	3.4%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



## ⑤ 大牟田市の環境の重要度

### 【生活環境】

・いずれの項目においても「非常に重要」と「やや重要」の合計回答割合は 60%を上回っている。中でも、“自然災害への備え”では、「非常に重要」と回答した人の割合が 55.8%と高くなっている。

(人数)

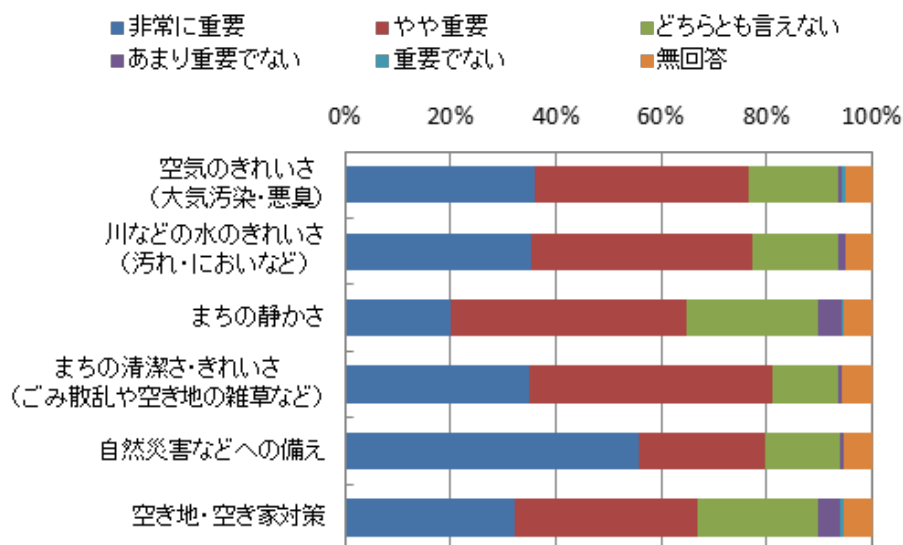
(Σ=385)

	非常に重要	やや重要	どちらとも言えない	あまり重要でない	重要でない	無回答
空気のきれいさ (大気汚染・悪臭)	138	157	65	3	3	19
川などの水のきれいさ (汚れ・においなど)	136	161	63	5	1	19
まちの静かさ	77	172	96	18	1	21
まちの清潔さ・きれいさ (ごみ散乱や空き地の雑草など)	134	178	48	3	0	22
自然災害などへの備え	215	92	55	2	0	21
空き地・空き家対策	124	133	89	15	3	21

(割合)

	非常に重要	やや重要	どちらとも言えない	あまり重要でない	重要でない	無回答
空気のきれいさ (大気汚染・悪臭)	35.8%	40.8%	16.9%	0.8%	0.8%	4.9%
川などの水のきれいさ (汚れ・においなど)	35.3%	41.8%	16.4%	1.3%	0.3%	4.9%
まちの静かさ	20.0%	44.7%	24.9%	4.7%	0.3%	5.5%
まちの清潔さ・きれいさ (ごみ散乱や空き地の雑草など)	34.8%	46.2%	12.5%	0.8%	0.0%	5.7%
自然災害などへの備え	55.8%	23.9%	14.3%	0.5%	0.0%	5.5%
空き地・空き家対策	32.2%	34.5%	23.1%	3.9%	0.8%	5.5%

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示



【快適環境】

- ・「非常に重要」と「やや重要」の合計回答割合で、“公共交通機関や道路網の使いやすさ”が74.5%、次いで“公共の広場、公園の利用のしやすさ”が61.3%、“歴史的財産の親しみやすさ”が48.3%となっている。

(人数)

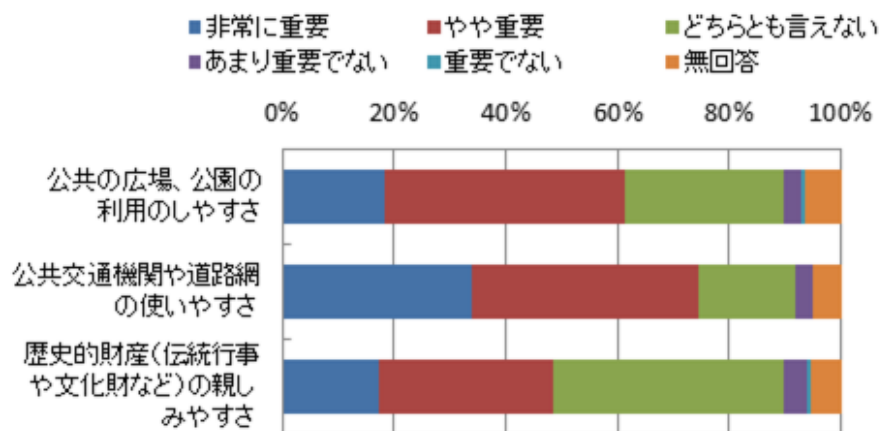
(Σ=385)

	非常に重要	やや重要	どちらとも言えない	あまり重要でない	重要でない	無回答
公共の広場、公園の利用のしやすさ	70	166	110	11	3	25
公共交通機関や道路網の使いやすさ	131	156	66	12	0	20
歴史的財産（伝統行事や文化財など）の親しみやすさ	66	120	159	16	3	21

(割合)

	非常に重要	やや重要	どちらとも言えない	あまり重要でない	重要でない	無回答
公共の広場、公園の利用のしやすさ	18.2%	43.1%	28.6%	2.9%	0.8%	6.5%
公共交通機関や道路網の使いやすさ	34.0%	40.5%	17.1%	3.1%	0.0%	5.2%
歴史的財産（伝統行事や文化財など）の親しみやすさ	17.1%	31.2%	41.3%	4.2%	0.8%	5.5%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



【自然環境】

- “公園緑地や街路樹などの緑の豊かさ”で「非常に重要」と「やや重要」の合計回答割合が63.4%と最も高くなっている。

(人数)

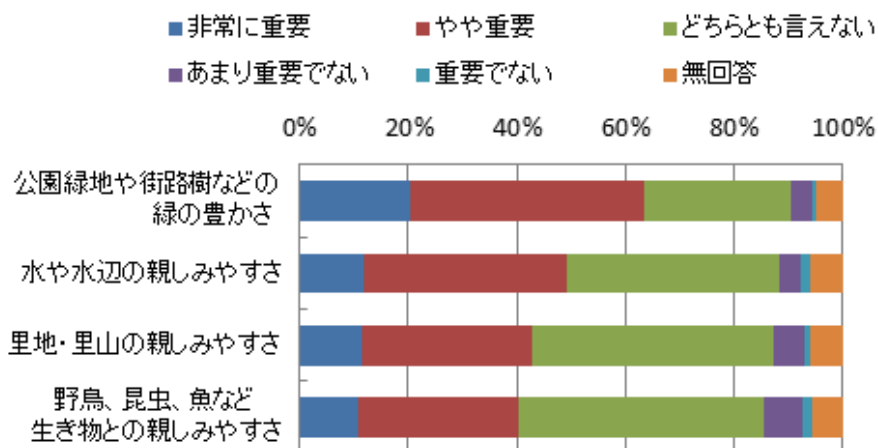
(Σ=385)

	非常に重要	やや重要	どちらとも言えない	あまり重要でない	重要でない	無回答
公園緑地や街路樹などの緑の豊かさ	78	166	104	15	4	18
水や水辺の親しみやすさ	46	144	151	15	6	23
里地・里山の親しみやすさ	44	121	171	22	4	23
野鳥、昆虫、魚など生き物との親しみやすさ	41	115	174	27	7	21

(割合)

	非常に重要	やや重要	どちらとも言えない	あまり重要でない	重要でない	無回答
公園緑地や街路樹などの緑の豊かさ	20.3%	43.1%	27.0%	3.9%	1.0%	4.7%
水や水辺の親しみやすさ	11.9%	37.4%	39.2%	3.9%	1.6%	6.0%
里地・里山の親しみやすさ	11.4%	31.4%	44.4%	5.7%	1.0%	6.0%
野鳥、昆虫、魚など生き物との親しみやすさ	10.6%	29.9%	45.2%	7.0%	1.8%	5.5%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



【資源・エネルギー環境】

- “リサイクル・ごみ処理のルール”で「非常に重要」と「やや重要」の合計回答割合が72.8%と最も高くなっている。

(人数)

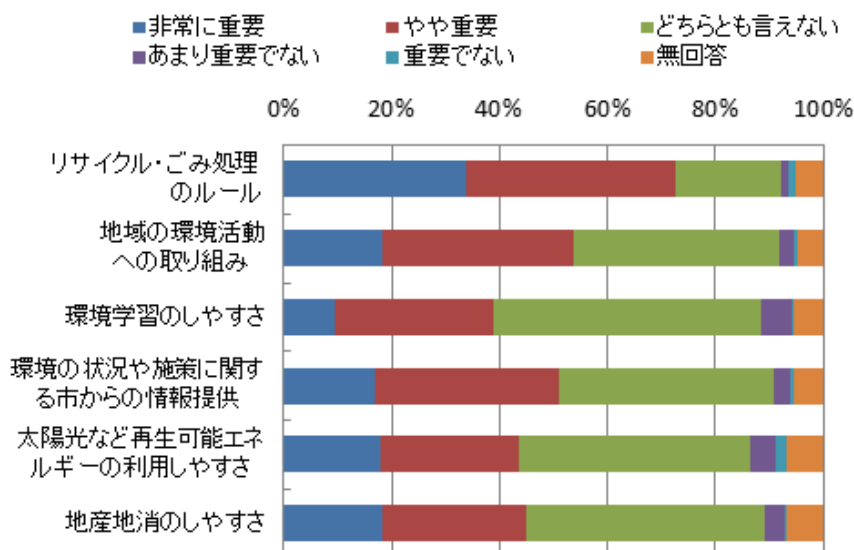
(Σ=385)

	非常に重要	やや重要	どちらとも言えない	あまり重要でない	重要でない	無回答
リサイクル・ごみ処理のルール	130	150	75	5	5	20
地域の環境活動への取り組み	71	136	147	10	2	19
環境学習のしやすさ	37	113	190	22	2	21
環境の状況や施策に関する市からの情報提供	65	131	153	12	3	21
太陽光など再生可能エネルギーの利用しやすさ	69	99	165	18	8	26
地産地消のしやすさ	70	103	170	14	2	26

(割合)

	非常に重要	やや重要	どちらとも言えない	あまり重要でない	重要でない	無回答
リサイクル・ごみ処理のルール	33.8%	39.0%	19.5%	1.3%	1.3%	5.2%
地域の環境活動への取り組み	18.4%	35.3%	38.2%	2.6%	0.5%	4.9%
環境学習のしやすさ	9.6%	29.4%	49.4%	5.7%	0.5%	5.5%
環境の状況や施策に関する市からの情報提供	16.9%	34.0%	39.7%	3.1%	0.8%	5.5%
太陽光など再生可能エネルギーの利用しやすさ	17.9%	25.7%	42.9%	4.7%	2.1%	6.8%
地産地消のしやすさ	18.2%	26.8%	44.2%	3.6%	0.5%	6.8%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



⑥ 大牟田市の環境の「満足度」、「重要度」のクロス分析

- ・大牟田市の環境で「重要度」が高く（70%以上）、「満足度」が低い（50%未満）項目として、次のものが挙げられる。

[生活環境]

- 空気のきれいさ（満足度 43.4%—重要度 76.6%）
- 川などの水のきれいさ（満足度 26.5%—重要度 77.1%）
- まちの清潔さ・きれいさ（満足度 26.5%—重要度 81.0%）
- 自然災害などへの備え（満足度 26.5%—重要度 79.7%）

[快適環境]

- 公共交通機関や道路網の使いやすさ（満足度 29.6%—重要度 74.5%）

	項目	満足度	重要度	差
		「満足」 +「やや満足」	「非常に重要」 +「やや重要」	「重要度」 -「満足度」
生活環境	空気のきれいさ（大気汚染・悪臭）	43.4%	76.6%	33.2%
	川などの水のきれいさ（汚れ・においなど）	26.5%	77.1%	50.6%
	まちの静かさ	51.9%	64.7%	12.7%
	まちの清潔さ・きれいさ（ごみ散乱や空き地の雑草など）	26.5%	81.0%	54.5%
	自然災害などへの備え	26.5%	79.7%	53.2%
	空き地・空き家対策	4.7%	66.8%	62.1%
快適環境	公共の広場、公園の利用のしやすさ	31.7%	61.3%	29.6%
	公共交通機関や道路網の使いやすさ	29.6%	74.5%	44.9%
	歴史的財産（伝統行事や文化財など）の親しみやすさ	27.3%	48.3%	21.0%
自然環境	公園緑地や街路樹などの緑の豊かさ	42.1%	63.4%	21.3%
	水や水辺の親しみやすさ	17.7%	49.4%	31.7%
	里地・里山の親しみやすさ	22.1%	42.9%	20.8%
	野鳥、昆虫、魚など生き物との親しみやすさ	26.0%	40.5%	14.5%
資源・エネ	リサイクル・ごみ処理のルール	53.8%	72.7%	19.0%
	地域の環境活動への取り組み	22.1%	53.8%	31.7%
	環境学習のしやすさ	13.8%	39.0%	25.2%
	環境の状況や施策に関する市からの情報提供	21.6%	50.9%	29.4%
	太陽光など再生可能エネルギーの利用しやすさ	9.1%	43.6%	34.5%
	地産地消のしやすさ	15.3%	44.9%	29.6%

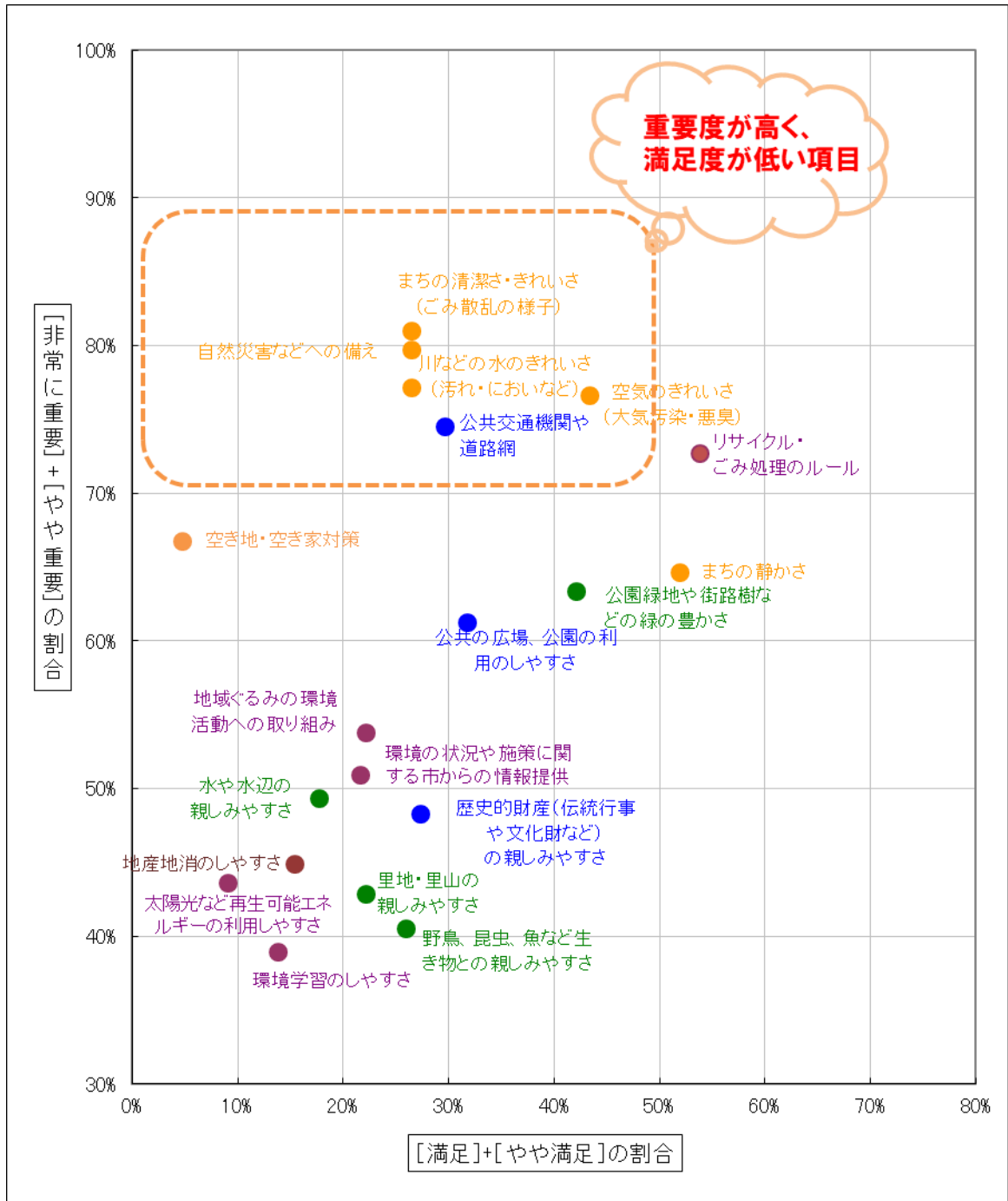
※ 満足度：「満足」+「やや満足」の割合50%未満に着色

※ 重要度：「非常に重要」+「やや重要」の割合70%以上に着色

※ 差：「重要度」-「満足度」の割合が60%以上に着色



【重要度と満足度の相関図】



### 3) 日常の行動について

#### ① 日常行動の取り組み状況

【環境負荷関係】

- “油や食べ残しをながしに流さない”と“洗剤やシャンプーなどは適量を使う”では「いつも行っている」と「ときどき行っている」の合計回答割合が80%を上回っている。
- 「今後行ってみたい」の回答割合では、“地元産の食材を積極的に購入する”が最も高くなっている。

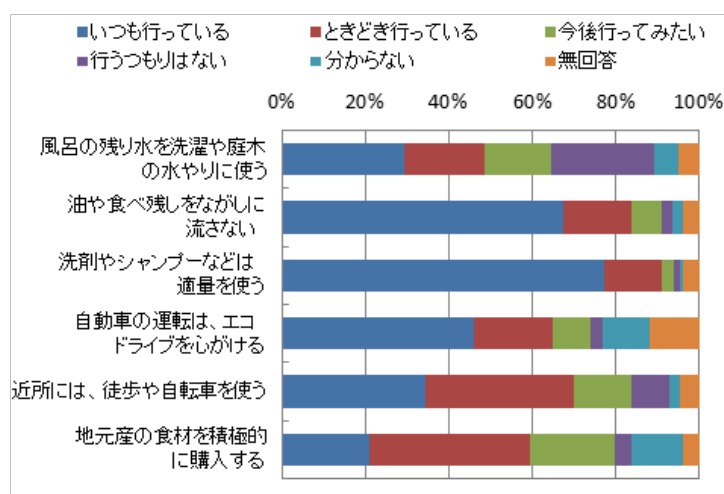
(人数) (Σ=385)

	いつも行っている	ときどき行っている	今後行ってみたい	行うつもりはない	分からない	無回答
風呂の残り水を洗濯や庭木の水やりに使う。	113	74	61	95	23	19
油や食べ残しをながしに流さない。	260	63	27	11	9	15
洗剤やシャンプーなどは適量を使う。	297	53	12	5	3	15
自動車の運転は、エコドライブを心がける。	177	73	35	11	43	46
近所には、徒歩や自転車を使う。	132	137	53	36	9	18
地元産の食材を積極的に購入する。	81	148	78	16	47	15

(割合)

	いつも行っている	ときどき行っている	今後行ってみたい	行うつもりはない	分からない	無回答
風呂の残り水を洗濯や庭木の水やりに使う。	29.4%	19.2%	15.8%	24.7%	6.0%	4.9%
油や食べ残しをながしに流さない。	67.5%	16.4%	7.0%	2.9%	2.3%	3.9%
洗剤やシャンプーなどは適量を使う。	77.1%	13.8%	3.1%	1.3%	0.8%	3.9%
自動車の運転は、エコドライブを心がける。	46.0%	19.0%	9.1%	2.9%	11.2%	11.9%
近所には、徒歩や自転車を使う。	34.3%	35.6%	13.8%	9.4%	2.3%	4.7%
地元産の食材を積極的に購入する。	21.0%	38.4%	20.3%	4.2%	12.2%	3.9%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



【省エネ・資源の循環関係】

・全項目で「いつも行っている」と「ときどき行っている」の合計回答割合は 50%を上回っている。中でも、“冷暖房の設定温度や運転時間は控えめにする”“照明やテレビを使っていないときは切っている”“歯磨きや洗い物の時は水をこまめに止める”の同割合は 80%以上と高くなっている。

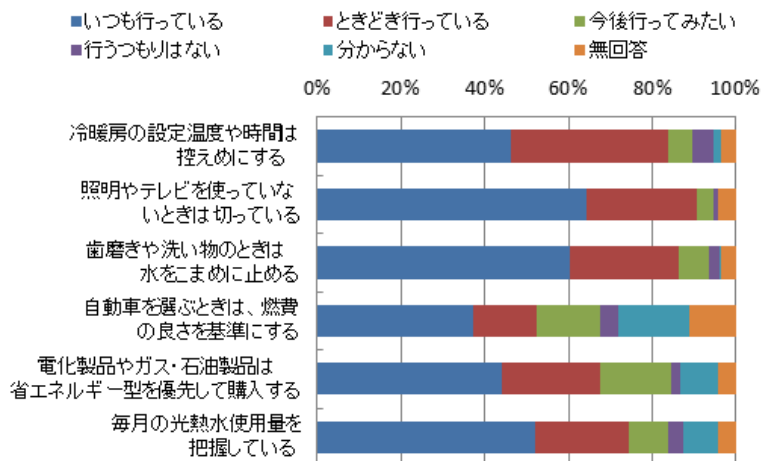
(人数) (Σ=385)

	いつも行っている	ときどき行っている	今後行ってみたい	行うつもりはない	分からない	無回答
冷暖房の設定温度や運転時間は控えめにする。	178	145	22	19	7	14
照明やテレビを使っていないときは切っている。	248	101	15	4	0	17
歯磨きや洗い物のときは水をこまめに止める。	232	100	28	10	1	14
自動車を選ぶときは、燃費の良さを基準にする。	144	58	58	17	65	43
電化製品やガス・石油製品は省エネルギー型を優先して購入する。	170	90	65	8	35	17
毎月の光熱水使用量を把握している。	201	86	36	13	33	16

(割合)

	いつも行っている	ときどき行っている	今後行ってみたい	行うつもりはない	分からない	無回答
冷暖房の設定温度や運転時間は控えめにする。	46.2%	37.7%	5.7%	4.9%	1.8%	3.6%
照明やテレビを使っていないときは切っている。	64.4%	26.2%	3.9%	1.0%	0.0%	4.4%
歯磨きや洗い物のときは水をこまめに止める。	60.3%	26.0%	7.3%	2.6%	0.3%	3.6%
自動車を選ぶときは、燃費の良さを基準にする。	37.4%	15.1%	15.1%	4.4%	16.9%	11.2%
電化製品やガス・石油製品は省エネルギー型を優先して購入する。	44.2%	23.4%	16.9%	2.1%	9.1%	4.4%
毎月の光熱水使用量を把握している。	52.2%	22.3%	9.4%	3.4%	8.6%	4.2%

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示



【廃棄物・リサイクル関係】

- “レジ袋はなるべく辞退して、マイバッグ等を使う” “分別を徹底し、燃えるごみの量を減らす” “食材は必要な分だけ購入し、食べきれ量の料理を作る” では、「いつも行っている」と「ときどき行っている」の合計回答割合が 80%以上と高くなっている。

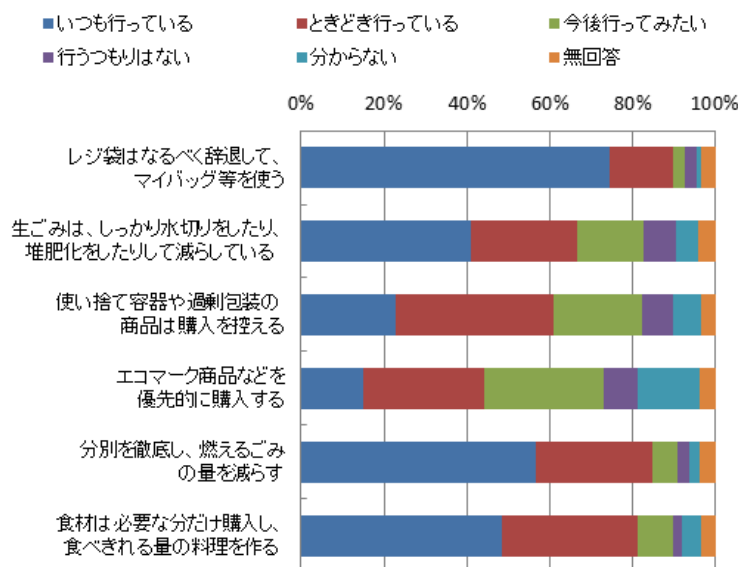
(人数) (Σ=385)

	いつも行っている	ときどき行っている	今後行ってみたい	行うつもりはない	分からない	無回答
レジ袋はなるべく辞退して、マイバッグ等を使う。	286	60	10	11	5	13
生ごみは、しっかり水切りをしたり、堆肥化をしたりして減らしている。	158	99	61	30	21	16
使い捨て容器や過剰包装の商品は購入を控える。	88	147	82	29	25	14
エコマーク商品などを優先的に購入する。	58	112	111	32	57	15
分別を徹底し、燃えるごみの量を減らす。	218	109	22	11	10	15
食材は必要な分だけ購入し、食べきれ量の料理を作る。	186	126	34	8	18	13

(割合)

	いつも行っている	ときどき行っている	今後行ってみたい	行うつもりはない	分からない	無回答
レジ袋はなるべく辞退して、マイバッグ等を使う。	74.3%	15.6%	2.6%	2.9%	1.3%	3.4%
生ごみは、しっかり水切りをしたり、堆肥化をしたりして減らしている。	41.0%	25.7%	15.8%	7.8%	5.5%	4.2%
使い捨て容器や過剰包装の商品は購入を控える。	22.9%	38.2%	21.3%	7.5%	6.5%	3.6%
エコマーク商品などを優先的に購入する。	15.1%	29.1%	28.8%	8.3%	14.8%	3.9%
分別を徹底し、燃えるごみの量を減らす。	56.6%	28.3%	5.7%	2.9%	2.6%	3.9%
食材は必要な分だけ購入し、食べきれ量の料理を作る。	48.3%	32.7%	8.8%	2.1%	4.7%	3.4%

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示



## ② 日常行動の関心の大きさ

### 【環境負荷関係】

・全項目で「とても関心がある」と「やや関心がある」の合計回答割合は 60%を上回っている。中でも“油や食べ残しをながしに流さない”“洗剤やシャンプーなどは適量を使う”の割合は 80%以上と高くなっている。

(人数)

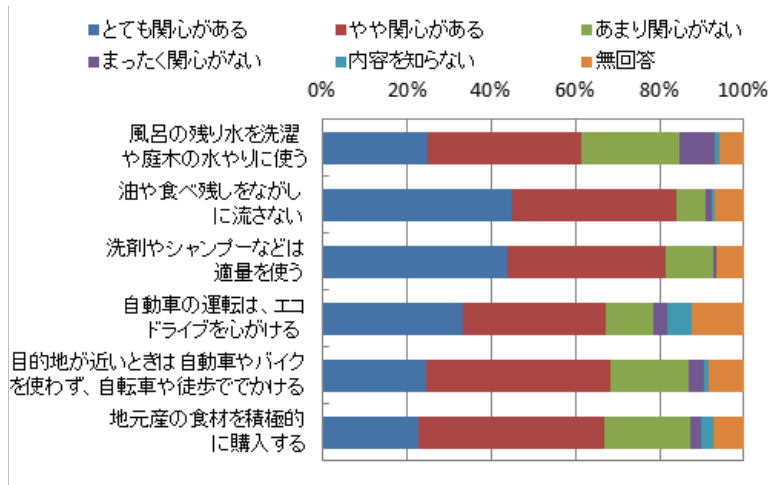
(Σ=385)

	とても関心がある	やや関心がある	あまり関心がない	まったく関心がない	内容を知らない	無回答
風呂の残り水を洗濯や庭木の水やりに使う。	96	140	90	32	4	23
油や食べ残しをながしに流さない。	173	151	26	6	2	27
洗剤やシャンプーなどは適量を使う。	169	144	44	3	0	25
自動車の運転は、エコドライブを心がける。	129	130	44	12	23	47
近所には、徒歩や自転車を使う。	94	169	72	14	4	32
地元産の食材を積極的に購入する。	88	170	78	10	11	28

(割合)

	とても関心がある	やや関心がある	あまり関心がない	まったく関心がない	内容を知らない	無回答
風呂の残り水を洗濯や庭木の水やりに使う。	24.9%	36.4%	23.4%	8.3%	1.0%	6.0%
油や食べ残しをながしに流さない。	44.9%	39.2%	6.8%	1.6%	0.5%	7.0%
洗剤やシャンプーなどは適量を使う。	43.9%	37.4%	11.4%	0.8%	0.0%	6.5%
自動車の運転は、エコドライブを心がける。	33.5%	33.8%	11.4%	3.1%	6.0%	12.2%
近所には、徒歩や自転車を使う。	24.4%	43.9%	18.7%	3.6%	1.0%	8.3%
地元産の食材を積極的に購入する。	22.9%	44.2%	20.3%	2.6%	2.9%	7.3%

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示



【省エネ・資源の循環関係】

・全項目で「とても関心がある」と「やや関心がある」の合計回答割合は、65%を上回っている。中でも“冷暖房の設定温度や運転時間は控えめにする”“照明やテレビは使っていないときは切っている”“歯磨きや洗い物のときは水をこまめに止める”の割合は80%以上と高くなっている。

(人数)

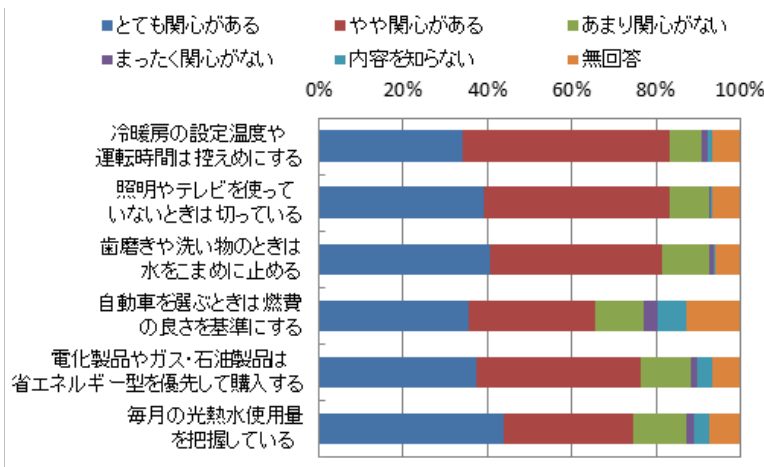
(Σ=385)

	とても関心がある	やや関心がある	あまり関心がない	まったく関心がない	内容を知らない	無回答
冷暖房の設定温度や運転時間は控えめにする。	131	189	30	5	4	26
照明やテレビを使っていないときは切っている。	151	169	37	1	2	25
歯磨きや洗い物のときは水をこまめに止める。	156	158	43	4	1	23
自動車を選ぶときは、燃費の良さを基準にする。	137	115	45	12	27	49
電化製品やガス・石油製品は省エネルギー型を優先して購入する。	144	150	46	5	14	26
毎月の光熱水使用量を把握している。	169	118	48	8	14	28

(割合)

	とても関心がある	やや関心がある	あまり関心がない	まったく関心がない	内容を知らない	無回答
冷暖房の設定温度や運転時間は控えめにする。	34.0%	49.1%	7.8%	1.3%	1.0%	6.8%
照明やテレビを使っていないときは切っている。	39.2%	43.9%	9.6%	0.3%	0.5%	6.5%
歯磨きや洗い物のときは水をこまめに止める。	40.5%	41.0%	11.2%	1.0%	0.3%	6.0%
自動車を選ぶときは、燃費の良さを基準にする。	35.6%	29.9%	11.7%	3.1%	7.0%	12.7%
電化製品やガス・石油製品は省エネルギー型を優先して購入する。	37.4%	39.0%	11.9%	1.3%	3.6%	6.8%
毎月の光熱水使用量を把握している。	43.9%	30.6%	12.5%	2.1%	3.6%	7.3%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



【廃棄物・リサイクル関係】

・全項目で「とても関心がある」と「やや関心がある」の合計回答割合は50%を上回っている。中でも“分別を徹底し、燃えるごみの量を減らす”の割合は80%以上と高くなっている。

(人数)

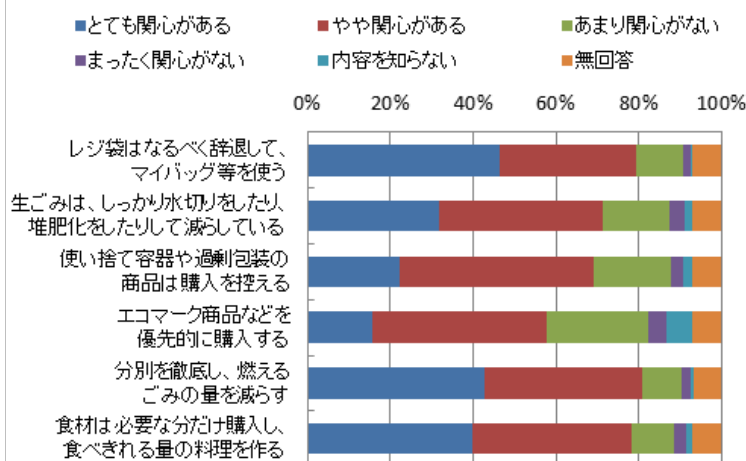
(Σ=385)

	とても関心がある	やや関心がある	あまり関心がない	まったく関心がない	内容を知らない	無回答
レジ袋はなるべく辞退して、マイバッグ等を使う。	179	127	43	8	1	27
生ごみは、しっかり水切りをしたり、堆肥化をしたりして減らしている。	122	153	62	14	7	27
使い捨て容器や過剰包装の商品は購入を控える。	85	181	72	11	9	27
エコマーク商品などを優先的に購入する。	61	161	95	17	24	27
分別を徹底し、燃えるごみの量を減らす。	165	147	36	8	3	26
食材は必要な分だけ購入し、食べきれぬ量の料理を作る。	154	147	40	11	6	27

(割合)

	とても関心がある	やや関心がある	あまり関心がない	まったく関心がない	内容を知らない	無回答
レジ袋はなるべく辞退して、マイバッグ等を使う。	46.5%	33.0%	11.2%	2.1%	0.3%	7.0%
生ごみは、しっかり水切りをしたり、堆肥化をしたりして減らしている。	31.7%	39.7%	16.1%	3.6%	1.8%	7.0%
使い捨て容器や過剰包装の商品は購入を控える。	22.1%	47.0%	18.7%	2.9%	2.3%	7.0%
エコマーク商品などを優先的に購入する。	15.8%	41.8%	24.7%	4.4%	6.2%	7.0%
分別を徹底し、燃えるごみの量を減らす。	42.9%	38.2%	9.4%	2.1%	0.8%	6.8%
食材は必要な分だけ購入し、食べきれぬ量の料理を作る。	40.0%	38.2%	10.4%	2.9%	1.6%	7.0%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



#### 4) 環境保全に関する活動について

- ・「よく参加している」と「ときどき参加している」の合計回答割合は、“ごみ拾いや草刈りなどの清掃活動”が33.5%と最も高く、その他は10%未満となっている。
- ・「今後参加してみたい」では、“ホタルや巨木などの自然観察会”が40.3%と最も高くなっている。

(人数)

(Σ=385)

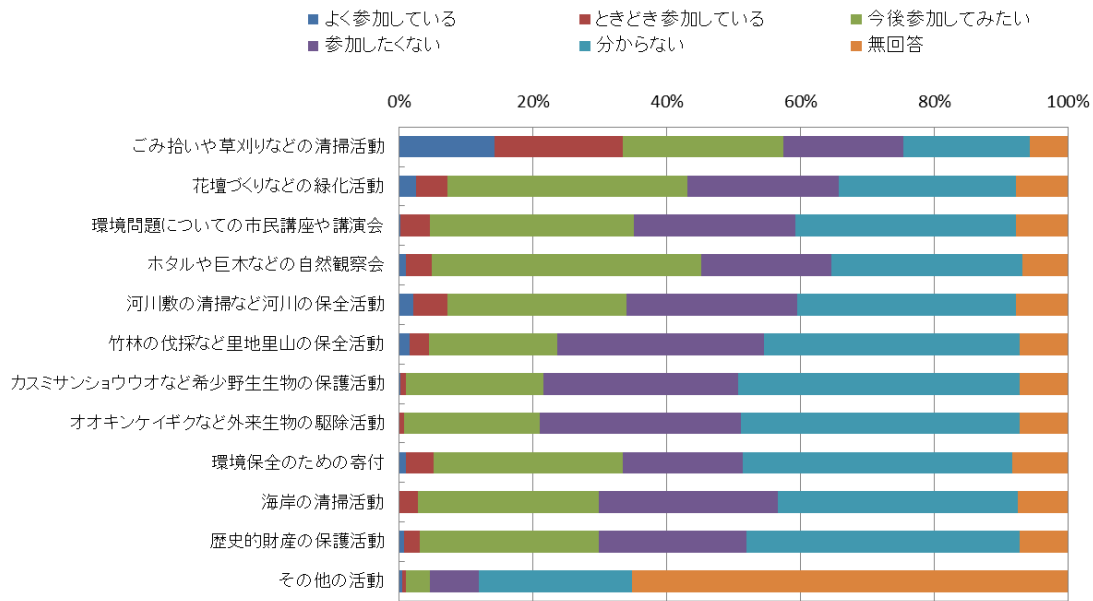
	よく参加している	ときどき参加している	今後、参加してみたい	参加したくない	分からない	無回答
ごみ拾いや草刈りなどの清掃活動	55	74	92	69	73	22
花壇づくりなどの緑化活動	10	18	138	87	102	30
環境問題についての市民講座や講演会	1	17	117	93	127	30
ホタルや巨木などの自然観察会	4	15	155	75	110	26
河川敷の清掃など河川の保全活動	8	20	103	98	126	30
竹林の伐採など里地里山の保全活動	6	11	74	119	147	28
カスミサンショウウオなど希少野生生物の保護活動	1	3	79	112	162	28
オオキンケイギクなど外来生物の駆除活動	0	3	78	116	160	28
環境保全のための寄付	4	16	109	69	155	32
海岸の清掃活動	0	11	104	103	138	29
歴史的財産の保護活動	3	9	103	85	157	28
その他の活動	2	2	14	28	88	251

(割合)

	よく参加している	ときどき参加している	今後参加してみたい	参加したくない	分からない	無回答
ごみ拾いや草刈りなどの清掃活動	14.3%	19.2%	23.9%	17.9%	19.0%	5.7%
花壇づくりなどの緑化活動	2.6%	4.7%	35.8%	22.6%	26.5%	7.8%
環境問題についての市民講座や講演会	0.3%	4.4%	30.4%	24.2%	33.0%	7.8%
ホタルや巨木などの自然観察会	1.0%	3.9%	40.3%	19.5%	28.6%	6.8%
河川敷の清掃など河川の保全活動	2.1%	5.2%	26.8%	25.5%	32.7%	7.8%
竹林の伐採など里地里山の保全活動	1.6%	2.9%	19.2%	30.9%	38.2%	7.3%
カスミサンショウウオなど希少野生生物の保護活動	0.3%	0.8%	20.5%	29.1%	42.1%	7.3%
オオキンケイギクなど外来生物の駆除活動	0.0%	0.8%	20.3%	30.1%	41.6%	7.3%
環境保全のための寄付	1.0%	4.2%	28.3%	17.9%	40.3%	8.3%
海岸の清掃活動	0.0%	2.9%	27.0%	26.8%	35.8%	7.5%
歴史的財産の保護活動	0.8%	2.3%	26.8%	22.1%	40.8%	7.3%
その他の活動	0.5%	0.5%	3.6%	7.3%	22.9%	65.2%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示





【その他の活動】

- 自宅前の歩道の花壇の手入れ
- 今後、検討します
- 宮原坑などの清掃
- 私はずゆ草が好きなので家で咲かせています
- 清掃活動（駅などで）
- 家周り岸石垣水路の草とり

## 5) 市民と行政の協働について

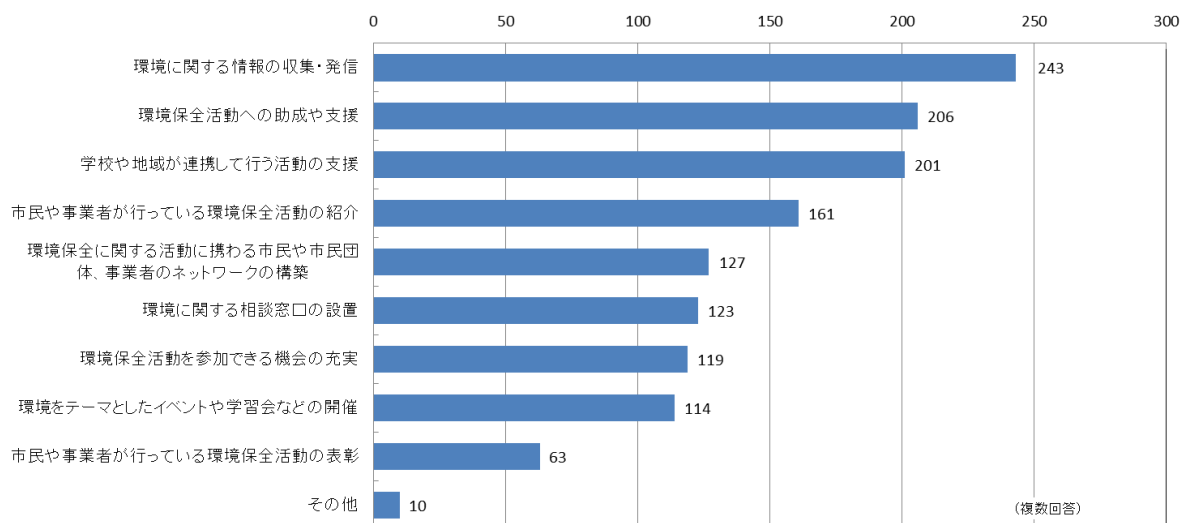
- 市民と行政が協働して環境保全を進めていくために、行政が取り組むべきこととして“環境に関する情報の収集・発信”が 243 回答と最も多く、次いで“環境保全活動への助成や支援”の 206 回答、“学校や地域が連携して行う活動の支援”の 201 回答となっている。

(複数回答)

	回答数	割合
環境に関する情報の収集・発信	243	63.4%
環境保全活動への助成や支援	206	53.8%
学校や地域が連携して行う活動の支援	201	52.5%
市民や事業者が行っている環境保全活動の紹介	161	42.0%
環境保全に関する活動に携わる市民や市民団体、事業者のネットワークの構築	127	33.2%
環境に関する相談窓口の設置	123	32.1%
環境保全活動を参加できる機会の充実	119	31.1%
環境をテーマとしたイベントや学習会などの開催	114	29.8%
市民や事業者が行っている環境保全活動の表彰	63	16.4%
その他	10	2.6%

### 【その他の意見】

- 現在市役所が環境のためにどのようなことをしているのかわからない。
- 学生が参加できる環境保全活動
- 行政の駐車場、空き地の除草、道端の除草等
- 市民の声を聞くこと
- 石炭館をもっと利用すべし
- 子どもを中心に家族から地域へと環境意識を高める（広げる）ような仕組み作り
- コロナの為に中止が多い
- 平日頃の豪雨時等の水路安全対策



## 6) 行政に期待する環境施策について

- “空き地・空き家の雑草や竹木の適正な管理の推進”の回答割合が最も高くなっている。次いで“気候変動による影響（豪雨・熱中症など）への対策”、“公害（大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭）防止対策”が、50%以上の回答割合となっている。

(複数回答)

	回答数	割合
空き地・空き家の雑草や竹木の適正な管理の推進	246	64.2%
気候変動による影響（豪雨・熱中症など）への対策	228	59.5%
公害（大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭）防止対策	206	53.8%
ごみの減量化や資源化（リサイクルの推進）	166	43.3%
生活排水対策（公共下水道の整備や浄化槽の設置・普及など）	161	42.0%
廃棄物の適正な処理の推進（ポイ捨てや不法投棄対策など）	151	39.4%
公共交通システムの整備	140	36.6%
太陽光や太陽熱など再生可能エネルギーの利用促進	110	28.7%
エネルギー利用の省力化・効率化の促進	79	20.6%
電気自動車などの普及促進	46	12.0%
里地里山の保全	39	10.2%
外来生物対策の推進	28	7.3%
希少な野生生物保護の推進	24	6.3%
光害や日照障害対策	22	5.7%
その他	5	1.3%

### 【その他の意見】

- ・雑草は本当にどうにかして欲しい
- ・環境改善のために働いている人、団体の交流
- ・プラスチックごみを普通のごみと同じ回収してほしい
- ・日本テクノのオーマサガスは水から使われる発明品で、大牟田市はぜひ使ってもらいたい
- ・雑草、竹、間伐材などを利用した自然エネルギーの利用を
- ・ある程度の森林は残さないといけない。

## 7) 地球温暖化対策について

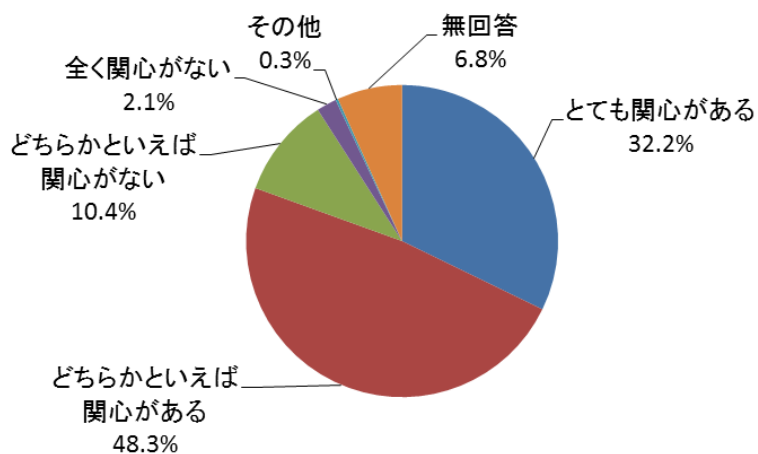
### ① 地球温暖化問題についての関心の大きさ

- ・「とても関心がある」と「どちらかといえば関心がある」の合計回答割合は 80.5% となっている。

(Σ=385)

	人数	割合
とても関心がある	124	32.2%
どちらかといえば関心がある	186	48.3%
どちらかといえば関心がない	40	10.4%
全く関心がない	8	2.1%
その他	1	0.3%
無回答	26	6.8%

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示



## ② 省エネルギーや再生可能エネルギーに関する設備の導入状況

- “LEDなどの高効率照明”が「導入済み」と「導入検討中（予定含む）」で回答割合が高くなっている。
- 一方、他の項目では、「未定または導入の予定はない」の回答割合が高くなっている。
- 未定または導入予定がない理由では、「初期コストがかかる」や「借家のため設置できない」の割合が高くなっている。

(人数)

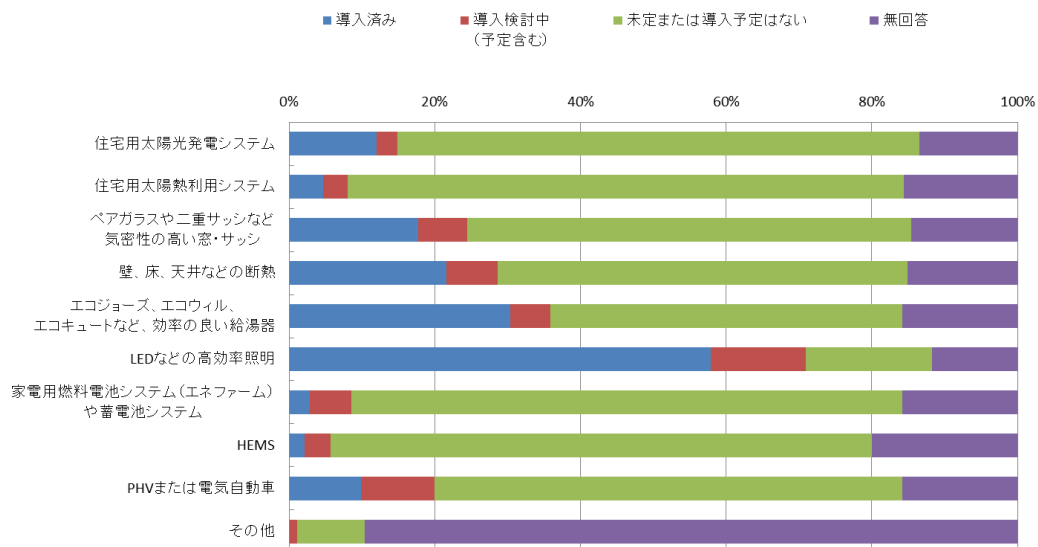
(Σ=385)

	導入済み	導入検討中 (予定含む)	未定または導入 予定はない	無回答
住宅用太陽光発電システム	46	11	276	52
住宅用太陽熱利用システム	18	13	294	60
ペアガラスや二重サッシなど気密性の高い 窓・サッシ	68	26	235	56
壁、床、天井などの断熱	83	27	217	58
エコジョーズ、エコウィル、エコキュート など、効率の良い給湯器	117	21	186	61
LEDなどの高効率照明	223	50	67	45
家電用燃料電池システム（エネファーム） や蓄電池システム	11	22	291	61
HEMS	8	14	286	77
PHVまたは電気自動車	38	39	247	61
その他	0	4	36	345

(割合)

	導入済み	導入検討中 (予定含む)	未定または導入 予定はない	無回答
住宅用太陽光発電システム	11.9%	2.9%	71.7%	13.5%
住宅用太陽熱利用システム	4.7%	3.4%	76.4%	15.6%
ペアガラスや二重サッシなど気密性の高い 窓・サッシ	17.7%	6.8%	61.0%	14.5%
壁、床、天井などの断熱	21.6%	7.0%	56.4%	15.1%
エコジョーズ、エコウィル、エコキュート など、効率の良い給湯器	30.4%	5.5%	48.3%	15.8%
LEDなどの高効率照明	57.9%	13.0%	17.4%	11.7%
家電用燃料電池システム（エネファーム） や蓄電池システム	2.9%	5.7%	75.6%	15.8%
HEMS	2.1%	3.6%	74.3%	20.0%
PHVまたは電気自動車	9.9%	10.1%	64.2%	15.8%
その他	0.0%	1.0%	9.4%	89.6%

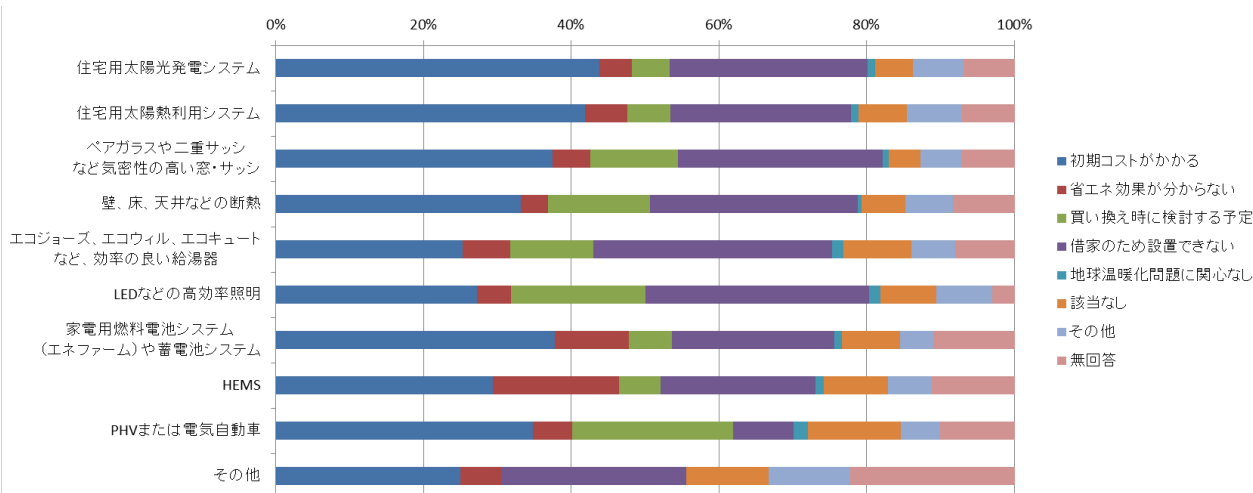
※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



### 【未定または導入予定がない理由】

	初期コストがかかる	省エネ効果が分からない	買い換え時に検討する	借家のため設置できない	地球温暖化問題に関心	該当なし	その他	無回答
住宅用太陽光発電システム	43.8%	4.3%	5.1%	26.8%	1.1%	5.1%	6.9%	6.9%
住宅用太陽熱利用システム	41.8%	5.8%	5.8%	24.5%	1.0%	6.5%	7.5%	7.1%
ペアガラスや二重サッシなど気密性の高い窓・サッシ	37.4%	5.1%	11.9%	27.7%	0.9%	4.3%	5.5%	7.2%
壁、床、天井などの断熱	33.2%	3.7%	13.8%	28.1%	0.5%	6.0%	6.5%	8.3%
エコジョーズ、エコウィル、エコキュートなど、効率の良い給湯器	25.3%	6.5%	11.3%	32.3%	1.6%	9.1%	5.9%	8.1%
LEDなどの高効率照明	27.3%	4.5%	18.2%	30.3%	1.5%	7.6%	7.6%	3.0%
家電用燃料電池システム(エネファーム)や蓄電池システム	37.8%	10.0%	5.8%	22.0%	1.0%	7.9%	4.5%	11.0%
HEMS	29.4%	17.1%	5.6%	21.0%	1.0%	8.7%	5.9%	11.2%
PHVまたは電気自動車	34.8%	5.3%	21.9%	8.1%	2.0%	12.6%	5.3%	10.1%
その他	25.0%	5.6%	0.0%	25.0%	0.0%	11.1%	11.1%	22.2%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



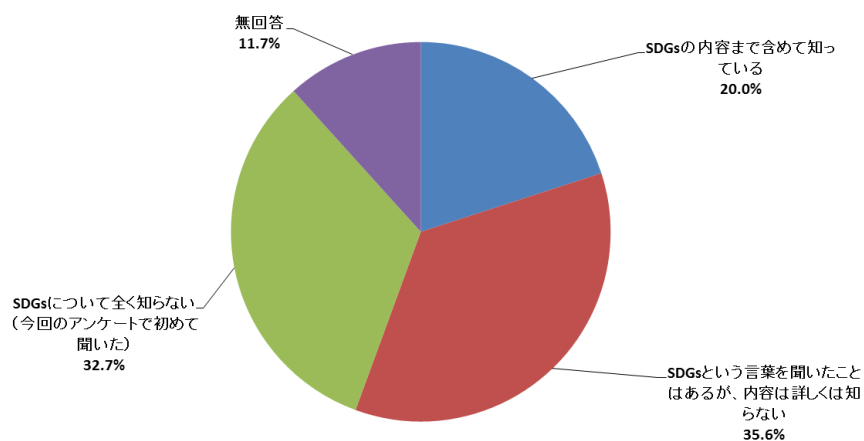
## 8) SDGs の認知度

- “SDGS という言葉を聞いたことはあるが、内容は詳しくは知らない” の回答割合が 35.6%と最も高くなっている。次いで “SDGS について全く知らない” の 32.7%、 “SDGS の内容まで含めて知っている” の 20.0%となっている。

(Σ=385)

	人数	割合
SDGsの内容まで含めて知っている	77	20.0%
SDGsという言葉聞いたことはあるが、内容は詳しくは知らない	137	35.6%
SDGsについて全く知らない (今回のアンケートで初めて聞いた)	126	32.7%
無回答	45	11.7%

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示



## 資料編 3. 大牟田市の環境に関する事業者アンケート

### 3.1 調査概要

#### 1) 調査対象

市内に立地する 100 事業所（無作為抽出）及び 環境保全協定締結 20 事業所

#### 2) 調査期間

令和3年8月23日～令和3年9月10日

#### 3) 有効回答率

32.5%（有効回答数 39）

### 3.2 事業者アンケート調査結果

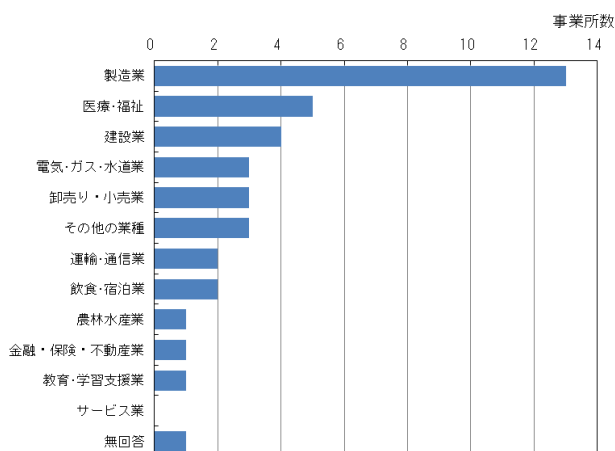
#### 1) 事業者属性

##### ① 業種

( $\Sigma=39$ )

	事業所数	割合
製造業	13	33.3%
医療・福祉	5	12.8%
建設業	4	10.3%
電気・ガス・水道業	3	7.7%
卸売り・小売業	3	7.7%
その他の業種	3	7.7%
運輸・通信業	2	5.1%
飲食・宿泊業	2	5.1%
農林水産業	1	2.6%
金融・保険・不動産業	1	2.6%
教育・学習支援業	1	2.6%
サービス業	0	0.0%
無回答	1	2.6%

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示



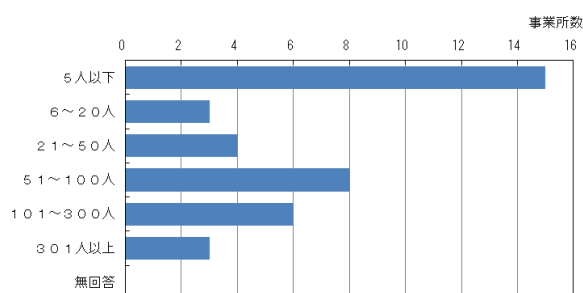


## ② 従業員数

( $\Sigma=39$ )

	事業所数	割合
5人以下	15	38.5%
6～20人	3	7.7%
21～50人	4	10.3%
51～100人	8	20.5%
101～300人	6	15.4%
301人以上	3	7.7%
無回答	0	0.0%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示

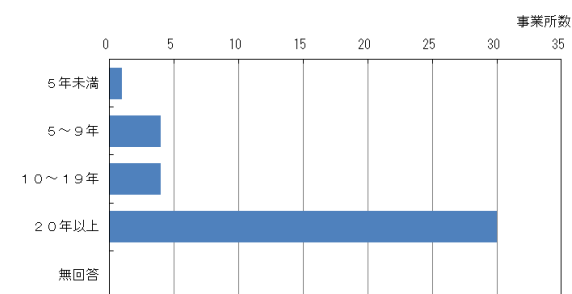


## ③ 事業年数

( $\Sigma=39$ )

	事業所数	割合
5年未満	1	2.6%
5～9年	4	10.3%
10～19年	4	10.3%
20年以上	30	76.9%
無回答	0	0.0%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示

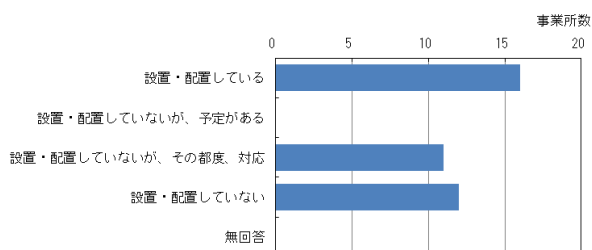


## ④ 環境担当部署や担当者の設置・配置の有無

( $\Sigma=39$ )

	事業所数	割合
設置・配置している	16	41.0%
設置・配置していないが、予定がある	0	0.0%
設置・配置していないが、その都度、対応	11	28.2%
設置・配置していない	12	30.8%
無回答	0	0.0%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



## 2) 事業活動による環境影響について

### ① 事業活動による環境への影響力

#### 【周辺環境への影響力】

- 各項目とも“影響を与えていない”“ほとんど影響を与えていない”の合計が、“影響を与えている”“やや影響を与えている”の合計を大きく上回っている。直接的な環境影響を発生していないと考える事業所が多いことがうかがえる。
- “影響を与えている”“やや影響を与えている”とした回答が多い項目は「騒音や振動の発生」「廃棄物の発生」でそれぞれ6事業所ある。

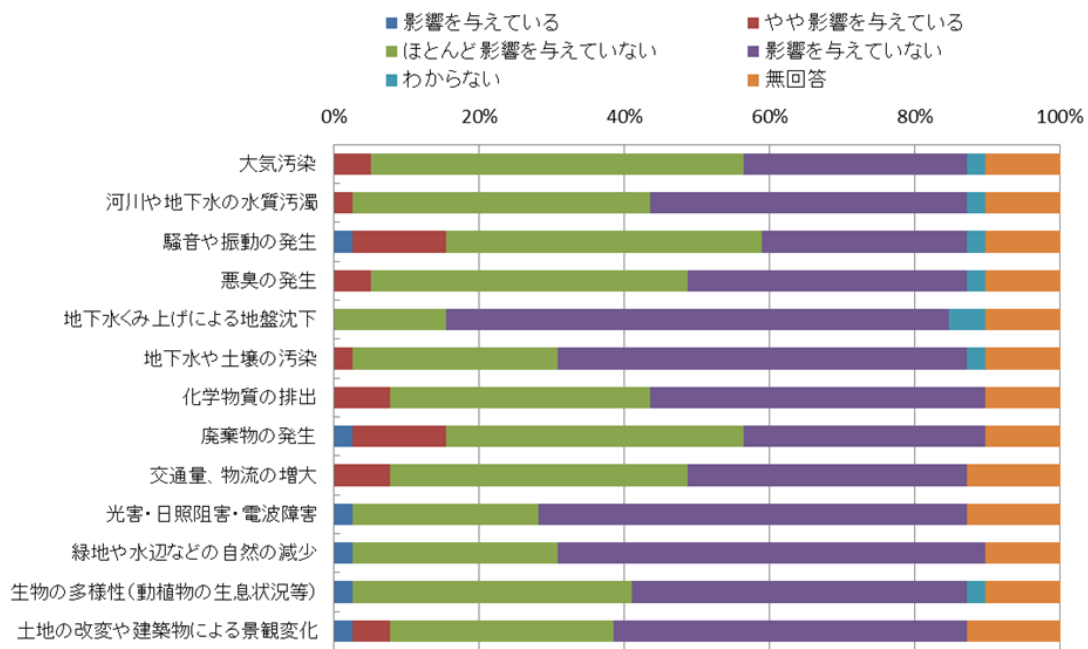
#### 【地球全体への影響力】

- 「地球温暖化（二酸化炭素などの排出）」「オゾン層の破壊」では“ほとんど影響を与えていない”の回答が最も多く、「世界的な森林の減少」では“影響を与えていない”の回答が最も多い。
- 「地球温暖化（二酸化炭素などの排出）」では“やや影響を与えている”と11事業所が回答している。

#### 【周辺環境への影響力】

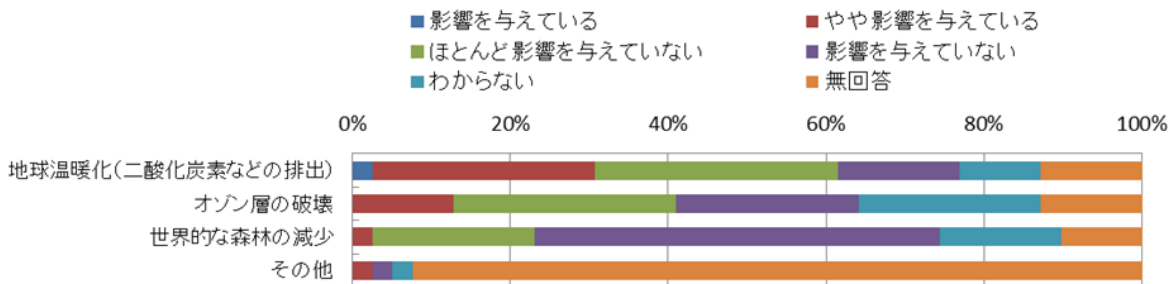
(Σ=39)

	影響を与えている	やや影響を与えている	ほとんど影響を与えていない	影響を与えていない	わからない	無回答
大気汚染	0	2	20	12	1	4
河川や地下水の水質汚濁	0	1	16	17	1	4
騒音や振動の発生	1	5	17	11	1	4
悪臭の発生	0	2	17	15	1	4
地下水くみ上げによる地盤沈下	0	0	6	27	2	4
地下水や土壌の汚染	0	1	11	22	1	4
化学物質の排出	0	3	14	18	0	4
廃棄物の発生	1	5	16	13	0	4
交通量、物流の増大	0	3	16	15	0	5
光害・日照障害・電波障害	1	0	10	23	0	5
緑地や水辺などの自然の減少	1	0	11	23	0	4
生物の多様性（動植物の生息状況）	1	0	15	18	1	4
土地の改変や建築物による景観変化	1	2	12	19	0	5



【地球全体への影響力】

	影響を与えている	やや影響を与えている	ほとんど影響を与えていない	影響を与えていない	わからない	無回答
地球温暖化(二酸化炭素などの排出)	1	11	12	6	4	5
オゾン層の破壊	0	5	11	9	9	5
世界的な森林の減少	0	1	8	20	6	4
その他	0	1	0	1	1	36



## ② 環境から受ける影響

### 【周辺環境から受ける影響】

- “影響を受ける” “やや影響を受ける” の合計が最も多い項目は「騒音や振動の発生」で、次いで「悪臭の発生」「交通量、物流の増大」となっている。

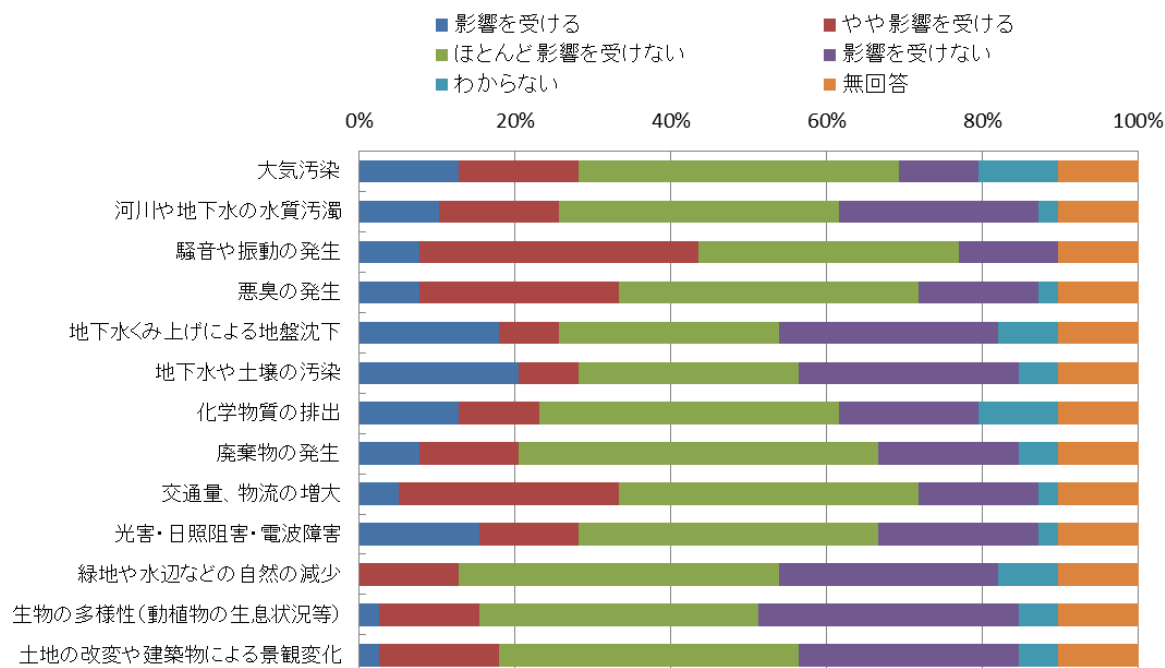
### 【地球全体から受ける影響】

- 「地球温暖化（二酸化炭素などの排出）」「オゾン層の破壊」では“やや影響を受ける” の回答が最も多く、「世界的な森林の減少」では“ほとんど影響を受けない” の回答が最も多い。
- “影響を受ける” “やや影響を受ける” の合計が最も多い項目は「地球温暖化（二酸化炭素などの排出）」で、次いで「オゾン層の破壊」「世界的な森林の減少」の順となっている。

### 【周辺環境から受ける影響】

(Σ=39)

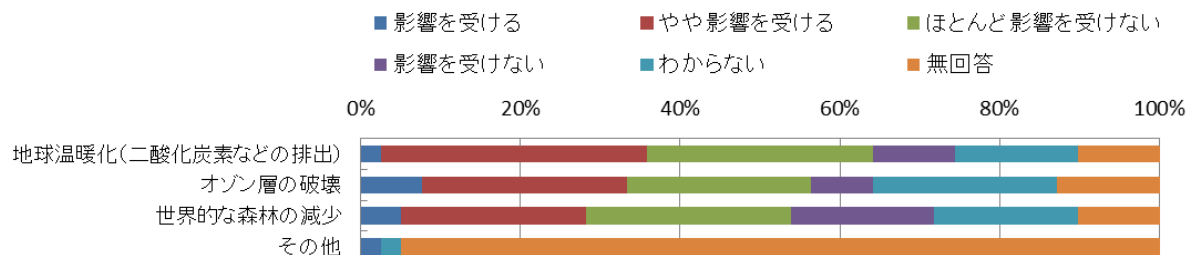
	影響を受ける	やや影響を受ける	ほとんど影響を受けない	影響を受けない	わからない	無回答
大気汚染	5	6	16	4	4	4
河川や地下水の水質汚濁	4	6	14	10	1	4
騒音や振動の発生	3	14	13	5	0	4
悪臭の発生	3	10	15	6	1	4
地下水くみ上げによる地盤沈下	7	3	11	11	3	4
地下水や土壌の汚染	8	3	11	11	2	4
化学物質の排出	5	4	15	7	4	4
廃棄物の発生	3	5	18	7	2	4
交通量、物流の増大	2	11	15	6	1	4
光害・日照障害・電波障害	6	5	15	8	1	4
緑地や水辺などの自然の減少	0	5	16	11	3	4
生物の多様性（動植物の生息状況等）	1	5	14	13	2	4
土地の改変や建築物による景観変化	1	6	15	11	2	4



## 【地球全体への影響力】

(Σ=39)

	影響を受ける	やや影響を受ける	ほとんど影響を受けない	影響を受けない	わからない	無回答
地球温暖化(二酸化炭素などの排出)	1	13	11	4	6	4
オゾン層の破壊	3	10	9	3	9	5
世界的な森林の減少	2	9	10	7	7	4
その他	1	0	0	0	1	37



### 3) 環境問題への取り組みについて

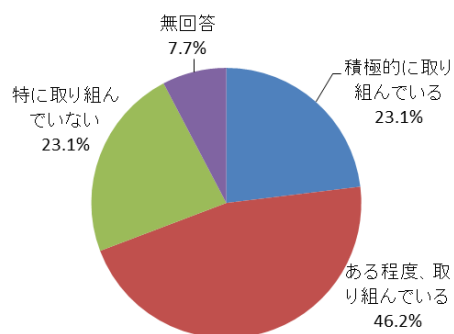
#### ① 環境問題への取り組み状況

- “ある程度取り組んでいる”の回答事業所が 18 事業所 (46.2%) と最も多く、“積極的に取り組んでいる”を合わせた回答事業所は 27 事業所 (69.2%) と、“特に取り組んでいない” 9 事業所 (23.1%) を大きく上回っている。

(Σ=39)

	事業所数	割合
積極的に取り組んでいる	9	23.1%
ある程度、取り組んでいる	18	46.2%
特に取り組んでいない	9	23.1%
無回答	3	7.7%

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示



## ② 環境問題に取り組む理由

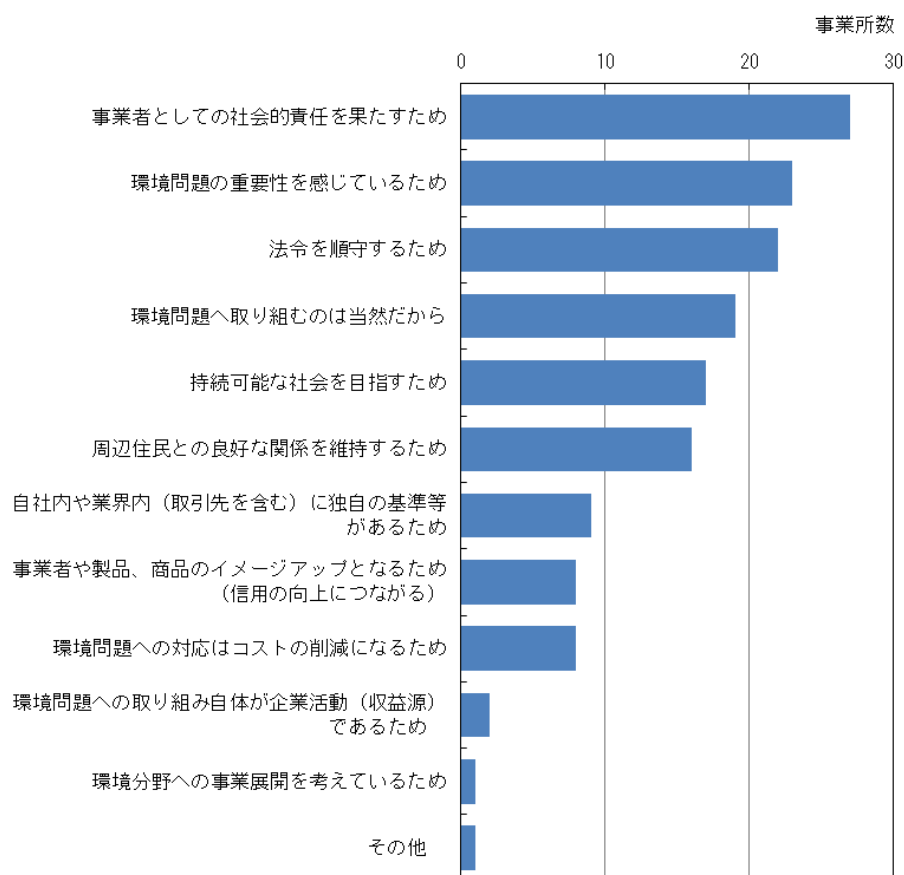
- “事業者の社会的責任を果たすため”と回答した事業所が 27 事業所（90.0%）と最も多く、次いで“環境問題の重要性を感じているため”の 23 事業所（76.7%）、“法令を遵守するため”の 22 事業所（73.3%）となっている。

（複数回答）

（ $\Sigma=30$ ）

	事業所数	割合
事業者としての社会的責任を果たすため	27	90.0%
環境問題の重要性を感じているため	23	76.7%
法令を順守するため	22	73.3%
環境問題へ取り組むのは当然だから	19	63.3%
持続可能な社会を目指すため	17	56.7%
周辺住民との良好な関係を維持するため	16	53.3%
自社内や業界内（取引先を含む）に独自の基準等	9	30.0%
事業者や製品、商品のイメージアップとなるため	8	26.7%
環境問題への対応はコストの削減になるため	8	26.7%
環境問題への取り組み自体が企業活動（収益源）	2	6.7%
環境分野への事業展開を考えているため	1	3.3%
その他	1	3.3%

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示



### ③ 環境問題に取り組むうえでの課題

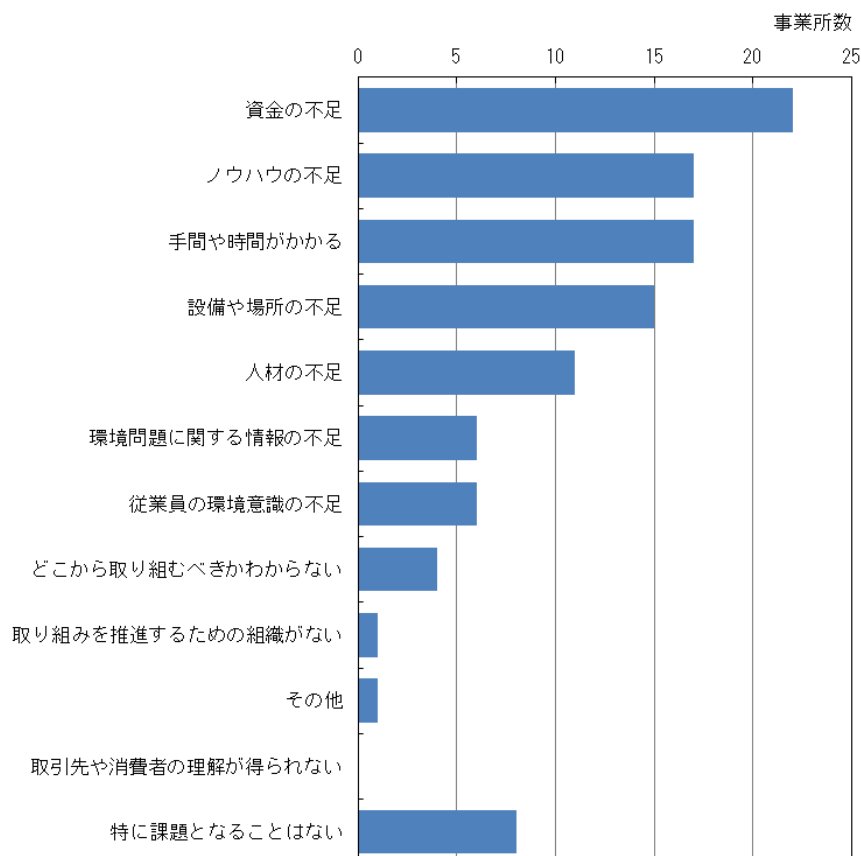
- “人材の不足”と回答した事業所が 14 事業所 (35.9%) と最も多く、次いで“資金の不足”、“環境問題に関する情報の不足”と回答した事業所が、それぞれ 11 事業所 (28.2%) となっている。

(複数回答)

( $\Sigma=39$ )

	事業所数	割合
人材の不足	14	35.9%
資金の不足	11	28.2%
環境問題に関する情報の不足	11	28.2%
手間や時間がかかる	10	25.6%
特に課題となることはない	9	23.1%
ノウハウの不足	8	20.5%
設備や場所の不足	6	15.4%
従業員の環境意識の不足	6	15.4%
どこから取り組むべきかわからない	5	12.8%
取り組みを推進するための組織がない	4	10.3%
取引先や消費者の理解が得られない	1	2.6%
その他	1	2.6%

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示



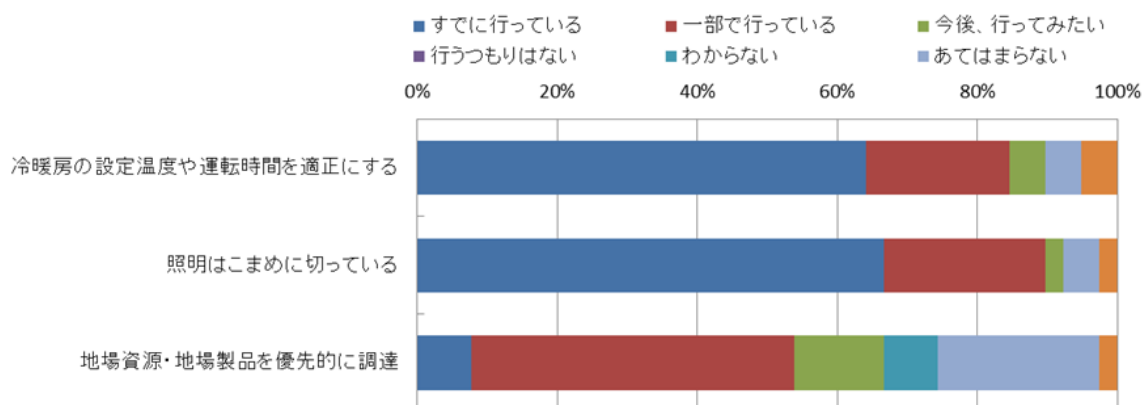
#### 4) 日常の取り組みについて

##### ① 省エネルギー対策

- ・「冷暖房の設定温度の運転時間を適正にする」と「照明はこまめに切っている」で“すでに行っている”と“一部で行っている”を合わせて、80%を上回り、普及が進んでいることがうかがえる。
- ・“今後、行ってみたい”との回答では、「地場資源・地場製品を優先的に調達」が5事業所となっている。

(Σ=39)

	すでに行っている	一部で行っている	今後、行ってみたい	行うつもりはない	わからない	あてはまらない	無回答
冷暖房の設定温度や運転時間を適正にする	25	8	2	0	0	2	2
照明はこまめに切っている	26	9	1	0	0	2	1
地場資源・地場製品を優先的に調達	3	18	5	0	3	9	1



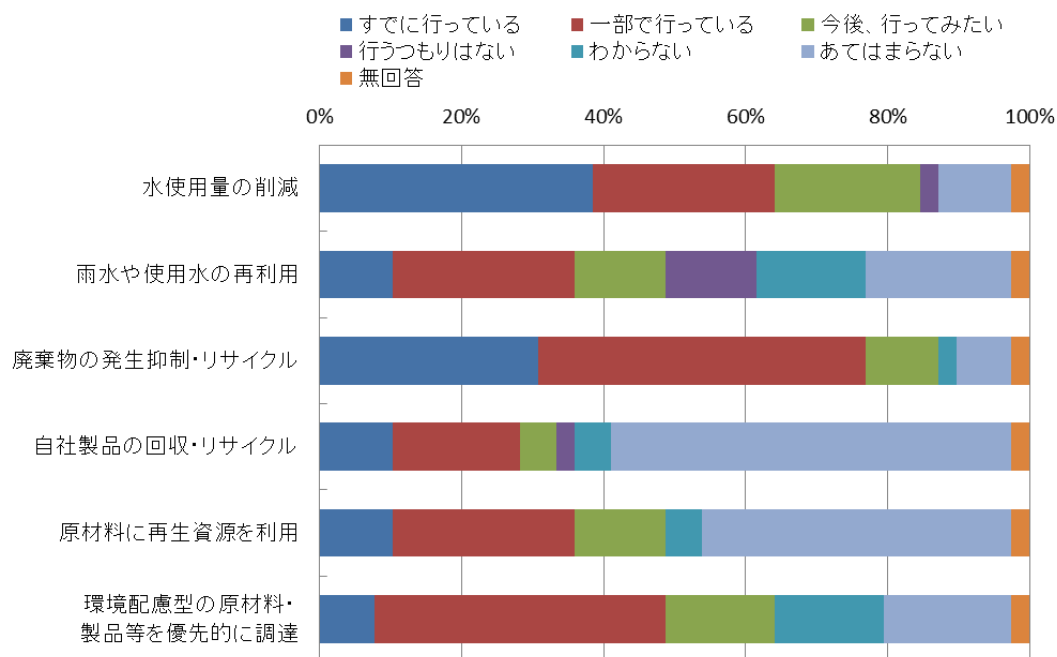


## ② 省資源・廃棄物対策

- 「水使用量の削減」「廃棄物の発生抑制・リサイクル」で“すでに行っている”“一部で行っている”と回答した事業所が60%を越えている。
- “今後、行ってみたい”との回答が多い項目は「水使用量の削減」（8事業所）となっている。

(Σ=39)

	すでに行っている	一部で行っている	今後、行ってみたい	行うつもりはない	わからない	あてはまらない	無回答
水使用量の削減	15	10	8	1	0	4	1
雨水や使用水の再利用	4	10	5	5	6	8	1
廃棄物の発生抑制・リサイクル	12	18	4	0	1	3	1
自社製品の回収・リサイクル	4	7	2	1	2	22	1
原材料に再生資源を利用	4	10	5	0	2	17	1
環境配慮型の原材料・製品等を優先的に調達	3	16	6	0	6	7	1

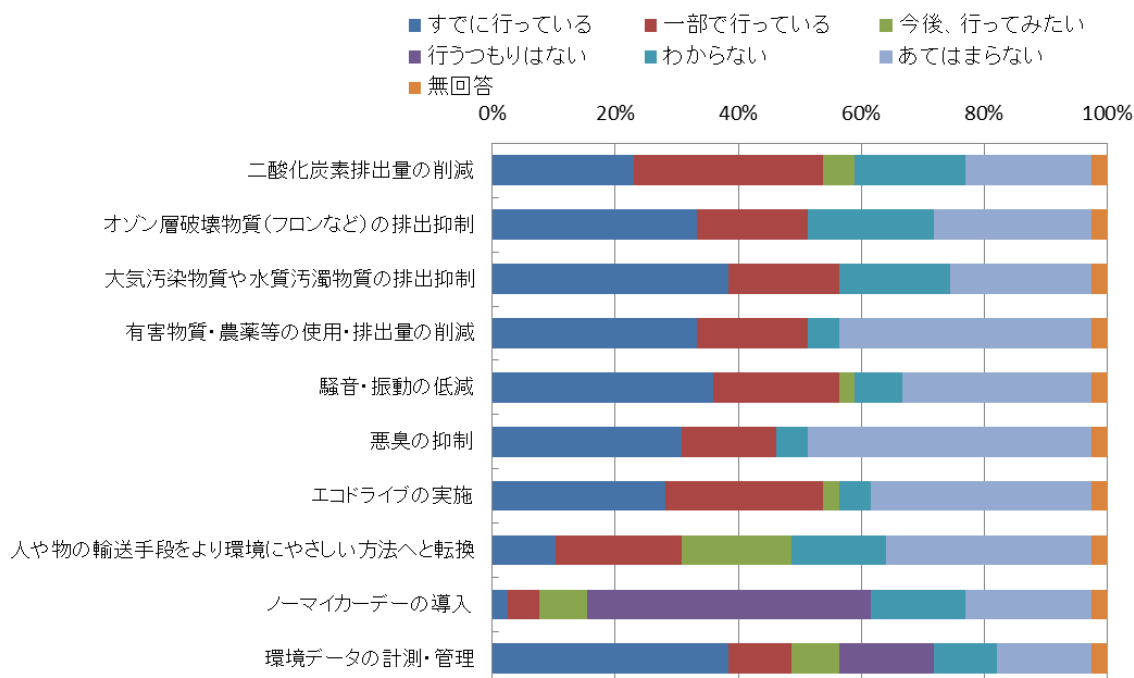


### ③ 環境負荷低減

- “すでに行っている” “一部で行っている” の回答が少ない項目には「ノーマイカーデーの導入」（3 事業所）、「人や物の輸送手段をより環境にやさしい方法へと転換」（12 事業所）がある。それ以外の項目は、おおむね 50%程度となっている。
- “今後、行ってみたい” とする回答が多い項目には「人や物の輸送手段をより環境にやさしい方法へと転換」（7 事業所）がある一方で、「ノーマイカーデーの導入」の“行うつもりはない” が最も多い。

(Σ=39)

	すでに行っている	一部で行っている	今後、行ってみたい	行うつもりはない	わからない	あてはまらない	無回答
二酸化炭素排出量の削減	9	12	2	0	7	8	1
オゾン層破壊物質（フロンなど）の排出抑制	13	7	0	0	8	10	1
大気汚染物質や水質汚濁物質の排出抑制	15	7	0	0	7	9	1
有害物質・農薬等の使用・排出量の削減	13	7	0	0	2	16	1
騒音・振動の低減	14	8	1	0	3	12	1
悪臭の抑制	12	6	0	0	2	18	1
エコドライブの実施	11	10	1	0	2	14	1
人や物の輸送手段をより環境にやさしい方法へと転換	4	8	7	0	6	13	1
ノーマイカーデーの導入	1	2	3	18	6	8	1
環境データの計測・管理	15	4	3	6	4	6	1

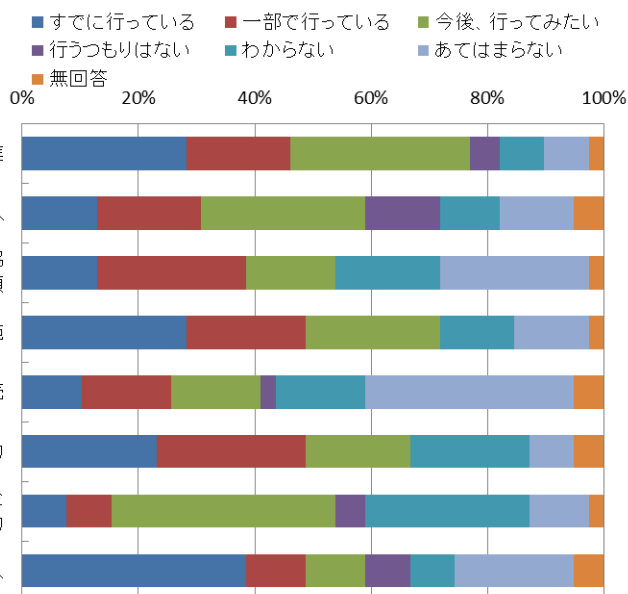


#### ④ その他の対策

- 「従業員への環境教育の実施」「地域の環境保全活動への参加、協力」「クールビズ、ウォームビズの導入」が“すでに行なっている”“一部で行っている”の合計が19事業所（48.7%）で最も多くなっている。
- “今後、行ってみたい”とする回答が多い項目は「環境基金への寄付など環境保全活動への資金協力」（15事業所）となっている。

(Σ=39)

	すでに行なっている	一部で行なっている	今後、行なってみいたい	行うつもりはない	わからない	あてはまらない	無回答
緑のカーテンや敷地内の緑化推進	11	7	12	2	3	3	1
景観に配慮した構造・色彩等の建築物の導入	5	7	11	5	4	5	2
環境配慮の取り組みを関連会社や取引先等へ協力依頼	5	10	6	0	7	10	1
従業員への環境教育の実施	11	8	9	0	5	5	1
環境配慮指向の技術開発、製品開発、販売	4	6	6	1	6	14	2
地域の環境保全活動への参加、協力	9	10	7	0	8	3	2
環境基金への寄付など、環境保全活動への資金協力	3	3	15	2	11	4	1
クールビズ、ウォームビズの導入	15	4	4	3	3	8	2



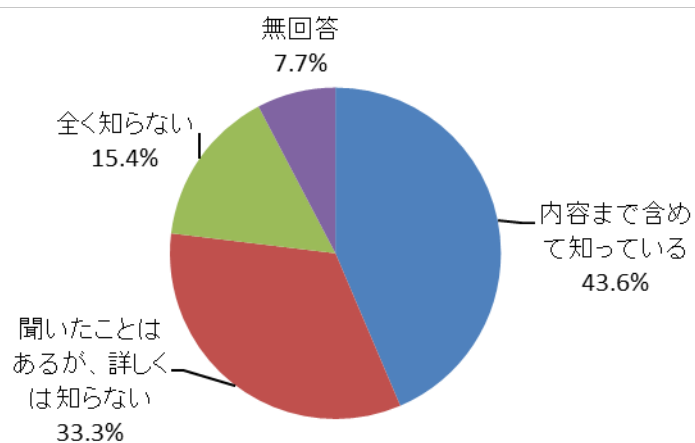
## 5) SDGs の認知度

- “内容まで含めて知っている”の回答が 17 事業所 (43.6%) と最も多く、次いで“聞いたことはあるが、詳しくは知らない”の 13 事業所 (33.3%)、“全く知らない”の 6 事業所 (15.4%) となっている。

(Σ=39)

	事業所数	割合
内容まで含めて知っている	17	43.6%
聞いたことはあるが、詳しくは知らない	13	33.3%
全く知らない	6	15.4%
無回答	3	7.7%

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示

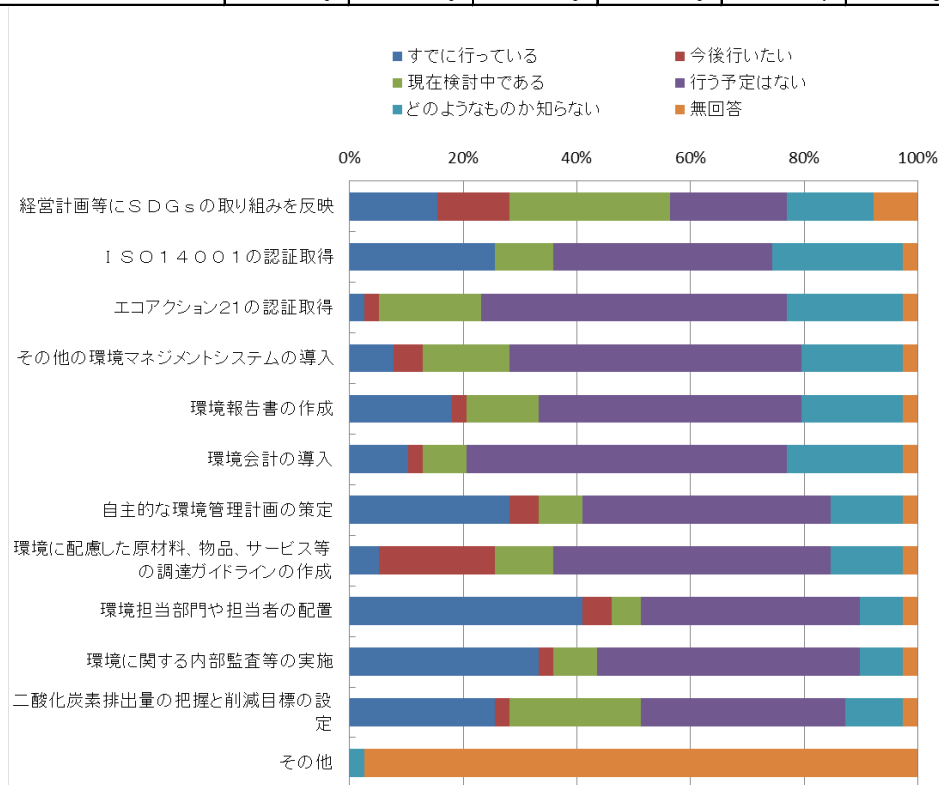


## 6) 環境経営・環境管理について

- “今後行いたい” が最も多い項目は、「環境に配慮した原材料、物品、サービス等の調達ガイドラインの作成」の 8 事業所 (20.5%) となっている。
- “どのようなものか知らない” が最も多い項目は、「ISO14001 の認証取得」の 13 事業所 (23.1%) となっている。
- “行う予定はない” が最も多い項目は、「環境会計の導入」の 22 事業所 (56.4%) となっている。
- “現在検討中である” が最も多い項目は、「経営計画等に SDGs の取り組みを反映」の 11 事業所 (28.2%) となっている。

(Σ=39)

	すでに行っている	今後行いたい	現在検討中である	行う予定はない	どのようなものか知らない	無回答
経営計画等にSDGsの取り組みを反映	6	5	11	8	6	3
ISO14001の認証取得	10	0	4	15	9	1
エコアクション21の認証取得	1	1	7	21	8	1
その他の環境マネジメントシステム	3	2	6	20	7	1
環境報告書の作成	7	1	5	18	7	1
環境会計の導入	4	1	3	22	8	1
自主的な環境管理計画の策定	11	2	3	17	5	1
環境に配慮した原材料、物品、サービス等の調達ガイドラインの作成	2	8	4	19	5	1
環境担当部門や担当者の配置	16	2	2	15	3	1
環境に関する内部監査等の実施	13	1	3	18	3	1
二酸化炭素排出量の把握と削減目標	10	1	9	14	4	1
その他	0	0	0	0	1	38



## 7) 市民や行政との協働について

### ① 取り組みが可能な環境保全活動

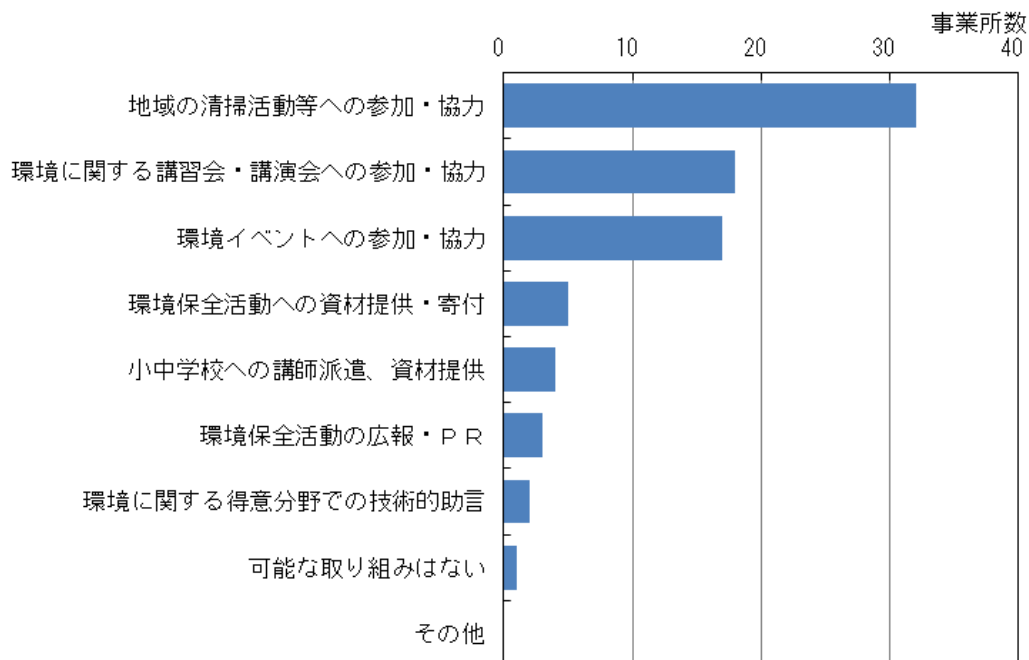
- “地域の清掃活動等への参加・協力”が32事業所（82.1%）と最も多く、次いで“環境に関する講習会・講演会への参加・協力”の18事業所（46.2%）、“環境イベントへの参加・協力”の17事業所（43.6%）となっている。

（複数回答）

（Σ=39）

	事業所数	割合
地域の清掃活動等への参加・協力	32	82.1%
環境に関する講習会・講演会への参加・協力	18	46.2%
環境イベントへの参加・協力	17	43.6%
環境保全活動への資材提供・寄付	5	12.8%
小中学校への講師派遣、資材提供	4	10.3%
環境保全活動の広報・PR	3	7.7%
環境に関する得意分野での技術的助言	2	5.1%
可能な取り組みはない	1	2.6%
その他	0	0.0%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



## ② 行政に期待する取り組み

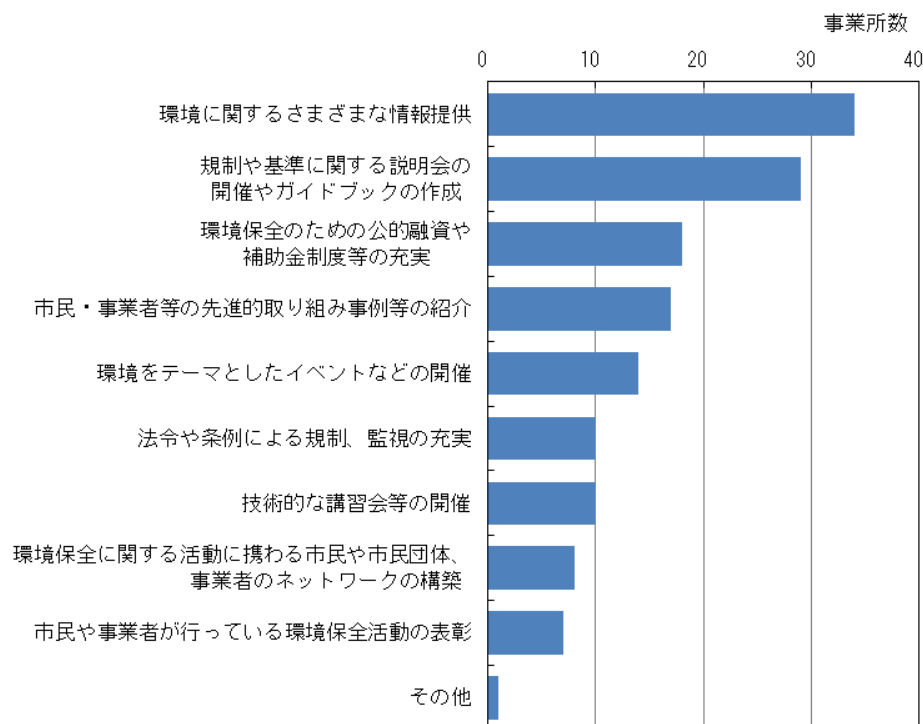
- “環境に関する情報提供”が 25 事業所（64.1%）と最も多く、次いで“規制や基準に関する説明会の開催やガイドブックの作成”の 24 事業所（61.5%）、“環境保全のための公的融資や補助金制度等の充実”の 20 事業所（51.3%）となっている。

（複数回答）

（Σ=39）

	事業所数	割合
環境に関する情報提供	25	64.1%
規制や基準に関する説明会の開催やガイドブックの作成	24	61.5%
環境保全のための公的融資や補助金制度等の充実	20	51.3%
市民・事業者等の先進的取り組み事例等の紹介	16	41.0%
環境をテーマとしたイベントなどの開催	11	28.2%
技術的な講習会等の開催	9	23.1%
法令や条例による規制、監視の充実	5	12.8%
市民や事業者が行っている環境保全活動の表彰	4	10.3%
環境保全に関する活動に携わる市民や市民団体、事業者のネットワークの構築	1	2.6%
その他	0	0.0%

※割合は全体を 100%として小数第 1 位までを表示



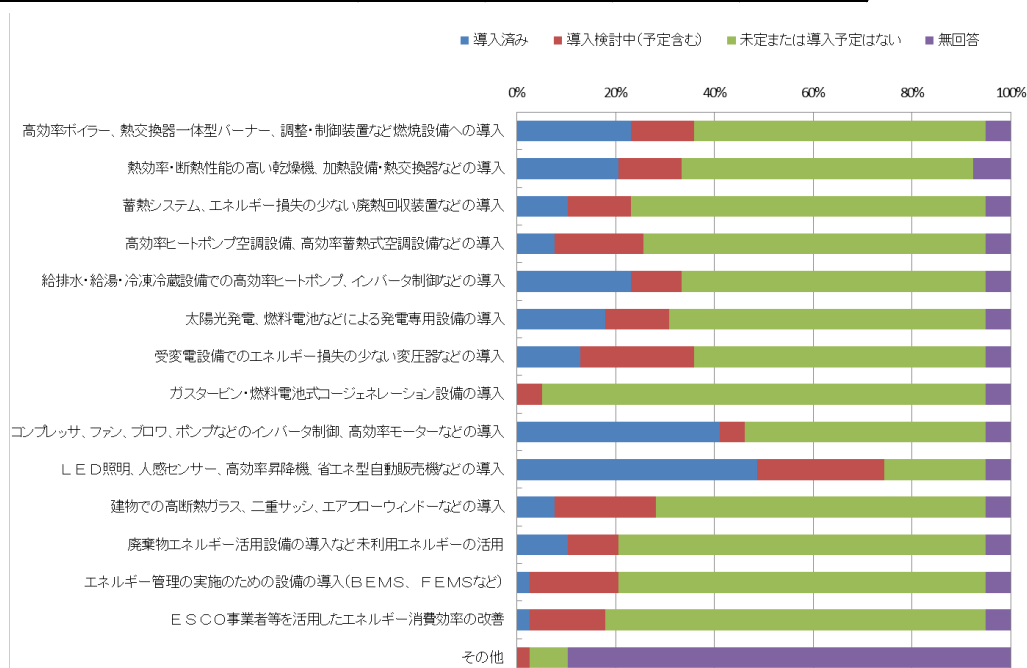
## 8) 地球温暖化対策への取り組みについて

### ① 設備の導入状況

- 「LED照明、人感センサー、高効率昇降機、省エネ型自動販売機などの導入」が“導入済み”“導入検討中(予定含む)”のいずれにおいても最も多く、“未定または導入予定はない”において最も少ない。どの業種においても導入しやすいことがうかがえる。
- 一方、他の項目では、“未定または導入予定はない”が最も多い。

(Σ=39)

	導入済み	導入検討中(予定含む)	未定または導入予定はない	無回答
高効率ボイラー、熱交換器一体型バーナー、調整・制御装置など燃焼設備への導入	9	5	23	2
熱効率・断熱性能の高い乾燥機、加熱設備・熱交換器などの導入	8	5	23	3
蓄熱システム、エネルギー損失の少ない廃熱回収装置などの導入	4	5	28	2
高効率ヒートポンプ空調設備、高効率蓄熱式空調設備などの導入	3	7	27	2
給排水・給湯・冷凍冷蔵設備での高効率ヒートポンプ、インバータ制御などの導入	9	4	24	2
太陽光発電、燃料電池などによる発電専用設備の導入	7	5	25	2
受変電設備でのエネルギー損失の少ない変圧器などの導入	5	9	23	2
ガスタービン・燃料電池式コージェネレーション設備の導入	0	2	35	2
コンプレッサ、ファン、ブロワ、ポンプなどのインバータ制御、高効率モーターなどの導入	16	2	19	2
LED照明、人感センサー、高効率昇降機、省エネ型自動販売機などの導入	19	10	8	2
建物での高断熱ガラス、二重サッシ、エアフローウィンドーなどの導入	3	8	26	2
廃棄物エネルギー活用設備の導入など未利用エネルギーの活用	4	4	29	2
エネルギー管理の実施のための設備の導入(BEMS、FEMSなど)	1	7	29	2
ESCO事業者等を活用したエネルギー消費効率の改善	1	6	30	2
その他	0	1	3	35





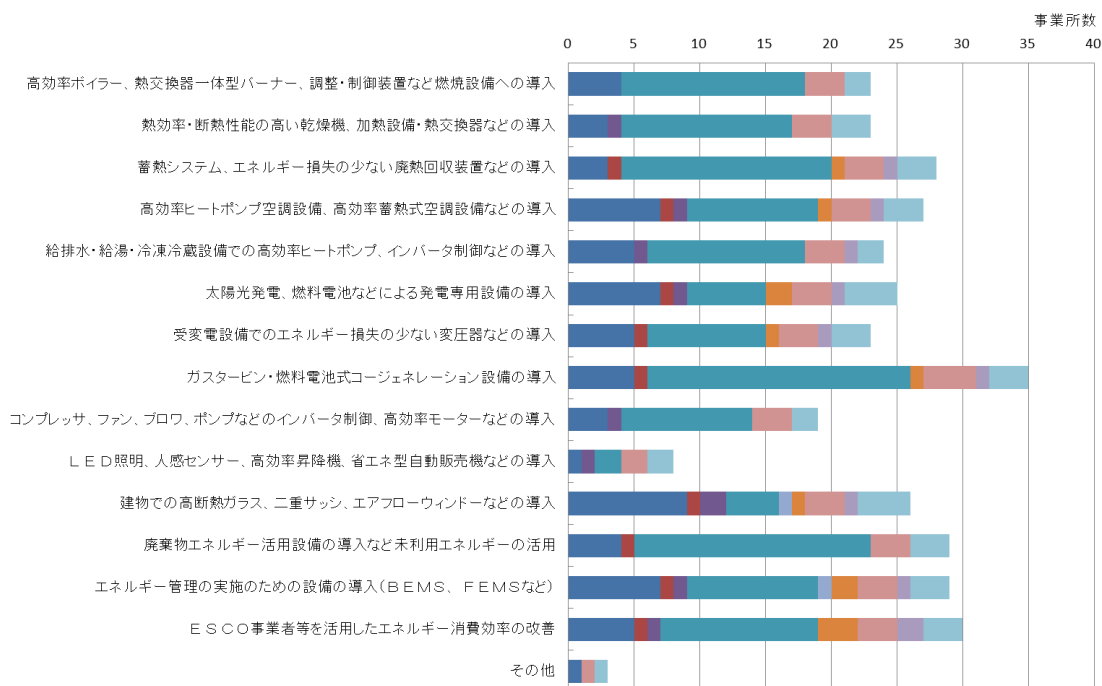
## ② 導入予定がない理由

・導入予定がない理由は、ほとんどの項目で“自社には該当しない”が多く、次いで“初期コストがかかる”“自社物件ではないため設置が困難”の順となっている。

(Σ=39)

	導入済み	導入検討中 (予定含む)	未定または導入 予定はない	無回答
高効率ボイラー、熱交換器一体型バーナー、調整・制御装置など燃焼設備への導入	9	5	23	2
熱効率・断熱性能の高い乾燥機、加熱設備・熱交換器などの導入	8	5	23	3
蓄熱システム、エネルギー損失の少ない廃熱回収装置などの導入	4	5	28	2
高効率ヒートポンプ空調設備、高効率蓄熱式空調設備などの導入	3	7	27	2
給排水・給湯・冷凍冷蔵設備での高効率ヒートポンプ、インバータ制御などの導入	9	4	24	2
太陽光発電、燃料電池などによる発電専用設備の導入	7	5	25	2
受変電設備でのエネルギー損失の少ない変圧器などの導入	5	9	23	2
ガスタービン・燃料電池式コージェネレーション設備の導入	0	2	35	2
コンプレッサ、ファン、ブロウ、ポンプなどのインバータ制御、高効率モーターなどの導入	16	2	19	2
LED照明、人感センサー、高効率昇降機、省エネ型自動販売機などの導入	19	10	8	2
建物での高断熱ガラス、二重サッシ、エアフローウィンドーなどの導入	3	8	26	2
廃棄物エネルギー活用設備の導入など未利用エネルギーの活用	4	4	29	2
エネルギー管理の実施のための設備の導入（BEMS、FEMSなど）	1	7	29	2
ESCO事業者等を活用したエネルギー消費効率の改善	1	6	30	2
その他	0	1	3	35

- 初期コストがかかる
- 導入に伴う工事で事業活動に支障が生じる
- 自社には該当しない
- 費用対効果の高い設備機器が分からない
- 省エネルギーに関心がない
- 無回答
- 相談窓口がわからない
- 機器等の買い替えの時に検討する予定
- 導入を検討する人員が不足している
- 自社物件ではないため設置が困難
- その他



## 9) 省エネルギーの推進について

### ① 廃棄物排出量及び使用エネルギーの削減の程度

- 「重油消費量」では、約3割が“減らせない”と回答し、他の項目よりも割合が高い。
- 一方、他の項目ではおおむね8割が削減（わずか～20%以上）可能と回答している。

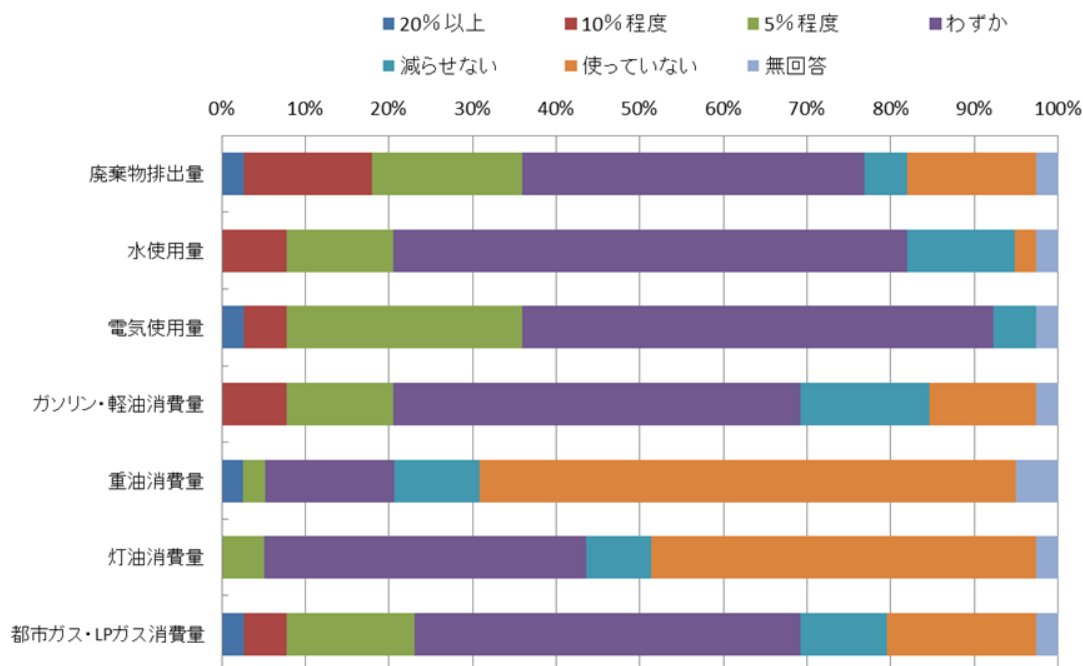
(Σ=39)

	20%以上	10%程度	5%程度	わずか	減らせない	使っていない	無回答
廃棄物排出量	1	6	7	16	2	6	1
水使用量	0	3	5	24	5	1	1
電気使用量	1	2	11	22	2	0	1
ガソリン・軽油消費量	0	3	5	19	6	5	1
重油消費量	1	0	1	6	4	25	2
灯油消費量	0	0	2	15	3	18	1
都市ガス・LPガス消費量	1	2	6	18	4	7	1

(割合) ※“使っていない”事業所を除く

	20%以上	10%程度	5%程度	わずか	減らせない	無回答
廃棄物排出量	3.0%	18.2%	21.2%	48.5%	6.1%	3.0%
水使用量	0.0%	7.9%	13.2%	63.2%	13.2%	2.6%
電気使用量	2.6%	5.1%	28.2%	56.4%	5.1%	2.6%
ガソリン・軽油消費量	0.0%	8.8%	14.7%	55.9%	17.6%	2.9%
重油消費量	7.1%	0.0%	7.1%	42.9%	28.6%	14.3%
灯油消費量	0.0%	0.0%	9.5%	71.4%	14.3%	4.8%
都市ガス・LPガス消費量	3.1%	6.3%	18.8%	56.3%	12.5%	3.1%

※割合は全体を100%として小数第1位までを表示



## 資料編 4. 大牟田市環境基本条例

平成 14 年 3 月 29 日条例第 40 号

### 目次

#### 前文

#### 第 1 章 総則（第 1 条～第 6 条）

#### 第 2 章 良好な環境の保全及び創造に関する施策（第 7 条～第 16 条）

#### 第 3 章 地球環境保全に関する施策の推進（第 17 条・第 18 条）

#### 付則

緑豊かな自然に恵まれた三池の山々と有明の海に抱かれたわがまち大牟田は、燃ゆる石の発見とともに、石炭産業を中心とした鉱工業都市として、我が国のエネルギーや産業を支えながら発展の歴史を刻みつつ、公害も経験し、こうした中で豊かな文化も育んできた。

その一方で、現在、私たちが享受している物質的な豊かさや利便性を追求した大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式等は、都市・生活型の公害や大量の廃棄物を生み出すなど環境への負荷を増大させ、その影響は、私たちの生活環境のみならず、オゾン層の破壊や地球の温暖化など地球的規模で自然や生態系へと拡大しつつあり、このまま推移すれば、人類のみならずあらゆる生物の存続さえも脅かすまでになっている。

このような私たちを取り巻く環境問題の解決を図り、健康で文化的に暮らすことのできる大牟田を創造するため、市、事業者及び市民それぞれの役割のもと、自主的かつ積極的な行動や参加により環境への負荷の少ない持続可能な循環を基調とする社会の構築を図るとともに、人類と生存基盤を同じくする地球上のあらゆる生物と共に生きることのできる健全な環境を将来の世代に引き継ぐことは、私たちの責務である。

かつての公害の経験を教訓とする環境への深い認識のもと、私たちすべての市民がやすらぎと魅力にあふれ、安心して暮らすことのできる環境にやさしい都市の実現を目指し、大牟田市環境基本条例を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

**第 1 条** この条例は、本市における良好な環境の保全及び創造に関する基本理念を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な事項を定め、これらに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するとともに、地球の環境保全に寄与することを目的とする。

##### （定義）

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 人類の生存に不可欠な自然環境、生態系及び生活環境が地球規模で保全され、人類が健康で文化的な生活を営むのに必要かつ十分な状態にあることをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- (3) 地球環境保全 地球の温暖化、オゾン層の破壊など地球規模で影響の及ぶ問題にかかわる環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

**第3条** 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要な環境を確保し、これを将来の世代へ継承することを目的として行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続可能な循環を基調とした社会を構築するため、世代を超えたすべてのものの公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に推進しなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を営む上で極めて重要であることから、すべてのものがそれぞれの事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進しなければならない。

(市の責務)

**第4条** 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本市の自然的社会的条件に応じた良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、自らの施策の実施に当たっては、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、環境への負荷の低減その他良好な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

**第6条** 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

## 第2章 良好な環境の保全及び創造に関する施策

(施策の基本方針)

**第7条** 市は、良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策の策定及び実施については、次の各号に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- (1) 市民の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好に保持すること。
- (2) 地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保全等により潤いと安らぎのある環境を確保すること。
- (3) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等の推進により循環を基調とした社会を構築すること。
- (4) 野生動植物の生育及び生息に配慮し、健全な生態系を保持するとともに、森林、農地、河川等を適正に保全し、及び緑化の推進を図ることにより人と自然が共生する豊かな環境を確保すること。

(5) 地球環境保全のため、地域における環境への負荷の低減を進めるとともに、国際協力を推進すること。

(環境基本計画)

**第8条** 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 良好な環境の保全及び創造に関する長期的かつ総合的な施策の大綱
- (3) 良好な環境の保全及び創造に関する配慮指針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、10年ごとに又は社会経済状況の変化等に柔軟かつ適切に対応していくために必要があると認めるときは、環境基本計画を変更するものとする。

(環境基本計画の策定手続)

**第9条** 市長は、環境基本計画を策定するときは、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じるとともに、大牟田市環境審議会条例（平成7年条例第18号）第1条に規定する大牟田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

3 前2項の規定は、環境基本計画を変更するときについて準用する。

(報告書の作成及び公表)

**第10条** 市長は、毎年、本市の環境の状況、環境基本計画に基づく施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(良好な環境の保全及び創造を図るための施設の整備)

**第11条** 市は、廃棄物及び下水の処理施設等の環境への負荷を低減するための施設並びに公園、緑地等快適な生活環境を確保するための施設の整備を積極的に推進するものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

**第12条** 市は、市民及び事業者が良好な環境の保全及び創造に関する理解を深め、自発的な活動を促進するため、良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

(市民等の自主的な活動への支援)

**第13条** 市は、市民及び事業者の良好な環境の保全及び創造に資する自主的な活動を支援するため、環境に関する情報、技術等の提供その他必要な措置を講じるものとする。

(環境保全協定)

**第14条** 市長は、良好な環境の保全及び創造に資するため必要があると認めるときは、事業者と環境保全に関し協定するものとする。

(財政上の措置)

**第15条** 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

(国、他の地方公共団体等との協力)

**第16条** 市は、広域的な取組みが必要である良好な環境の保全及び創造に関する施策については、国、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

**第3章 地球環境保全に関する施策の推進**

(地球環境保全のための施策等の推進)

**第17条** 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等地球環境保全に資する施策等を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

**第18条** 市は、国、他の地方公共団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

**付 則**

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に第9条第1項の規定に準じた手続を経て策定された良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画については、同項の規定による手続を経て策定された第8条の規定に基づく環境基本計画とする。

## 資料編 5. 大牟田市環境審議会

### 5.1 大牟田市環境審議会条例

平成7年3月20日条例第18号

改正

平成10年9月30日条例第16号

平成13年9月28日条例第15号

(設置)

**第1条** 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、大牟田市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じ、本市における環境の保全に関し、基本的な事項を調査審議し、答申する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

**第5条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、第3条第2項の規定による特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

(会議)

**第6条** 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員等の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

**第7条** 会長が必要と認めるときは、審議会に、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員等で組織する。

(関係者の出席)

**第8条** 審議会は、諮問された事項について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を述べさせ、若しくは説明をさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事)

**第9条** 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、審議会の所掌事務について、委員等を補佐する。
- 3 幹事は、市職員のうちから、市長が任命する。

(庶務)

**第10条** 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(補則)

**第11条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**付 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 大牟田市公害対策審議会条例（昭和46年条例第9号）は、廃止する。

**付 則**（平成10年9月30日条例第16号）

この条例は、大牟田市事務分掌条例（平成10年条例第3号）の施行の日から施行する。  
（平成10年9月規則第20号で、同10年10月1日から施行）

**付 則**（平成13年9月28日条例第15号）

この条例は、平成13年10月1日から施行する。



## 5.2 大牟田市環境審議会委員及び専門部会委員

大牟田市環境審議会及び同専門部会は、本市の環境保全に関する重要事項等について審議する市長の諮問機関であり、学識経験者や市民代表者、各種団体の代表者などから構成されています。

本計画の策定に際し、市長から諮問を受け、基本計画の基本的な考え方や内容について総合的に審議されました。

### 1) 大牟田市環境審議会委員名簿

令和5年3月現在（敬称略）

区分	氏名	所属団体等
学識経験者	浅野 直人	福岡大学名誉教授
	北島 三津子	大牟田市中学校・特別支援学校長会
	古賀 正廣	大牟田市都市計画審議会
	辻 裕子	大牟田医師会
	徳永 秀志	大牟田市小学校長会
	劉 丹	独立行政法人国立高等専門学校機構 有明工業高等専門学校
団体推薦	古賀 健次郎	大牟田地区漁業協同組合長会
	深町 聡一郎	連合福岡南筑後地域協議会
	中村 十三香	南筑後農業協同組合
	中村 保幸	おおむた環境ネットワーク
	永松 均	大牟田商工会議所
	野村 秀男	大牟田市衛生協力連合会
	原田 美代子	レディースネットワーク
	矢野 孝子	おおむた女性会議 21
市民公募	宗正 房子	—
行政	田尻 英樹	福岡県南筑後県土整備事務所
企業	宮下 亮	三井化学株式会社 大牟田工場
臨時	松山 重弘	九州電力株式会社 大牟田営業センター
	砥綿 孝幸	大牟田ガス株式会社
	馬場 恵美子	福岡県地球温暖化防止活動推進員

## 2) 大牟田市環境審議会専門部会委員名簿

令和5年3月現在（敬称略）

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
学識経験者	浅野 直人	福岡大学名誉教授
	古賀 正廣	大牟田市都市計画審議会
	徳永 秀志	大牟田市小学校長会
	劉 丹	独立行政法人国立高等専門学校機構 有明工業高等専門学校
団体推薦	中村 保幸	おおむた環境ネットワーク
	永松 均	大牟田商工会議所
市民公募	宗正 房子	—
企 業	宮下 亮	三井化学株式会社 大牟田工場
臨 時	松山 重弘	九州電力株式会社 大牟田営業センター
	砥綿 孝幸	大牟田ガス株式会社
	馬場 恵美子	福岡県地球温暖化防止活動推進員

## 資料編6. 大牟田市環境審議会への諮問書

環 保 第 3 2 6 号  
令和4年6月29日

大牟田市環境審議会 会長 様

大牟田市長 関 好孝  
(環境部環境保全課)

### 大牟田市環境審議会への諮問について

大牟田市環境審議会条例（平成7年3月20日条例第18号）第2条の規定に基づき、下記のとおり貴会に諮問し、意見を求めます。

#### 記

- 1 大牟田市第3次環境基本計画 2022～2031（案）の策定について
- 2 大牟田市第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2022～2031（案）の策定について

## 資料編 7. 大牟田市環境審議会からの答申書

令和 5 年 3 月 9 日

大牟田市長  
関 好孝 殿

大牟田市環境審議会  
会 長 浅野 直人

大牟田市第 3 次環境基本計画（案）の策定について（答申）

令和 4 年 6 月 29 日付環保第 326 号にて諮問のありました上のことについて、大牟田市環境審議会条例（平成 7 年 3 月 20 日条例第 18 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき慎重に審議した結果、当審議会は別紙のとおり第 3 次環境基本計画（案）として策定されることが適当であると判断いたしましたので、その旨、答申いたします。

なお、計画策定ののちには、下記の諸点に留意の上で、計画にそって今後の大牟田市の環境に係る施策を実施されるよう要望いたします。

### 記

- 1 目指す環境像「豊かな地域と自然を次世代につなぐ持続可能な環境都市 おおむた」の実現のために、広く計画の周知に努め、市民・市民団体・事業者・市が一体となり取組を推進すること。
- 2 市民・市民団体・事業者の環境に関する意識を高めるためには、環境教育・学習が重要であることから、学校などの関係機関との連携協力により、幅広い世代に対し環境教育・学習の積極的な展開に努めること。
- 3 環境基本計画は、大牟田市の環境分野における総合計画であるため、環境分野の道標・指標として大牟田市の各部門別計画との整合を図り、環境部のみならず関係部局との連携、協力を図りつつ、適切な進行管理を図ること。

## 資料編 8. 大牟田市第 3 次環境基本計画(案)に 寄せられた意見等

### 8.1 市民意見募集（パブリックコメント）の実施状況

#### 1) 意見の募集期間

令和 5 年 1 月 4 日（水）～令和 5 年 1 月 31 日（火）

#### 2) 意見の提出者数・件数

13 人・58 件

### 8.2 市民意見の概要と市の考え方

#### 1) 「第 3 次環境基本計画」に反映する意見（2 件）

##### ① イラスト・画像に関すること（2 件）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	2 頁～ イラストや写真の画質を上げていただきたい。	可能な限り、イラストや写真の画質を上げます。 なお、2 頁、22 頁のイラストは差し替えます。
2	41 頁 「ワンヘルス」のイラストのリングをそれぞれが交差したリングの表示にした方が「一体的」を表したイラストになると思います。	41 頁のイラストは差し替えます。

#### 2) 参考にする意見（56 件）

##### ① 体裁に関すること（2 件）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	1 頁 なぜ世帯数に国勢調査の数字を使用したのか、説明してほしい。	国勢調査は、法令や様々な行政の施策において基準とされる統計となるものであることから、国勢調査での世帯数を用いています。
2	1 頁～ 「和暦と西暦を両方記載するのは読みづらいので、西暦に統一してはどうでしょうか。」	本計画は市民全体を対象としており、より多くの方に分かりやすくするため、西暦と和暦を併記しています。

② 前計画の振り返りに関すること（3件）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
3	6頁 令和2年はコロナで景気低迷、消費縮小、生産活動も冷えていると思われるので、実績値としては参考にならないのではないか。	評価は、基本的に令和2年度実績で行っています。なお、影響が考えられる項目は、注釈等で説明しています。
4	6頁 紙や缶は市の収入源になると聞いた。紙や缶の資源化量を増やすための具体策はありますか。	本計画は基本計画であり、現段階で考えられる各主体の主な取組を第4章で示しています。 施策としては、事業所から排出される機密文書の資源化などが考えられますが、具体的には本計画に沿って年度ごとに取組を進めていくこととしています。
5	7頁 第2次計画終了時点での総括が不十分なので、具体的な総括が必要と考えます。	第2次環境基本計画の総括については、6、7頁で取り纏めており、それを基に今後の施策や数値目標を定めています。

③ 計画の目標・構成・各主体の役割に関すること（5件）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
6	11頁 市の6つの基本方針が、国、県の基本方針とどう関連しているかを説明してほしい。	国の6つの重点戦略を支える環境政策、福岡県の環境の将来像を実現するための7つの柱、市の総合計画と整合を図って、6つの基本方針を定めました。
7	12頁 計画の対象範囲で社会環境、地球環境、自然環境、文化環境、生活環境について書いてあるが、これを実現するための具体的なことが書かれていない。実際に実行する日程等を提示してほしい。	本計画は基本計画であり、現段階で考えられる各主体の主な取組を第4章で示しています。 具体的なものについては、本計画に沿って年度ごとに取組を進めていくこととしています。 また、その成果については毎年度点検・評価し、今後の施策の推進や見直しに活用してまいります。
8	16頁 市民団体は、各々の考えを持ち、自立している。 「市民」や「市」や「事業者」と協力したり、連携したり参加を促すことが求められすぎた表現です。	環境に取り組んでいる市民団体と協力することは、今までの計画でも述べており、成果が上がっていると考えています。 本計画においても、市民団体と一緒に進めていく必要があると考えています。
9	16頁 取り組みます、推進します、と書いてあるが、一方通行的な感じで理解しがたいと思います。	各主体が互いに協働しながら自主的・積極的に取組を実施していくことが必要との考えから、この表現にしています。

10	<p><u>16頁</u> 4つの主体の役割が漠然としているので、具体的にどのような活動においてどのように協働したいのか、成果まで含めて記載してほしい。</p>	<p>本計画は基本計画であり、現段階で考えられる各主体の主な取組を第4章で示しています。 具体的なものについては、本計画に沿って年度ごとに取組を進めていくこととしています。</p>
----	--	--

④ 施策体系と数値目標に関すること（16件）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
11	<p><u>17頁～</u> 「脱炭素型のまちづくりを推進します」とあるが、具体的にはどうするのですか。</p>	<p>本計画は基本計画であり、現段階で考えられる各主体の主な取組を第4章で示しています。 施策としては、家庭向けの省エネ家電買換支援事業や、事業者向けの省エネ効果の高い機器や設備の導入支援などを考えており、具体的には本計画に沿って年度ごとに取組を進めていくこととしています。</p>
12	<p><u>17頁～</u> 景観や文化遺産の保護、景観資源を活かしたまち並みづくり、歴史・文化的資源の保護と継承をあげているので、この立場を尊重して、大牟田市庁舎本館の保存と活用を進めてほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策の推進において、参考とさせていただきます。</p>
13	<p><u>19、20ページ</u> 「みちしるべ」の根拠がわからない。17頁、18頁で基本方針と施策の柱を示しているのに、これに合わせて「みちしるべ」をつくるべきではないか。</p>	<p>本計画においては、施策の柱ごとではなく、基本方針ごとに「みちしるべ」を設定させていただいています。</p>
14	<p><u>19、20頁</u> 「みちしるべ」の時期が統一化されておらず、わかりにくい。 現在またはコロナ前の一定時期で統一していただきたい。</p>	<p>「みちしるべ」については、各基本方針に関連する各部門別計画等の目標値を採用していますので、目標年度は一律とはなっていません。 根拠等については、備考に記載させていただきます。</p>

15	<p>19、20頁 現時点での「具体的な数値目標」＝「みちしるべ」を提示することが必要である。 「みちしるべ」の設定・確認・検討には市民、特に市民団体の協力が必要だと考えるが、これについて市としてはどのような「計画」があるのかについて記載がない。説明してほしい。</p>	<p>本計画の「みちしるべ」については、各基本方針に関連する各部門別計画等の基準値、目標値を採用しています。 また、市民、市民団体だけではなく4つの各主体が互いに協働しながら自主的・積極的にその取組を実施していくことが必要との考えから、このような表現としています。 なお、具体的な連携内容につきましては、今後各活動団体との協働の中で決めていきたいと考えています。</p>
16	<p>19、20頁 市内企業への具体的な目標数値を付した環境対策・指示について全く記述されていない。その理由を説明していただきたい。</p>	<p>各「みちしるべ」の達成には、4つの各主体が互いに協働しながら自主的・積極的にその取組を実施していくことが必要と考えています。したがって、ご質問の「市内企業の目標数値」もそれぞれの企業が自主的に定めるものと位置づけています。</p>
17	<p>19頁 環境活動団体の活動内容が不明である。活動団体の団体名・代表者名・連絡先・具体的な活動内容を明示してほしい。</p>	<p>各団体の活動内容につきましては、市ホームページにおいて「環境活動団体を紹介します」として、紹介しています。</p>
18	<p>19頁 環境活動団体数の目標値を「20団体」としている根拠を教えてください。 また、20団体になることによって、市民と活動団体と市とのどういった連携が可能なのか、可能となる機会を市が中心となって持つのか、何をめざすのか、明らかにしてほしい。</p>	<p>第2次計画期間中の10年間で、環境活動団体数は、3団体増加しています。 その実績に基づき、目標値を3団体増の20団体としています。 具体的な連携内容につきましては、環境活動団体との協働による環境学習講座の実施などが考えられますが、今後各活動団体との協働の中で、決めていきたいと考えています。</p>
19	<p>19頁 家庭部門のCO<sub>2</sub>排出量の算出方法を明示してほしい。</p>	<p>家庭部門のCO<sub>2</sub>排出量の算定方法については、本計画の付属資料として作成する資料編に記載します。</p>
20	<p>19頁 「燃えるごみ排出量削減」の目標値が、「25,440t/年」とあるが、この根拠を教えてください。</p>	<p>ご指摘の目標値は、目標値「本市の燃えるごみ排出量（家庭系と事業系の合計）」を根拠としています。</p>
21	<p>19頁 「リサイクル率の向上」では、「15.9%」とあるが、資源物が最終的にどこに受け入れられ、どうなるのか、例示していただきたい。</p>	<p>部門別計画である「ごみ処理基本計画」の中に「ごみ処理の流れ」を記載しています。 資源物は、民間事業者に引き渡しをして、資源化を行っています。</p>



22	<p>19頁 6ページの「一般廃棄物の資源化量」の後退は、民間事業者回収の影響とのことですが、P.19「リサイクル率の向上」は、その影響を考慮したものでですか。</p>	<p>「リサイクル率の向上」は、民間事業者の回収率を加味した数値ではありません。 現在の「ごみ処理基本計画」の目標値を記載しています。</p>
23	<p>19頁 「燃えるごみ」にリサイクルできるものが、多くあるように思える。 徹底的な分別が求められると思う。 分別せずに出してしまうことに対して、どのような対策を考えているのか。</p>	<p>ご指摘のとおり、現在の「燃えるごみ」には、まだリサイクルできるものが、多く含まれていますので、今後も分別等によるごみの減量対策は必要と考えています。 いただいたご意見は、今後の施策の推進において、参考とさせていただきます。</p>
24	<p>20頁 「景観や文化遺産等の未来への継承」について、「世界遺産価値の理解度」のみが対象のような表現と思われる。他にないのか。</p>	<p>ご指摘の「みちしるべ」については、本市の代表的な景観であります「世界遺産」への理解度を目標値として設定しました。</p>
25	<p>20頁 水洗化・生活雑排水処理率が大きく改善されるのは人口減少で分母が小さくなることによるところが大きいのか。 汚水処理人口普及率も大きく改善され、国、福岡県の平均に近づくのか。</p>	<p>水洗化・生活雑排水処理率及び汚水処理人口普及率の算出においては、人口減少の場合、分母だけではなく分子も小さくなります。 処理率や普及率の改善については、下水道や浄化槽の普及促進によるものと考えています。 また、今後の取組によって、国、福岡県の平均値に近づいていくものと考えています。</p>
26	<p>21頁 第3次計画とSDGsとの関係について、SDGsの17の目標のうち、まずは「貧困をなくそう」を大牟田市でどのくらい実現しようとする気持ちがあるのかわからない。</p>	<p>21頁には、SDGsの17の目標を全て示しています。 なお、本計画の第4章には、17の目標のうち事業と関連がある目標を記載しています。</p>

⑤ 施策の展開に関すること（30件）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
27	<p><u>18頁</u> 「(2) 海岸環境の保全に取り組みます」 有明海が死の海になろうとしているのに対し、その対策もなく環境保全ができるのか。 対策の一つとして、はたき海苔の亜臨界水処理による分解を提案します。処理物は、有機肥料として利用できます。</p>	<p>本計画は基本計画であり、現段階で考えられる各主体の主な取組を第4章で示しています。 具体的なものについては、本計画に沿って年度ごとに取組を進めていくこととしています。 いただいたご意見は、今後の施策の推進において、参考とさせていただきます。</p>
28	<p><u>21頁</u> 市として無農薬栽培を広め、農家と契約して、小・中学校の給食用とし、残ったものは、「子ども食堂」なり提供して、食品ロスをなくすこと等を考えてほしい。</p>	<p>ご指摘のありました「食品ロスの削減」は、大変重要な課題と認識しています。 いただいたご意見は、今後の施策の推進において、参考とさせていただきます。</p>
29	<p><u>27頁</u> 「大牟田エコタウンプラン」が策定されて25年が経過しているが、この間の実績を明記すべきではないのか。</p>	<p>ご指摘いただいた実績等は、計画には記載していませんが、本市のホームページ等で情報発信に努めてまいります。</p>
30	<p><u>29頁</u> 次世代エネルギーパークの認定を受けたのは、13、14年も前の「成果」です。 その間の具体的な効果や成果、またその後の具体的な計画などを紹介してほしい。</p>	
31	<p><u>27頁</u> 市は「循環産業の創出・育成につながるよう支援する」とのことですが、具体案を示してほしい。</p>	<p>本計画は基本計画であり、現段階で考えられる各主体の主な取組を第4章で示しています。 具体的なものについては、本計画に沿って年度ごとに取組を進めていくこととしています。</p>
32	<p><u>28頁</u> 「本市では、環境学習講座開催や子どもエコクラブ活動支援、～を行ってきました。」とあるが、環境学習講座が開催されているのを知らなかった。実績を教えてほしい。</p>	<p>本市のホームページに「おおむたの環境」を掲載しています。 その中で、環境学習講座の実績も記載しています。</p>

33	<p><u>29頁</u> 「バイオマス発電、太陽光発電などの多くのエネルギーに関する施設が集積されており、（以下省略）」と記載しているが、市がどれだけ太陽光発電設備を所有しているか多くの市民は知らない。バイオマス発電も含め、周知していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見は、重要なお指摘だと考えています。 実績等は、計画には記載していませんが、今後、本市のホームページ等で情報発信に努めてまいります。</p>
34	<p><u>29頁</u> 「市が公共施設への太陽光発電など再生エネルギーの導入を進めます」とあるが、具体的に公共施設と今後の導入プランを教えてください。</p>	<p>本計画は基本計画であり、現段階で考えられる各主体の主な取組を第4章で示しています。 具体的なものについては、本計画に沿って年度ごとに取組を進めていくこととしています。 今後、再生可能エネルギーの導入について検討してまいります。</p>
35	<p><u>29頁</u> 「再生可能エネルギーの導入」に利用できる大牟田市の「地域特性」とはなにか。</p>	<p>本市は、年間の日照時間が全国平均値（1,915.9時間）よりも約150時間長くなっています。 日照時間の長さが、地域特性と考えられます。</p>
36	<p><u>29頁</u> 市民等が利用できる太陽光発電以外の再生可能エネルギーを教えてください。</p>	<p>太陽光発電以外の再生可能エネルギーは、太陽熱や地中熱利用、木質バイオマス等が考えられます。</p>
37	<p><u>29頁</u> 施策と各団体の主な取組には、いずれも「太陽光発電など再生可能エネルギーの理解や導入」と同じ文言である。生ごみの資源化モデルなどの計画はないのか。</p>	<p>ごみ処理については、ごみ処理基本計画に沿って、取組を検討していくことにしています。 いただいたご意見は、今後の施策の推進において、参考とさせていただきます。</p>
38	<p><u>29頁</u> 市は、「公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めます」とあるが、ごみ処理についてはストーカ炉式焼却炉を推し進めている。 環境基本計画・地球温暖化対策実行計画に適用される方向になっているのか。 もし、無い場合は計画に入れるべきである。</p>	<p>新たにごみ処理施設の建設に関する事務は、大牟田市及び荒尾市で構成する一部事務組合である「大牟田・荒尾清掃施設組合」で行われています。 組合においては、一般廃棄物処理施設整備検討委員会を設置され、この委員会からの答申をもとに策定した「一般廃棄物処理施設整備基本計画」に基づき、事業を進められています。</p>
39	<p><u>29頁</u> 「脱炭素型のまちづくりを推進します」の取組で、市が予定しているごみ処理施設から排出されるCO<sub>2</sub>の抑制・防止について記述がない。市の項目に加えていただきたい。</p>	

40	29頁 RDF方式でのごみ処理について、 総括していただきたい。	<p>新たなごみ処理施設の建設に関する事務は、大牟田市及び荒尾市で構成する一部事務組合である「大牟田・荒尾清掃施設組合」で行われています。</p> <p>組合においては、一般廃棄物処理施設整備検討委員会を設置され、この委員会からの答申をもとに策定した「一般廃棄物処理施設整備基本計画」に基づき、事業を進められています。</p>
41	29頁 RDF方式からストーカ方式に変更する理由を明らかにする必要がある。	
42	29頁 CO <sub>2</sub> 排出量の削減を目指し、安全と環境に優しい生活を守る為に、亜臨界水処理でごみを分解し処理をする、亜臨界水処理装置を検討すべきではないか。	
43	29頁 新ごみ処理施設のCO <sub>2</sub> 排出量も含め、市の管理すべき対象物の排出CO <sub>2</sub> （およびその他の有毒ガス・有毒物質）を明示的に説明していただきたい。	
44	36頁 生ごみを燃えるごみとして分類していることが基本的な問題点だと思われる。 生ごみをバイオマス資源として「メタン発酵処理施設」で処理し、再資源化することを検討できないか。	<p>ごみ処理については、ごみ処理基本計画に沿って、取組を検討していくことにしています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施策の推進において、参考とさせていただきます。</p>
45	36頁 「生ごみの減量を進めます」とあるが、計画されている具体的な施策を書いてほしい。	
46	36、37頁 ごみ減量化について、具体的な行政の取組を明示していただきたい。	
47	37頁 「コンポストなどごみの資源化・減量化に取り組みます」とあるが、以前から取り組んでいるはずである。これまでの間に、どれくらい広がったのだろうか。 減量化に資するほどのコンポスト拡大の新たな取組が準備されているのか。	<p>ごみ処理については、ごみ処理基本計画に沿って、取組を検討していくことにしています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施策の推進において、参考とさせていただきます。</p>
48	37頁 「コンポストなどごみの資源化・減量化に取り組みます」とあるが、畑や花壇を所有していない市民は、コンポスト処理物をどうすればよいか説明していただきたい。	

49	<p><u>37頁</u> 事業系の野菜くずを行政として集めて資源化し、燃えるごみの減量化を図ることを検討できないか。</p>	<p>ごみ処理については、ごみ処理基本計画に沿って、取組を検討していくことにしています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施策の推進において、参考とさせていただきます。</p>
50	<p><u>39頁</u> ごみのこと、環境のこと、SDGsについて、教育の中で、中学生が主体となって意見交換や活動できる場はありますか。</p>	<p>本市教育委員会では、市立学校（小・中・特別支援学校）が一斉にユネスコスクールに加盟するとともに、SDGsの達成に向けて、持続可能な社会の創り手を育成するために「未来を創るESD（持続可能な開発のための教育）推進事業」を進めています。</p> <p>中学校では、校区内清掃に取り組み、地域の中で環境活動や環境学習を実施しています。</p> <p>また、市立甘木中学校では、捨てられるはずの廃棄物に、デザインやアイデアなどの付加価値を付けて再生する「アップサイクルプロジェクト」に取り組んでいます。</p>
51	<p><u>45頁</u> 小浜、浜田町付近で、夏場の夜に網戸にして北風のと看、新開町方面から化学的な匂いがする。</p>	<p>情報が寄せられた場合は、確認し、対応させていただきます。</p>
52	<p><u>46頁</u> 公共交通の利用を推奨されているが、バスなどの路線や本数が段々減っている。 せめて1時間に2本以上を求め、西鉄が受けてくれないなら市独自で運行するしかないのではないか。予算はどうか国からでも検討してほしい。</p>	<p>本市の公共交通を取り巻く環境は、人口減少やコロナ禍の影響による利用者の減少等により、大きく変化しています。</p> <p>そのような中、市民や交通事業者、行政の協働連携により、誰もが安心して移動できる持続可能な公共交通サービス体型の構築を目指した「地域公共交通計画」の策定を進めています。</p> <p>いただいたご意見は、計画の推進に当たり必要な施策を行う中で、参考とさせていただきます。</p>
53	<p><u>46、47、50頁</u> 宗像市・山口大学院・石けんメーカーの共同実験で、無添加石けん有効性が判明しており、水質汚染の解消の1つとして、無添加石けんの使用による利点を情報共有できないか。 例) 無添加石けん学習、小学校の無添加・液体用無添加石けん使用など</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策の推進において、参考とさせていただきます。</p>
54	<p><u>49頁</u> 水源となる山の栄養分は、残していけるように整備して欲しい。また、必要以上の除草剤、農薬の使用を控えてほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策の推進において、参考とさせていただきます。</p>

55	<p>50頁 上下水道の民営化には断固反対する。 必要なライフラインは公営でお願いしたい。 また、下水道事業計画区域は今の計画区域より広くなる予定はあるのか。</p>	<p>現在、下水道事業計画区域、及び全体計画区域の見直しを検討中です。 いただいたご意見は、今後の施策の推進において、参考とさせていただきます。</p>
56	<p>【「筑後七国」構想】という、大木町・みやま市・柳川市・大川市・筑後市・八女市・広川町の大牟田市を除く久留米以南の7市町からなる広域と一緒に、生ごみ・し尿・浄化槽汚泥の循環利用に取り組み、現在ではごみの資源化やリサイクルへと進んでいる。 大牟田市はRDF処理施設終了後の代替として、この広域連合に加わる途を考えてはいないのか。</p>	<p>【「筑後七国」構想】、は各市町が個別に所有しているごみ処理施設などの公共施設が、人口減によって過剰になっていることから近隣市町で共有することによって経費を減らす構想であると理解しています。 柳川市とみやま市では、令和4年3月にごみ処理施設の供用を開始されています。 また、本市は、荒尾市とごみ処理施設に関して、すでに広域化を行っています。</p>

## 資料編 9. 大牟田市環境基本計画推進会議

### 大牟田市環境基本計画推進会議設置要綱

令和4年4月1日改正

(設置)

**第1条** 大牟田市環境基本条例（平成14年3月29日条例第40号）第8条の規定に基づき大牟田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するとともに、その推進を図るため、大牟田市環境基本計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 推進会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 前号のほか、環境基本計画に関し必要なこと。

(組織)

**第3条** 推進会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(会議)

**第4条** 推進会議は、市長が主宰する。ただし、市長が不在のときは、副市長がその職務を代理する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、推進会議に関係職員等を出席させることができる。

(幹事会)

**第5条** 第2条に掲げる所掌事務の実施に関し、あらかじめ協議及び調査研究等を行うため、推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、代表幹事1人、副代表幹事2人及び幹事10人以内をもって組織する。
- 3 代表幹事には、環境部環境総務課長を、副代表幹事には企画総務部総務課長、産業経済部産業経済総務課長をもって充てる。
- 4 代表幹事は、幹事会を主宰する。
- 5 幹事会の幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(庶務)

**第6条** 推進会議の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(補則)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**付 則**

この要綱は、平成16年7月6日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成18年2月16日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成21年2月6日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成23年3月11日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**付 則**（令和4年4月1日制定）

この要綱は、制定の日から施行する

別表第1（第3条関係）

職 名
市長
副市長
教育長
企業管理者
防災・復興担当部長
企画総務部長
庁舎整備・組織改革担当部長
市民部長
市民協働部長
産業経済部長
都市整備部長
環境部長
保健福祉部長
消防本部消防長
企業局長
教育委員会事務局長
市議会事務局長

別表第2（第5条関係）

職 名
防災危機管理室長
企画総務部総務課長
市民部市民生活課長
市民協働部市民協働総務課長
産業経済部産業経済総務課長
都市整備部都市総務課長
環境部環境総務課長
保健福祉部保健福祉総務課長
消防本部総務課長
企業局総務課長
教育委員会事務局総務課長
会計課長
市議会事務局次長



## 資料編 10. 温室効果ガス排出量の推計方法

### 10.1 温室効果ガス排出量の推計方法

#### 1) 現況推計方法

本市では、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（令和4年3月）」に示される推計方法を参考に推計を行いました。

温室効果ガス排出量の基本的な算定式は次のとおりです。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{エネルギー種別} \\ \text{エネルギー使用量} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{エネルギー種別} \\ \text{排出係数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{部門別} \\ \text{温室効果ガス排出量} \\ \hline \end{array}$$

#### 2) 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、「温対法」第2条第3項により排出抑制等の対象に規定される二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）の7物質を対象とします。

表10.1.1 削減対象となる各温室効果ガスの主な発生源

温室効果ガス	概要
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	化石燃料の燃焼やセメント製造時の石灰石使用などにより排出される。我々の日々のエネルギー消費を伴う生活と密接に関係している。
メタン (CH <sub>4</sub> )	水田や廃棄物の埋立て、家畜のゲップなどから排出される。都市ガスの主成分となっており、よく燃える性質がある。
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	化石燃料の燃焼や廃棄物・農業活動などから排出される。他の窒素酸化物のような害はなく、麻酔剤などに使用されている。
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	冷凍機器の冷媒や断熱材等に使用 (HFCs) 半導体製造工程等で使用 (PFCs) 電気絶縁ガス等に使用 (SF <sub>6</sub> ) 半導体製造工程のドライエッチング材に使用 (NF <sub>3</sub> )
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	

### 3) 対象部門・分野

本計画の対象部門・分野は、計7部門・分野です。本計画では、本市全域から排出される温室効果ガスの排出量を、以下の7つの部門・分野ごとに検討しました。具体的には、産業部門、業務・その他部門、家庭部門、運輸部門、エネルギー転換部門、工業プロセス分野、廃棄物分野から排出される温室効果ガスを対象とします。

### 4) 推計方法と活用データ

温室効果ガス排出量の部門別推計方法と推計に必要なデータを表10.1.2に示します。

推計にあたり、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施 マニュアル 算定手法編（令和4年3月 環境省）に準じて算出し、主に経済産業省資源エネルギー庁の区域のエネルギー種別エネルギー使用量及び環境省の地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトで公開しているツール（部門別CO<sub>2</sub>排出量の現状推計値）を活用しました。

表10.1.2 (1) 温室効果ガス排出量の推計方法 ～CO<sub>2</sub>（エネルギー起源）～

推計方法		活用データ
<b>産業部門</b>		
製造業	都道府県別按分法 福岡県のエネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出量 $\times \frac{\text{大牟田市の製造品出荷額}}{\text{福岡県の製造品出荷額}} \times \frac{44}{12}$	○都道府県別エネルギー消費量統計（経済産業省資源エネルギー庁） ○自治体排出量カルテ（環境省）
非製造業 ・ 鉱業・建設業 ・ 農林水産業	都道府県別按分法 福岡県のエネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出量 $\times \frac{\text{大牟田市の従業員数}}{\text{福岡県の従業員数}} \times \frac{44}{12}$	○都道府県別エネルギー消費量統計（経済産業省資源エネルギー庁） ○自治体排出量カルテ（環境省）
<b>業務・その他部門</b>		
業務・その他部門	都道府県別按分法 福岡県のエネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出量 $\times \frac{\text{大牟田市の従業員数}}{\text{福岡県の従業員数}} \times \frac{44}{12}$	○都道府県別エネルギー消費量統計（経済産業省資源エネルギー庁） ○自治体排出量カルテ（環境省）
<b>家庭部門</b>		
家庭部門	都道府県別按分法 福岡県のエネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出量 $\times \frac{\text{大牟田市の住民基本台帳世帯数}}{\text{福岡県の住民基本台帳世帯数}} \times \frac{44}{12}$	○都道府県別エネルギー消費量統計（経済産業省資源エネルギー庁） ○自治体排出量カルテ（環境省）

表10.1.2 (2) 温室効果ガス排出量の推計方法 ～CO<sub>2</sub> (エネルギー起源)～

推計方法		活用データ
<b>運輸部門</b>		
自動車	道路交通センサ自動車起終点調査データ活用法 人口当たりトリップ数 (1日当たり) × 1トリップ当たりの走行距離 × 排出係数 × 年間日数 × 人口 ※トリップとは、ある目的をもって起点から終点へ移動すること	○運輸部門 (自動車) CO <sub>2</sub> 排出量推計データ (環境省)
鉄道	環境省が公表する市町村別の CO <sub>2</sub> 排出量現況推計	○自治体排出量カルテ (環境省)
船舶	環境省が公表する市町村別の CO <sub>2</sub> 排出量現況推計	

表10.1.2 (3) 温室効果ガス排出量の推計方法 ～CO<sub>2</sub> (非エネルギー起源)～

推計方法		活用データ
<b>エネルギー転換部門</b>		
発電所・熱供給事業所	環境省が公表する特定事業所推計結果	○自治体排出量カルテ (環境省)
<b>工業プロセス分野</b>		
セメント・生石灰の製造事業所	環境省が公表する特定事業所推計結果	○自治体排出量カルテ (環境省) ○窯業・土石製品製造業を対象とした。
<b>廃棄物分野</b>		
一般廃棄物	資源化量 (プラスチック製品等) × 排出係数 ※排出係数は、2.77【t-CO <sub>2</sub> /t】	○ごみ処理基本計画 (令和元年 12 月)

表10.1.2 (4) 温室効果ガス排出量の推計方法～その他～

推計方法		活用データ
<b>その他 (メタン・一酸化炭素・代替フロン等 4 ガス)</b>		
メタン (CH <sub>4</sub> )	福岡県のメタン排出量 × $\frac{\text{大牟田市の人口}}{\text{福岡県の人口}}$	○都道府県別の温室効果ガス排出量の集計結果 (環境省)
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	福岡県の一酸化炭素排出量 × $\frac{\text{大牟田市の人口}}{\text{福岡県の人口}}$	
フロン等 4 ガス (HFCs、PFCs、SF <sub>6</sub> 、NF <sub>3</sub> )	福岡県のフロン等 4 ガス排出量 × $\frac{\text{大牟田市の人口}}{\text{福岡県の人口}}$	

## 10.2 温室効果ガス排出量の推計結果

温室効果ガス排出量の部門別推計方法と推計に必要なデータを表 10.2.1 に示します。

表 10.2.1 温室効果ガス排出量の推計結果 ～CO<sub>2</sub>（エネルギー起源・非エネルギー起源）～

		実績値							予測値	
		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2030	2050
<b>産業部門</b>										
製造業	福岡県の製造品出荷額（万円）	819,301,470	843,364,168	921,592,852	925,030,569	973,841,535	1,023,786,49	991,219,135	—	—
	福岡県 CO <sub>2</sub> 排出量（千 t-CO <sub>2</sub> ）	5,874	5,927	5,674	5,384	5,271	5,021	4,871	—	—
	大牟田市の製造品出荷額（万円）	25,069,928	27,717,107	30,217,692	26,848,352	29,533,777	31,086,099	30,228,144	28,671,586	28,671,586
	CO <sub>2</sub> 排出量（千 t-CO <sub>2</sub> ）	659	714	682	573	586	559	545	517	517
非製造業 建設業・鉱業 ・農林水産	福岡県の従業員数（人）	200,025	161,900	161,900	161,900	161,900	160,739	161,900	—	—
	福岡県 CO <sub>2</sub> 排出量（千 t-CO <sub>2</sub> ）	203	205	194	186	188	164	161	—	—
	大牟田市の従業員数（人）	4,554	4,146	4,146	4,146	4,146	4,146	4,146	4,204	4,204
	CO <sub>2</sub> 排出量（千 t-CO <sub>2</sub> ）	12	16	15	15	15	13	13	13	13
<b>業務・その他部門</b>										
	福岡県の従業員数（人）	1,960,615	1,974,664	1,974,664	1,974,664	1,974,664	1,965,073	1,974,664	—	—
	福岡県 CO <sub>2</sub> 排出量（千 t-CO <sub>2</sub> ）	2,809	2,768	2,649	2,154	2,006	1,830	1,922	—	—
	大牟田市の従業員数（人）	43,289	43,745	43,745	43,745	43,745	43,745	43,745	43,680	43,680
	CO <sub>2</sub> 排出量（千 t-CO <sub>2</sub> ）	227	225	215	175	163	149	156	156	156
<b>家庭部門</b>										
	福岡県の住民基本台帳世帯数（世帯）	2,296,175	2,321,718	2,346,328	2,371,459	2,398,419	2,424,091	2,450,270	—	—
	福岡県 CO <sub>2</sub> 排出量（千 t-CO <sub>2</sub> ）	2,110	1,865	1,671	1,679	1,572	1,098	1,071	—	—
	大牟田市の住民基本台帳世帯数（世帯）	57,388	57,518	57,193	57,076	56,879	56,897	56,462	54,892	51,796
	CO <sub>2</sub> 排出量（千 t-CO <sub>2</sub> ）	193	169	149	148	137	95	91	88	83
<b>運輸部門</b>										
自動車	CO <sub>2</sub> 排出量（千 t-CO <sub>2</sub> ）	208	206	203	201	198	196	193	167	164
鉄道	CO <sub>2</sub> 排出量（千 t-CO <sub>2</sub> ）	9	9	9	8	8	7	7	6	4
船舶	CO <sub>2</sub> 排出量（千 t-CO <sub>2</sub> ）	9	9	9	8	8	7	7	7	3
<b>エネルギー転換部門</b>										
	CO <sub>2</sub> 排出量（千 t-CO <sub>2</sub> ）	140	150	138	134	0	1	—	1	1
<b>工業プロセス分野</b>										
	CO <sub>2</sub> 排出量（千 t-CO <sub>2</sub> ）	14	18	16	17	18	17	—	17	17

## 10.3 削減対策

### 1) 省エネ活動

環境省の「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料 Ver1.0（令和3年3月）」を参考に本市の施策を踏まえた試算を行いました（以下、「脱炭素シナリオに係る資料」と略します）。

事業所における省エネ活動において、BAU 推計時は一定であると仮定したエネルギー消費原単位が、区域において対策・施策を実行し将来のエネルギー消費原単位が低減した場合を想定した。具体的な計算は以下のとおりとなる。

【計算式】

$$EI_{\text{部門}} = EI_{O\text{部門}} \times EIR_{\text{部門}}$$

記号	定義	数値
$EI_{\text{部門}}$	対策・施策を実行した場合の将来のエネルギー消費原単位（部門別）	5,369
$EI_{O\text{部門}}$	現状年度のエネルギー消費原単位（部門別）	5,997
$EIR_{\text{部門}}$	現状年度から将来のエネルギー消費原単位の変化率（部門別）	0.895

出典 環境省「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」（2021年3月）

また、BAU 推計時、対策・施策を実行した場合、それぞれのCO<sub>2</sub>排出量は以下のとおり求めることができます。

【計算式】

$$\text{BAU 推計時 } EM_{\text{BAU部門}} = DF_{\text{部門}} \times EI_{O\text{部門}} \times CI_{O\text{部門}}$$

$$\text{対策・施策を実行した場合 } EM_{\text{部門}} = DF_{\text{部門}} \times EI_{\text{部門}} \times CI_{\text{部門}}$$

記号	定義	数値
$EM_{\text{BAU部門}}$	将来のとある年度におけるBAU推計時のCO <sub>2</sub> 排出量（部門別）	156
$EM_{\text{部門}}$	対策・施策を実行した場合のBAU推計時と同年度のCO <sub>2</sub> 排出量（部門別）	139.5
$DF_{\text{部門}}$	将来のとある年度における活動量（部門別）	43,680
$CI_{O\text{部門}}$	現状年度の炭素集約度（部門別）	$5.95 \times 10^7$
$CI_{\text{部門}}$	対策・施策を実行した場合の炭素集約度（部門別）	$5.95 \times 10^7$

出典 環境省「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」（2021年3月）

このうち、BAU 推計時と対策・施策を実行した場合は人口や経済については共通の設定を置き、活動量については同じ値を用いました。また、炭素集約度も一定であると想定しました。前述の式よりCO<sub>2</sub>排出量は活動量、エネルギー消費原単位、炭素集約度の積を推計値として用いるため、将来のとある年度において対策・施策を実行した場合のCO<sub>2</sub>排出量は以下の式で求めることができます。

【計算式】

$$EM_{\text{部門}} = EM_{\text{BAU 部門}} \times EIR_{\text{部門}}$$

省エネ法では事業者に対してエネルギー消費原単位を中長期的に見て年平均 1%以上低減する努力を求めています。区域や国の施策とそれに基づく事業者の対策による現状年度 BY から目標年度 TY までのエネルギー消費原単位年平均低減率 EIR 部門を想定することで、以下の式によって EIR 部門を算出しました。

【計算式】

$$EIR_{\text{部門}} = (1 - EIR_{\text{部門}})^{(TY-BY)}$$

記号	定義	数値
$EIR_{\text{部門}}$	エネルギー消費原単位年平均低減率（部門別）	1
TY	推計対象とする将来の年度	2030
BY	現状年度（2019年度）	2019

出典 環境省「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」（2021年3月）

省エネ法によってCO<sub>2</sub>排出量が削減できる部門は業務その他部門です。EIR 部門は1%と設定しました。

その結果、1%の場合は、2030（令和12）年度の EIR 部門は 0.895、となり、排出量推計値、BAU 推計時に比べた削減量は以下のとおりです。

表 1 0.3.1 排出量推計値及び削減量

排出量推計値（千t-CO <sub>2</sub> ）	2030（令和12）年度
業務・その他部門	16.5

※排出量推計値は、2019年度の排出量から削減した推計値

## 2) 国の施策による削減対策

推計で用いるのは、環境省で公表している二酸化炭素に関する対策・施策一覧から、大牟田市で実施可能な施策を抽出し整理を行いました。また、大牟田市の削減見込量は、活動量の割合で算出しました。

表 10.3.2 2030（令和 12）年度における温室効果ガス排出量の削減ポテンシャル

部門・分野	対策内容	国全体の削減見込量 (万t-CO <sub>2</sub> )	大牟田市の削減見込量 (千t-CO <sub>2</sub> )
業務・その他	高効率な省エネルギー機器の普及	1,157	10.5
	建築物の省エネ化	991	9.0
家庭	住宅の省エネ化	991	9.5
	高効率な省エネルギー機器の普及	907	8.7
運輸	次世代自動車の普及、燃費改善	2,379	30.5
合計		6,425	68.2

表 10.3.3 活動量一覧

部門・分野	活動量	全国	大牟田市	割合
業務・その他	従業者数（人）	48,403,405	43,745	0.000904
家庭	世帯数（世帯）	59,071,519	56,462	0.000956
運輸	自動車保有台数（台数）	63,698,454	81,696	0.001283

### 3) エコドライブによる削減対策

化石燃料自動車において、資源エネルギー庁省エネポータルサイトが提唱するエコドライブを行ったと仮定し、2030（令和12）年度のCO<sub>2</sub>排出量の削減量を求めました。

（エコドライブ）

- ・ふんわりアクセル（5秒間で20 km/h程度に加速した場合）
- ・加減速の少ない運転
- ・アイドリングストップ（5秒の停止）
- ・早めのアクセルオフ

出典 資源エネルギー庁省エネポータルサイト

表 10.3.4 エコドライブの削減量

エコドライブ	予測排出削減量 (t/台)	対象台数 (台)	削減量 (千t-CO <sub>2</sub> )
ふんわりアクセル	0.194	8,244	1.599
加減速の少ない運転	0.068	8,244	0.561
アイドリングストップ	0.042	8,244	0.346
早めのアクセルオフ	0.04	8,244	0.330
2030年度削減量合計			2.84

### 4) その他の対策・施策

さらなる対策・施策として、業務・その他部門、家庭部門、運輸部門では、以下のCO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組んでいきます。

表 10.3.5 その他の対策・施策の削減量

その他の対策・施策		削減量 (千t-CO <sub>2</sub> )
業務・その他	エアコン・冷蔵庫の温度管理等	8.8
家庭	エアコン・冷蔵庫の温度管理等	4.2
運輸	公共交通機関及び自転車の利用促進	0.5

※削減量は、大牟田市が目標とする削減量である。

出典 資源エネルギー庁省エネポータルサイト



## 資料編 11. 大牟田の希少生物

(令和元年度に市内での生育が確認されている種)

科名	種名(和名)	環境省	福岡県
<b>ほ乳類 (3目5科5種)</b>			
クジラ目 (1科1種)			
ネズミイルカ科	スナメリ	なし	準絶滅危惧
ネコ目 (食肉目) (2科2種)			
イタチ科	シベリアイタチ (旧和名チョウセンイタチ)	準絶滅危惧	なし
イヌ科	キツネ	なし	準絶滅危惧
ネズミ目 (げっ歯目) (2科2種)			
ネズミ科	カヤネズミ	なし	絶滅危惧Ⅱ類
リス科	ムササビ	なし	準絶滅危惧

科名	種名(和名)	環境省	福岡県
<b>鳥類 (11目18科29種)</b>			
カイツブリ目 (1科1種)			
カイツブリ科	カンムリカイツブリ	なし	準絶滅危惧
カモ目 (1科1種)			
カモ科	オンドリ	情報不足	準絶滅危惧
キジ目 (1科1種)			
キジ科	ヤマドリ	なし	絶滅危惧Ⅱ類
コウノトリ目 (1科1種)			
トキ科	クロツラヘラサギ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
スズメ目 (3科3種)			
ウグイス科	センダイムシクイ	なし	絶滅危惧Ⅱ類
カササギヒタキ科	サンコウチョウ	なし	絶滅危惧Ⅱ類
ヒタキ科	オオルリ	なし	準絶滅危惧
タカ目 (2科8種)			
タカ科	オオタカ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	サシバ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
	チュウヒ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠA類
	ツミ	なし	絶滅危惧Ⅱ類
	ノスリ	なし	準絶滅危惧

	ハイタカ	準絶滅危惧	なし
	ミサゴ	準絶滅危惧	なし
ハヤブサ科	ハヤブサ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
チドリ目 (5科9種)			
カモメ科	コアシサン	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	ズクロカモメ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	ベニアジサシ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類
シギ科	タカブシギ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	ハマシギ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
タマシギ科	タマシギ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
ツバメチドリ科	ツバメチドリ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
チドリ科	シロチドリ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
	タゲリ	なし	準絶滅危惧
ツル目 (1科1種)			
クイナ科	ヒクイナ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
フクロウ目 (1科1種)			
フクロウ科	アオバズク	なし	絶滅危惧Ⅱ類
ブッソウ目 (1科1種)			
カワセミ科	アカショウビン	なし	絶滅危惧Ⅱ類
コウノトリ目 (1科2種)			
サギ科	アマサギ	なし	準絶滅危惧
	チュウサギ	準絶滅危惧	準絶滅危惧

科名	種名(和名)	環境省	福岡県
<b>は虫類 (2目2科4種)</b>			
有鱗目 (1科3種)			
ナミヘビ科	ヒバカリ	なし	準絶滅危惧
	シロマダラ	なし	準絶滅危惧
	シムグリ	なし	準絶滅危惧
カメ目 (1科1種)			
イシガメ科	ニホンイシガメ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類

科名	種名(和名)	環境省	福岡県
<b>両生類(2目4科7種)</b>			
有尾目 (2科2種)			
イモリ科	アカハライモリ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
サンショウウオ科	カスミサンショウウオ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
無尾目 (2科5種)			
アカガエル科	ニホンアカガエル	なし	絶滅危惧Ⅱ類
	トノサマガエル	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠB類
	ツチガエル	なし	準絶滅危惧
	ヤマアカガエル	なし	絶滅危惧Ⅱ類
ヒキガエル科	ニホンヒキガエル	なし	絶滅危惧Ⅱ類

科名	種名(和名)	環境省	福岡県
<b>魚類(5目6科15種)</b>			
コイ目 (2科9種)			
コイ科	アブラボテ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	カゼトゲタナゴ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
	カネヒラ	なし	準絶滅危惧
	ゲンゴロウブナ	絶滅危惧ⅠB類	なし
	ツチフキ	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧
	ニッポンバラタナゴ	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠB類
	ヤリタナゴ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
ドジョウ科	ドジョウ	情報不足	絶滅危惧Ⅱ類
	ヤマトシマドジョウ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
ウナギ目 (1科1種)			
ウナギ科	ニホンウナギ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
カサゴ目 (1科1種)			
カジカ科	ヤマノカミ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
スズキ目 (1科3種)			
ハゼ科	トビハゼ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
	ハゼクチ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
	ムツゴロウ	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧
ダツ目 (1科1種)			
メダカ科	メダカ(ミナミメダカ)	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧

科名	種名(和名)	環境省	福岡県
<b>昆虫類 (4目 15科 17種)</b>			
カメムシ目 (3科3種)			
カメムシ科	コオイムシ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
ゼミ科	ハルゼミ	なし	準絶滅危惧
タイコウチ科	ミスカマキリ	なし	準絶滅危惧
コウチュウ目 (5科6種)			
オサムシ科	マイマイカブリ	なし	準絶滅危惧
カミキリムシ科	トラフカミキリ	なし	絶滅危惧Ⅱ類
ゲンゴロウ科	コガタノゲンゴロウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
コガネムシ科	コカブトムシ	なし	準絶滅危惧
ホタル科	ハイケボタル	なし	準絶滅危惧
	オオオハボタル	なし	準絶滅危惧
チョウ目 (4科4種)			
シジミチョウ科	ミスイロオナガシジミ	なし	準絶滅危惧
	ミスイロオナガシジミ	なし	準絶滅危惧
シロチョウ科	ツマグロキチョウ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
タテハチョウ科	メスグロヒョウモン	なし	準絶滅危惧
ミノガ科	オオミノガ	なし	絶滅危惧Ⅱ類
トンボ目 (3科4種)			
イトトンボ科	キイトトンボ	なし	準絶滅危惧
	ベニイトトンボ	準絶滅危惧	なし
サナエトンボ科	アオサナエ	なし	準絶滅危惧
	タバサナエ	なし	準絶滅危惧

科名	種名(和名)	環境省	福岡県
<b>クモ形類 (1目 2科 2種)</b>			
クモ目 (2科2種)			
トタテグモ科	キノボリトタテグモ	準絶滅危惧	情報不足
ハラフシグモ科	ヒゴキムラグモ	絶滅危惧Ⅱ類	なし

科名	種名(和名)	環境省	福岡県
<b>甲殻類(1目6科8種)</b>			
十脚目 (6科8種)			
アリアケガニ科	アリアケガニ	なし	絶滅危惧ⅠB類
オサガニ科	オサガニ	なし	準絶滅危惧
コメツキガニ科	ハラグクレチゴガニ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
スナガニ科	シオマネキ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類
	ハクセンシオマネキ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
ベンケイガニ科	クシテガニ	なし	準絶滅危惧
	ベンケイガニ	なし	準絶滅危惧
モクズガニ科	ハマガニ	なし	準絶滅危惧

科名	種名(和名)	環境省	福岡県
<b>貝類(軟体動物)(7目17科22種)</b>			
イシガイ目 (1科1種)			
イシガイ科	マツカサガイ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
カキ目 (1科1種)			
ハボウキ科	リシケタイラギ	なし	準絶滅危惧
フネガイ目 (1科1種)			
フネガイ科	アカガイ	なし	準絶滅危惧
ザルガイ目 (1科1種)			
シジミ科	マシジミ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
新生腹足目 (6科10種)			
ウミミナ科	ウミミナ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
カワザンショウ科	アズキカワザンショウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
キバウミミナ科	クロヘナタリ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類
	シマヘナタリ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類
	フトヘナタリ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	ヘナタリ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
タニシ科	マルタニシ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
トゲカワミナ科	タケノコカワミナ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠA類
ヤマタニシ科	ヤマタニシ	なし	準絶滅危惧
	ヤマヒラマキ(ヤマクルマ)	なし	絶滅危惧ⅠB類

異鰓（いさい）目		（6科7種）	
ドロアワモチ科	センバイアワモチ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類
	ヤベガワモチ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠA類
フタマイマイ科	ウミマイマイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
オカミミガイ科	オカミミガイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
キセルガイ科	キュウシュウナミコギセル	なし	準絶滅危惧
モノアラガイ科	モノアラガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
アマオブネ目		（1科1種）	
アマオブネ科	ヒロクチカノコ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類

科名	種名（和名）	環境省	福岡県
<b>その他（2目2科2種）</b>			
ツバサゴカイ目（多毛類）（1科1種）			
ツバサゴカイ科	ツバサゴカイ	なし	絶滅危惧Ⅱ類
サシバゴカイ目（多毛類）（1科1種）			
ゴカイ科	アリアケカワゴカイ	なし	準絶滅危惧

科名	種名(和名)	環境省	福岡県
<b>種子植物 (15科18種)</b>			
被子植物 (1科1種)			
ヒノキ科	ヒノキ	なし	準絶滅危惧
裸子植物 (14科17種)			
双子葉類 離弁花類 (7科7種)			
アブラナ科	コイヌガラシ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
アワブキ科	アオカズラ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
イソマツ科	ハマサジ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
オトギリソウ科	アゼオトギリ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
タデ科	コギシギシ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
バラ科	ツチグリ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
マメ科	シバハギ	なし	絶滅危惧ⅠB類
双子葉類 合弁花類 (4科6種)			
ゴマノハグサ科	ゴマノハグサ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	トラノオスズカケ	なし	絶滅危惧ⅠA類
	ヒキヨモギ	なし	絶滅危惧ⅠB類
ヤブコウジ科(サクラソウ科)	カラタチバナ	なし	絶滅危惧ⅠB類
シソ科	ミゾコウジュ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
リンドウ科	リンドウ	なし	絶滅危惧Ⅱ類
単子葉類 (3科4種)			
カヤツリグサ科	シンジュガヤ	なし	絶滅危惧ⅠB類
ヒルムシロ科(イトクズモ科)	カワツルモ	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠB類
ユリ科	アマナ	なし	絶滅危惧Ⅱ類
	ノヒメユリ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類

科名	種名(和名)	環境省	福岡県
<b>シダ植物 (2科2種)</b>			
マツバラ科	マツバラ	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠB類
イワデンダ科(メシダ科)	コクモウクジャク	なし	絶滅危惧ⅠA類

## 資料編 12. 用語解説

### 【あ行】

#### 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

#### エコキュート

ヒートポンプの原理を用い、夜間電力や太陽光で発電した電力を有効に利用して、冷媒の圧縮・膨張サイクルによりお湯を作り、貯湯タンクに蓄える給湯システム。正式名称は「自然冷媒ヒートポンプ給湯機」で、自然冷媒として二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を使用する機種の総称である。

#### エコタウン事業

ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることを目指す「ゼロエミッション構想」を基軸に、地域の振興を図りながら環境と調和したまちづくりを推進する事業です。大牟田市は、平成10年7月にエコタウン地域として、国から承認を受け、「大牟田エコタウンプラン」により、環境リサイクル産業の創出・育成の取組を進めています。

#### エコドライブ

「環境に配慮した自動車の使用」を意味する言葉。具体的には、やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止める等をして燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出量を減らす運転のこと。

#### エネファーム

都市ガスやプロパンガス(LPガス)等から、水素を作り、その水素を空気中の化学反応により発電するシステム。エネルギーを燃やさずに直接利用するので高い発電効率が見られ、発電の際に発生する排熱を回収し、給湯器としての役割も果たします。

#### 塩性湿地

海岸にある湿地・沼地であり、海に近いため潮汐の影響により、時間帯により塩水・汽水に冠水するか、または陸地となる地形である。干潟全般

よりも波浪の影響を受けにくい場所に分布しており、通常、塩生植物の繁殖が見られる。

#### 温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化硫黄の7物質と定められている。

### 【か行】

#### 外来生物

本来、国内に生息・育成していなかったにもかかわらず人間の活動によって、海外から持ち込まれた生物の総称。

#### 環境活動評価プログラム

中小規模の事業者を含む幅広い事業者が、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動する」という地球市民としての役割を果たし、具体的な環境活動が展開できるようにするための手法を平成8年に環境庁が策定し、普及を進めてきているもの。その後、新制度の検討・創設等が行われ、現在はエコアクション21認証・登録制度として取組が進められている。

#### 環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定める行政上の政策目標。

#### 環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画。平成6年に第一次計画が策定されたのち、約6年ごとに見直しが行われ、第五次計画まで策定(平成30年閣議決定)されている。都道府県、市町村などの地方自治体レベルにおいても、計画策定が進んでいる。法令上の策定義務のない任意計画として策定する場合もあれば、国における環境基本法と環境基本計画の関係にならない、当該自治体における環境基本計画の策定を規定する条例



(環境基本条例)を制定することも多い。国の環境基本計画策定に先立ち、昭和48年の大阪府を皮切りに、「環境管理計画」という名称で、地方自治体において環境基本計画の前身となる計画の策定が進んだ。内容は、公害の規制のほか、快適環境の創造や自然環境の保全などが取り上げられるとともに、環境の評価と利用にあたっての配慮事項とその指針を示すもの。

## 環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

## 環境保全活動

地球環境保全、公害の防止、生物多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成、その他の環境の保全(良好な環境の創造を含む)を主たる目的として自発的に行われる活動。

## 環境リスク

人為活動によって生じた環境の汚染や変化(環境負荷)が、環境の経路を通じて、ある条件のもとで人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性(おそれ)のこと。またそうして引き起こされた環境汚染によって被害補償を求められる可能性をリスクとして捉える観点もある。環境リスクの要因としては、一般に化学物質が念頭に浮かぶが、その他に自然環境の改変行為、温室効果ガス(二酸化炭素など)の排出による大気中濃度の増大、フロンによるオゾン層の破壊など環境保全上の支障となるおそれのあるすべての要因が対象となる。

## 気候変動

気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因がある。自然の要因には大気自身に内在するもののほか海洋の変動、火山の噴火によるエアロゾル(大気中の微粒子)の増加、地球軌道変化などがある。一方、人為的な要因には人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加やエアロゾルの増加、森林破壊などがある。二酸化炭素などの温室効果ガスの増加は地上気温を上昇させ、森林は二酸化炭素の吸収源であり、その破壊は二酸化炭素濃度の上昇をもたらす。また植生の変化は水の循環や地球表面の日射の反射量に影響を及ぼす。

## 希少野生生物

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づき指定される絶滅の危機にある野生生物のこと。

## 近代化産業遺産

幕末から第2次世界大戦期までの間に建設され、我が国の近代化に貢献した産業・交通・土木に係る建造物のこと。

## グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

## 景観計画

景観法(平成16年6月制定、12月施行)の規定に基づき、景観行政団体(地方自治法上の指定都市、中核市、又は都道府県等)が良好な景観の保全・形成を図るため定めた計画。景観法の基本となる仕組みであり、(1)景観計画区域、(2)景観計画区域における良好な景観の保全・形成に関する方針、(3)良好な景観の保全・形成のための行為の制限に関する事項、(4)景観重要建造物・樹木の指定の方針等を定めることとされている。

## 健康項目

環境基本法(平成5年)に基づく人の健康の保護のために定められる環境基準。環境基準は環境基本法の前身の公害対策基本法(昭和42年)に基づいて、昭和46年に定められたもので、公共用水域の水質保全行政の目標として達成し維持されることが望ましい水質汚濁に係わる環境基準のひとつ。カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCBなどの27項目。

## 光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

## コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めるためのまちづくりの概念。

## 【さ行】

### 再生可能エネルギー

エネルギー供給構造高度化法では、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。

### 里地里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念。

### 自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。

### 住工混在地域

住宅地と工場が混在している地域。市街地化地域に対しさまざまな用途地域を定める都市計画区域内にあっては、工業地域及び準工業地域がこれにあたる。

工場集積地である住宅混在地域は、工場跡地に新興住宅やマンションが建設されることがあり、既存工場の騒音・振動等に起因するトラブルが生じやすい。

### 循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会。

### 循環産業

エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の排出削減に資する廃棄物処理・リサイクル関係事業を促進し、地球環境保全に資すること。

### 省エネルギー

石油や石炭、天然ガスなどの限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを節約・効率よく使用することで、エネルギーの消費を減らすこと。

### 浄化槽

し尿と併せて生活雑排水を処理し、終末処理場以外に放流するための設備のこと。

### 親水護岸

河川や海岸線の護岸を、水辺に近づきやすい階段状や緩やかな勾配にしたもの。

### 侵略的外来生物

外来生物のうち、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある種のこと。沖縄本島や奄美大島に持ち込まれたマングース、小笠原諸島に入ってきたグリーンアノールなど。

### 生活環境項目

環境基本法（平成5年）に基づいて定められている水質の環境基準のひとつ。生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として具体的には、pH、BOD、COD、SS、DO、ノルマルヘキサン抽出物質、大腸菌数、全窒素、全リン等の基準値が設定されている。

### 生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。

### 生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生物は40億年の進化の過程で、さまざまな環境に適応し、今日では3,000万種ともいわれる多様な生物種が存在している。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的、間接的に関与している。生物多様性には、生態系に多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルの多様性がある。

### 絶滅危惧種

さまざまな要因により個体数が減少し絶滅の危機に瀕している種・亜種を指す。

### ゼロカーボン・ドライブ

太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力（再エネ電力）と電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）を活用した、走行時のCO<sub>2</sub>排出量がゼロのドライブです。

## 【た行】

### ダイオキシン類

ものを燃やすと発生しやすい有機塩素化合物で、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をあわせてダイオキシン類と定義している。

### 大気汚染物質

大気中に存在し、人の健康や生活環境に被害を及ぼす恐れのある物質。大気汚染防止法では、ばい煙（硫黄酸化物、ばいじん、有害物質）、粉じん（一般粉じん、特定有害物質）、自動車排出ガス、特定物質、揮発性有機化合物、有害大気汚染物質を定めている。このほか、光化学オキシダントや微小粒子状物質、悪臭防止法で不快なおい原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質として定める特定悪臭物質なども大気汚染物質といえる。

### 太陽光発電

シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを太陽電池（半導体素子）により直接電気に変換する発電方式。

### 脱炭素（カーボンニュートラル）

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いた値がゼロになることを意味する。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガス排出量の削減、並びに吸収作用の保全及び強化に取り組む必要がある。

### 地産地消

「地域生産、地域消費」の略語で、地域で生産された農林水産物等をその地域で消費すること。

### 長期優良住宅

長期優良住宅の普及の促進に関する法律で規定する長期にわたり良好な状態で使用するための措置が、その構造及び設備について講じられた優良な住宅のこと。

### テレワーク

ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。オフィスから離れた場所で、ICTを使って仕事をする事

## 【な行】

### 内陸型気候区

気象観測で得られたデータやその土地の自然・風土などから割り当てる九州の気候区分のひとつ。九州の気候は7気候区に分割され、内陸型気候区は、年平均気温が15～16℃、年降水量1800mm前後で、気温の日較差と年較差が最も大きく、風も比較的弱い地域で、佐賀、福岡、熊本県の有明海、島原湾に面した平野部の地域が含まれる。

### 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

亜硫酸ガスともいい、化石燃料の燃焼時に不純物として含まれる硫黄の酸化により発生する。

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっている。

### 野焼き

野外で、焼却設備を用いずに廃棄物を燃やすこと。野焼きを行うと煙や悪臭が公害の原因となるほか、焼却温度が最高でも約300度にしか達しないためダイオキシン類が発生しやすいといった問題がある。野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」で禁止されており、違反した場合は5年以下の懲役か1,000万円以下の罰金のいずれかまたは両方が科される。

## 【は行】

### 干潟

干出と水没を繰り返す平坦な砂泥底の地形で、内湾や河口域に発達する。浅海域生態系の一つであり、多様な海洋生物や水鳥等の生息場所となるなど重要な役割を果たしている。

### 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）

大気中に浮遊する粒子状物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が2.5μm以下のもの。

### 風致地区

都市の風致（丘陵、樹林、水辺地等の自然豊かな土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然環境）を維持するため、都市計画法の規定に基づき、知事が都市計画に定める地域地区。当該地区内での建築物の建築等の一定の行為について、知事の許可を受けなければならない。

## 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が  $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の $1\text{m}$ ）以下のものをいう。

## 文化財

文化財保護法では、文化財として、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つを定めている。

## 【や行】

### 有害大気汚染物質

大気中から低濃度ではあるが検出され、長期間に渡ってばく露することにより健康影響が生ずるおそれのある物質のこと。

## 【ら行】

### 立地適正化計画

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡して、適切な将来都市構造の実現を図るための計画。

### 流域治水

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

### レッドデータブック

レッドリストに掲載されている種について、それらの生息状況や存続を脅かしている原因等を開設した書籍で、概ね10年ごとに刊行。

### レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物種のリストで、国際的には、国際自然保護連合（IUCN）が作成し、国内では環境省のほか、地方公共団体やNGOが作成している。環境省では、国内に生息又は生育する野生生物について、生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してまとめている。

## 【A-Z,1,2,3…】

### BOD

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）のこと。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

### PRTR制度

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。

### SS

浮遊物質（Suspended Solids）のこと。水の濁りや透明性に関する指標の一つ。





## 大牟田市第3次環境基本計画

---

発行 大牟田市  
編集 環境部環境保全課  
〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地  
TEL : 0944-41-2721 FAX : 0944-41-2722  
<http://www.city.omuta.lg.jp/>

---